

令和元年6月19日

令和2年度 国の施策・予算  
に関する提案・要望書

宮城県知事 村井 嘉浩



## 令和2年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、8年3か月が経過しました。本県の被害は、死者・行方不明者が約1万1千余人、全半壊の住家被害が23万棟を超え、県下全体の被害額は約9兆円に達するなど、未曾有の大災害となっています。

本県では、国をはじめとする国内外の多くの皆様からの心温まる御支援をいただきながら、県民一丸となって復旧・復興に向けて懸命に努力を続けております。昨年度末までに、災害公営住宅が全戸完成するなど、被災者の生活を支える基盤整備が進展しており、復旧・復興に向け着実に歩みを進めております。

これまでも国においては、特例的な財政支援や復興特区制度など、手厚い措置を講じていただいているところですが、被災自治体においては、事業が膨大かつ長期にわたることなどにより、復興の進展に伴う新たな課題や行政需要が生じております。

ハード事業については、復興・創生期間内の完了に向け全力を尽くしておりますが、今後、やむを得ない事情により、期間内での完了が危惧される事業が一定数見受けられることから、事業の繰越等、復興予算の弾力的運用が必要です。また、ソフト事業については、心のケア、地域コミュニティの再生等の被災者支援事業や原子力災害への対応等について、期間後も中長期的な事業の継続が必要となります。被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには、自らの努力はもとより、特例的な財政支援や税制上の優遇措置、各種の規制緩和、人的支援など、国による確かな支援が引き続き不可欠です。

つきましては、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付けていただき、一日も早い復興の完遂に向け、被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援や各種制度を確実に継続していただくほか、復興・創生期間後においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生等、中長期的な対応が必要とされる施策に財政支援を継続するとともに、ハード事業については、事業の繰越や復興予算の弾力的運用等について早期に明確にするよう要望いたします。

加えて、震災を乗り越え、人口減少と地域活性化等の課題解決に向けて鋭意取り組んでいく必要がありますことから、県民福祉の維持・向上に必要な各種施策に対する要望のほか、地方財政の充実や地方分権の着実な推進、少子化対策の推進等についての提案をいたしますので、国として必要な制度等の整備や改善を図られますよう要望いたします。



# 重 点 要 望 项 目



## 重点要望項目

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

#### 【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

#### 【復興庁，財務省】

本県ではこれまで，県民一丸となって東日本大震災からの復旧・復興に懸命に取り組み，生活インフラや産業の再生などを着実に進めてきました。一方，事業が膨大かつ長期にわたることから，今後の復興に当たって新たな課題や行政需要が生じております。

ハード事業においては，復興・創生期間内の完了に向け全力を尽くしていますが，今後，やむを得ない事情により，期間内で完了せず繰越が必要となる事業や，期間後にわたって実施せざるを得ない事業が発生することが危惧されています。また，ソフト事業においては，心のケア，地域コミュニティの再生など被災者支援事業や原子力災害への対応等について，期間後も中長期的な事業の継続が必要となります。

これまでも特例的な財政支援措置を講じていただいているところですが，被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには，国による特例的な財政支援が引き続き不可欠です。

つきましては，今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け，一日も早い復興の完遂に向け，被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援や各種制度を確実に継続するほか，復興・創生期間後においても，被災者の心のケアや地域コミュニティの再生等，中長期的な対応が必要とされる施策に財政支援を継続するとともに，ハード事業については，事業の繰越や復興予算の弾力的運用等の方針について早期に明確にするよう求めます。また，復興の総仕上げに向け，被災地に残された課題の解決を目指す上では，東日本大震災復興交付金の効果促進事業（一括配分）の有効活用も重要であることから，沿岸地域の土地利用促進など，必要な事業への充当について柔軟な運用を講じるよう求めます。

### 3 復興庁の後継組織による支援の継続

【復興庁】

復興庁においては、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ることで、これまで復興の進捗に大きく貢献していただいています。

今年3月に閣議決定した『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更については、復興庁の後継組織の在り方の検討について明記されたところですが、復興の完遂と被災者の自立の道筋が見えるまで担当大臣を置き、その強いリーダーシップの下、これまで同庁が担ってきた「被災自治体の一元的な窓口」や「省庁横断的な企画調整」等の機能が維持された、実効力のある組織となるよう求めます。

### 4 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災によって落ち込んだ沿岸地域の製造品出荷額等（平成29年）は、全国的に東日本大震災前の水準を超えている中、金額にして約2,200億円下回っている状況です。

本県及び沿岸市町では引き続き本補助金を活用し、沿岸地域の主要な産業である食品関連産業をはじめとした製造業を中心とする企業の誘致・集積に取り組んでいます。その受皿として整備が進められている沿岸地域の産業用地については、分譲面積全体の約6割が今年度から令和2年度にかけて工事完了し、引渡し可能となります。さらに、これらの多くが防災集団移転元地に整備されているため、企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確認した上で立地決定することとなり、その結果、現行の期間内での申請や運用期間内での補助対象事業の終了が困難となります。

平成30年度末までの申請期間については、1年間の申請期間延長が認められましたが、本県の1日も早い産業復興実現のためにも、本補助制度（製造業等立地支援事業及び商業施設等復興整備事業）の申請期間及び運用期間を再延長するようお願いします。また、対象地域については、主な産業用地以外の土地への立地を検討している企業もあることから、引き続き沿岸15市町全域を対象にするとともに、産業復興が遅れている地域には十分な措置をとるよう求めます。

### 5 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

【各省庁】

福島第一原子力発電所事故は、本県産業に広範で深刻な被害をもたらしました。農林水産物の出荷制限に伴う損害、検査費用や販路回復費用等の負担、風評被害による減収などの損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行っているところですが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が強い外国人観光客が大きく減少する中、観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者負担を強めています。国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。また、放射線・放射能による影響等に関する不安を解消し、風評被害を防止するため、リスクコミュニケーションの取組を強

化し、農林水産物の安全性や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を積極的に行うよう求めるとともに、住民の不安解消のために自治体が自発的に行う被害対策について賠償範囲に明示するよう求めます。

一方、放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出防止対策及び廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策の徹底について、東京電力ホールディングス株式会社を指導・監督するとともに、多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについて丁寧かつ慎重な検討を行い、検討結果の公表に際しては、風評被害対策等への丁寧かつ十分な取組を併せて公表するなど、国は責任を持って万全の対策を講じることを求めます。

放射能に汚染された廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対し、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金に関する受給手続の柔軟な運用を含めた十分な財政・技術的支援など、国の責任ある支援を求めます。また、指定廃棄物の問題については、国の責任の下、解決までの間、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うほか、指定解除後の廃棄物についても、処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。

さらに、除染により発生した除去土壌の処分基準の早期提示、十分な財政・技術的支援など、国の積極的な関与を求めます。

## 6 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

### 【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

## 7 広域防災拠点の整備

### 【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】

本県では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備し、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、復興予算を含め引き続き所要の財政措置を講じ

## <重点要望項目>

るよう求めます。

加えて、平成28年3月に国土交通省が策定した「東北圏広域地方計画」においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、中核的な広域防災拠点を本県内に整備することを求めます。

### **8 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用**

**【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】**

東日本大震災により被災した既存の防潮堤等の海岸保全施設については、災害復旧事業を活用し復旧を進めているところですが、新たに整備する防潮堤については社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金により整備することとしています。

しかしながら、防潮堤等の高さや整備位置に関する地元調整などに時間を要している地域もあり、多くの区間で令和2年度も本格的な工事が実施される見込みとなっています。

つきましては、令和2年度も十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めるとともに、やむを得ない理由により、年度内の完了が見込まれない場合については、令和2年度以降も予算の繰越などの弾力的な運用を認めるよう求めます。

### **9 被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保等**

**【復興庁，厚生労働省】**

東日本大震災から8年が経過した現在も、災害公営住宅入居後の生活環境の変化等に伴い、被災者の心のケアや、孤立防止のための交流機会の確保等が被災者支援の課題となっています。

心のケアの相談件数は依然として高止まり傾向にあり、保健所・市町だけでは対応しきれない相談件数が寄せられていることに加え、うつ病やアルコール関連問題など長期的に支援を必要とするケースの増加や、被災した親の影響を受けた子どもに対する心のケアなど、問題は深刻化・複雑化しています。また、地域コミュニティにおける支え合い体制の構築には、地区の再建時期に差があることなどから、いまだ時間を要する地域もあり、復興の進捗に応じて継続的に見守り・生活支援を行っていく必要があります。

つきましては、被災者の心のケア対策、見守り・生活支援等の被災者支援に対する十分な財源措置を求めます。あわせて、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（平成31年3月8日閣議決定）において、復興・創生期間後も心のケアや見守り・生活相談等の取組が必要とされたことから、令和3年度以降の継続的かつ確実な財源措置を求めます。

### **10 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置**

**【復興庁，文部科学省】**

東日本大震災から8年が経過し、学校を取り巻く環境は落ち着きを取り戻しつつありますが、目には見えなくとも依然として震災の辛い思いを抱きながら学校生活を送っている子どもたちは数多く存在しており、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

今年度においても震災対応のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われていることから、令和2年度以降についても、きめ細かな教

育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など、学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ、基礎定数化するよう求めます。

## 11 東北観光復興対策交付金の継続

### 【復興庁，財務省，国土交通省】

平成30年の東北6県外国人延べ宿泊者数は、121万4千人と東日本大震災前の倍以上の水準まで伸びていますが、全国シェアは1.3%から1.5%と低迷したままであり、全国的に外国人宿泊者数が増加している中、東北地方だけが出遅れている状況にあります。

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、東北の観光復興が掲げられ、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年までに150万人泊にすることが目標とされたところです。また、それと同時に東北観光復興対策交付金が創設され、本県としても当該交付金を活用して受入環境整備といった事業に取り組んできましたが、平成30年に本県を訪れた外国人の延べ宿泊者数は34万人泊にとどまっており、目標の達成には一層の対策が必要な状況となっています。

インバウンドを促進するためには、地域の観光地を磨き上げるとともに、外国人観光客の受入環境をしっかりと整備し、併せて、磨き上げた観光地を効果的にプロモーションする必要があります。

今後、平成30年3月に仙台市、松島湾及び仙台空港を含む周辺エリアに設立したDMOを成功させるためには、自立するまでの一定期間は円滑に運営するための支援が必要です。また、外国人観光客が東北へ行きたいと思わせる動機付けとなる宣伝広告や、海外旅行エージェントと旅館ホテルとをマッチングさせ、旅行商品を造成させるなど、効果的なプロモーションも実施していかなければなりません。

そのため、これらの取組を効果的に行い、東北地方へのインバウンドを一層促進させるため、令和2年度も東北観光復興対策交付金を継続するよう求めます。

## 12 国際リニアコライダー（ILC）の実現

### 【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的發展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

### 13 保健医療福祉分野における十分な財政措置と弾力的な運用等

#### 【厚生労働省】

本県では、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むための支援、障害福祉サービスの充実等を図るため、それぞれ地域医療介護総合確保基金、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところです。

しかしながら、地域医療介護総合確保基金については、地域の医療・介護需要等に応じた配分となっておらず、国が廃止した国庫補助事業の振替財源として配分される部分も大きくなっています。また、現在の国の交付スケジュールでは、年度当初から事業に着手できず、事業の円滑な実施に支障が生じています。さらに、地域生活支援事業費等補助金や社会福祉施設等施設整備費補助金については、十分な補助額が確保されておらず、都道府県等からの要望が採択されないなど、地方要望額と国内示額にかい離が生じており、市町村及び県が国負担分を肩代わりする状況が続いております。

このような状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を地域の医療・介護需要に応じ配分される仕組みとするとともに、国庫補助事業からの振替を極力抑制し、十分な財政措置を講じるよう求めます。また、交付スケジュールの前倒しや基金区分間の運用など柔軟な制度運用を求めます。地域生活支援事業費等補助金については、障害者が日常生活を送る上で不可欠なサービスの提供に支障を生じさせないように、社会福祉施設等施設整備費補助金については、地域で必要とする施設整備が着実に行われ、障害者の地域生活移行推進の取組を停滞させることのないよう、いずれも十分な財政措置を求めます。

予算措置等を求める要望書  
(東日本大震災関連)



**要望項目一覧**

**内閣府**

- 1 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援  
【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】
- 2 自治体の被害対策経費に係る損害賠償  
【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 3 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策  
【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 4 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化  
【内閣府，厚生労働省】
- 5 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】
- 6 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応  
【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】
- 7 広域防災拠点の整備  
【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】
- 8 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】
- 9 国際リニアコライダー（ILC）の実現  
【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】
- 10 （仮称）東日本大震災メモリアルパークの整備  
【内閣府，復興庁】
- 11 原子力防災体制の強化  
【内閣府】
- 12 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続  
【内閣府，復興庁】
- 13 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援  
【内閣府，復興庁】
- 14 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置  
【内閣府，復興庁，総務省】
- 15 被災地の実情に応じた金融の円滑化  
【内閣府】
- 16 水産加工業の復興に向けた支援  
【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】
- 17 震災に伴う警察官の増員  
【内閣府】

## 復興庁

- 1 復旧・復興に要する人的支援の継続  
【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】
- 2 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等  
【復興庁，財務省】
- 3 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用  
【復興庁，総務省，財務省】
- 4 復興庁の後継組織による支援の継続  
【復興庁】
- 5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等  
【復興庁，経済産業省】
- 6 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援  
【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】
- 7 自治体の被害対策経費に係る損害賠償  
【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 8 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策  
【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 9 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発  
【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】
- 10 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】
- 11 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応  
【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】
- 12 広域防災拠点の整備  
【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】
- 13 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用  
【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】
- 14 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】
- 15 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保  
【復興庁，厚生労働省】

- 16 被災者の心のケア対策の取組の継続  
【復興庁，厚生労働省】
- 17 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置  
【復興庁，文部科学省】
- 18 東北観光復興対策交付金の継続  
【復興庁，財務省，国土交通省】
- 19 国際リニアコライダー（ILC）の実現  
【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】
- 20 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用  
【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】
- 21 地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大  
【復興庁，総務省】
- 22 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等  
【復興庁，総務省】
- 23 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置  
【復興庁，総務省】
- 24 消防力の復旧に向けた財政支援の継続  
【復興庁，総務省】
- 25 （仮称）東日本大震災メモリアルパークの整備  
【内閣府，復興庁】
- 26 被災した地域公共交通への支援の拡充  
【復興庁，国土交通省】
- 27 JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保  
【復興庁，国土交通省】
- 28 特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援  
【復興庁，環境省】
- 29 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続  
【内閣府，復興庁】
- 30 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援  
【内閣府，復興庁】

<震災関連：目次>

- 31 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置  
【内閣府，復興庁，総務省】
- 32 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置  
【復興庁，厚生労働省】
- 33 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続  
【復興庁，財務省，経済産業省】
- 34 東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し  
【復興庁，経済産業省】
- 35 二重債務問題対策に係る支援の継続  
【復興庁，経済産業省】
- 36 金融施策に係る支援の継続  
【復興庁，経済産業省】
- 37 事業復興型雇用確保事業の拡充  
【復興庁，厚生労働省】
- 38 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信  
【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】
- 39 放射性物質吸収抑制対策事業の継続  
【復興庁，農林水産省】
- 40 復興予算の弾力的運用（農地整備等）  
【復興庁，総務省，農林水産省】
- 41 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施  
【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】
- 42 水産加工業の復興に向けた支援  
【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】
- 43 漁場生産力回復支援の継続  
【復興庁，農林水産省】
- 44 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立  
【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】
- 45 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設  
【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】
- 46 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置  
【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

- 47 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保  
【復興庁，財務省，国土交通省】
- 48 復旧・復興事業における施工確保  
【復興庁，国土交通省】
- 49 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援  
【復興庁，国土交通省】
- 50 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援  
【復興庁，国土交通省】
- 51 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策  
【復興庁，国土交通省】
- 52 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除  
【復興庁，総務省，国土交通省】
- 53 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進  
【復興庁，国土交通省】
- 54 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応  
【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】
- 55 復興祈念公園の整備  
【復興庁，国土交通省】
- 56 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続  
【復興庁，総務省，国土交通省】
- 57 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置  
【復興庁，文部科学省】
- 58 仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続  
【復興庁，文部科学省】
- 59 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続  
【復興庁，文部科学省】
- 60 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続  
【復興庁，財務省，文部科学省】

## 総務省

- 1 復旧・復興に要する人的支援の継続  
【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】
- 2 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続  
と弾力的な運用  
【復興庁，総務省，財務省】

## <震災関連：目次>

### 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

### 4 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】

### 5 被災者に対する授業料等の減免により増嵩する公立大学法人への運営費交付金に対する特別交付税措置の継続

【総務省】

### 6 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

### 7 地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大

【復興庁，総務省】

### 8 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等

【復興庁，総務省】

### 9 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置

【復興庁，総務省】

### 10 消防力の復旧に向けた財政支援の継続

【復興庁，総務省】

### 11 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置

【内閣府，復興庁，総務省】

### 12 復興予算の弾力的運用（農地整備等）

【復興庁，総務省，農林水産省】

### 13 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

### 14 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

### 15 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除

【復興庁，総務省，国土交通省】

### 16 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁，総務省，国土交通省】

## 法務省

### 1 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

## 外務省

### 1 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

### 2 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

3 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

## 財務省

1 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

【復興庁，財務省】

2 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用

【復興庁，総務省，財務省】

3 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】

4 東北観光復興対策交付金の継続

【復興庁，財務省，国土交通省】

5 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

6 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

【復興庁，財務省，経済産業省】

7 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

8 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保

【復興庁，財務省，国土交通省】

9 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

【復興庁，財務省，文部科学省】

## 文部科学省

1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】

<震災関連：目次>

- 5 県内観光業に対する十分かつ迅速な賠償の実施  
【文部科学省】
- 6 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】
- 7 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現  
【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】
- 8 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置  
【復興庁，文部科学省】
- 9 国際リニアコライダー（ILC）の実現  
【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】
- 10 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金かさ上げの継続  
【文部科学省】
- 11 「東北メディカル・メガバンク計画」の継続実施に向けた財政措置の継続  
【文部科学省】
- 12 次世代放射光施設の整備  
【文部科学省】
- 13 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施  
【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】
- 14 特用林産物の出荷制限解除への対応  
【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】
- 15 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立  
【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】
- 16 学校における防災教育体制の整備  
【文部科学省】
- 17 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置  
【復興庁，文部科学省】
- 18 仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続  
【復興庁，文部科学省】
- 19 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続  
【復興庁，文部科学省】
- 20 公立学校施設の災害復旧事業における基本単価の引上げ  
【文部科学省】

21 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

【復興庁，財務省，文部科学省】

## 厚生労働省

1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

2 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化

【内閣府，厚生労働省】

3 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

4 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】

5 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保

【復興庁，厚生労働省】

6 被災者の心のケア対策の取組の継続

【復興庁，厚生労働省】

7 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置

【復興庁，厚生労働省】

8 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続と資材価格急騰に対する財政支援

【厚生労働省】

9 被災市町村の国民健康保険制度に対する財政措置

【厚生労働省】

10 事業復興型雇用確保事業の拡充

【復興庁，厚生労働省】

11 特用林産物の出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

12 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

## 農林水産省

1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

<震災関連：目次>

2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

3 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

4 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

5 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

6 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】

7 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

8 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援

【農林水産省】

9 放射性物質吸収抑制対策事業の継続

【復興庁，農林水産省】

10 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置

【農林水産省】

11 復興予算の弾力的運用（農地整備等）

【復興庁，総務省，農林水産省】

12 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

13 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】

14 漁場生産力回復支援の継続

【復興庁，農林水産省】

15 特用林産物の出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

16 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

17 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

18 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

19 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

## 経済産業省

1 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

【復興庁，経済産業省】

2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

4 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】

6 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

7 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

8 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

9 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

【復興庁，財務省，経済産業省】

10 東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し

【復興庁，経済産業省】

11 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

12 金融施策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

13 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

<震災関連：目次>

14 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

15 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】

16 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

## 国土交通省

1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

2 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

3 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

4 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】

5 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】

6 東北観光復興対策交付金の継続

【復興庁，財務省，国土交通省】

7 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

8 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

9 被災した地域公共交通への支援の拡充

【復興庁，国土交通省】

10 JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保

【復興庁，国土交通省】

11 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

12 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

- 13 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保  
【復興庁，財務省，国土交通省】
- 14 復旧・復興事業における施工確保  
【復興庁，国土交通省】
- 15 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援  
【復興庁，国土交通省】
- 16 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援  
【復興庁，国土交通省】
- 17 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策  
【復興庁，国土交通省】
- 18 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除  
【復興庁，総務省，国土交通省】
- 19 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進  
【復興庁，国土交通省】
- 20 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応  
【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】
- 21 復興祈念公園の整備  
【復興庁，国土交通省】
- 22 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続  
【復興庁，総務省，国土交通省】

## 環境省

- 1 復旧・復興に要する人的支援の継続  
【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】
- 2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援  
【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】
- 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償  
【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 4 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策  
【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】
- 5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発  
【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】
- 6 除去土壌等の処分  
【環境省】

<震災関連：目次>

7 放射能に汚染された廃棄物の処理

【環境省】

8 原子力発電所の安全確認

【環境省】

9 特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への  
財政支援

【復興庁，環境省】

10 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

## 内閣府

### 1 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は、出荷制限や風評被害などの営業損害に加え、検査費用や間接被害など、甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら、東京電力ホールディングス株式会社は、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。

国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

### 2 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について、東京電力ホールディングス株式会社は、空間線量率の測定や農林水産物の検査など、住民の不安解消のために、地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが、法令・政府指示等に基づかないものとして、賠償の対象外としているか、対象期間を制限しています。

国は、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが、賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから、東京電力ホールディングス株式会社が、交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

### 3 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

放射性物質の海洋への流出は、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう、国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に、多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについては、現在、国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが、多核種除去設備等（ALPS）処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては、多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについて、漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また、検討結果の公表に際しては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリン

グを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

#### 4 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化

【内閣府，厚生労働省】

食品に含まれる放射性物質が健康に及ぼす影響や基準値等について、これまでもリスクコミュニケーションの充実を図るためのセミナーなどが開催されているところですが、依然として国民が正しく理解している状況とは言い難く、一部では誤った理解による風評被害が発生しています。

このことから、今後も国の責任の下で、不安の払拭に向けたリスクコミュニケーションの充実を図るためのセミナーを開催するなど、正しい知識の普及啓発に継続的に取り組むよう求めます。

#### 5 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだに取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

特に、水産物については、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

#### 6 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

## 7 広域防災拠点の整備

### 【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】

本県では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備し、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、復興予算を含め引き続き所要の財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成 28 年 3 月に国土交通省が策定した「東北圏広域地方計画」においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、中核的な広域防災拠点を本県内に整備することを求めます。

## 8 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

### 【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】

県内の各地域では、災害公営住宅の整備が終了し、また、防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり、恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方、東日本大震災の発生から 8 年を経過した現在においても、防災集団移転地での住宅再建が果たされておらず、約 700 人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、また、災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても、コミュニティの形成や高齢化、独居、生活再建、学習環境など被災者を取りまく課題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア、見守り、相談対応、学習環境の充実を行うなど、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目のない支援の実現を図るため、その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

## 9 国際リニアコライダー（ILC）の実現

### 【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成 31 年 3 月 7 日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に ILC を位置付けるよう求めます。

## 10 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

【内閣府，復興庁】

東日本大震災を経験した我が国が，震災で生まれた各種の‘絆’を育み，震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに，世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を，国において，最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

## 11 原子力防災体制の強化

【内閣府】

東北電力女川原子力発電所周辺地域における原子力防災体制の強化について，原子力災害対策重点区域を有する7市町の避難計画を含む「女川地域の緊急時対応」の作成に向けた作業が進められていますが，避難住民の移動手段の確保や避難行動要支援者への対応，また，避難者の受入れ，避難退域時検査及び原子力災害医療に係る体制の充実が課題となっています。

当地域の実情を踏まえた防災体制が継続的に強化されるよう，引き続き国が積極的に関与，支援を行うとともに，放射線防護対策施設のほか，避難者受入れ自治体における備蓄品，避難退域時検査の際に必要な車両用ゲート型モニタ，原子力災害医療活動資機材等の整備に対して十分な財政措置を講じるよう求めます。また，緊急事態応急対策等拠点施設の再建が進められていますが，供用開始後においても，その維持管理に係る必要経費の確保について，特段の配慮を求めます。

## 12 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

【内閣府，復興庁】

本県では，NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業と，被災者支援総合事業「心の復興」事業を実施し，復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は，被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしており，復興の本格化・加速化に伴うコミュニティ再構築，生きがいつくり等の新たな課題においても，NPO等の取組に引き続き大きな期待が寄せられています。

しかしながら，本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり，寄附や助成等が減少する中，取組を継続し，発展させ，復興を加速化するためには，財政的支援が不可欠であることから，補助事業の継続を求めます。また，事業の実施に当たっては，通年で取り組む事業であっても補助対象外となる期間が生じることがないように，地方自治体の事務手続の実態に合わせた対応を求めます。

## 13 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

【内閣府，復興庁】

災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの，救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく，救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから，救助の実施に必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とするよう求めます。

## 14 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置

【内閣府，復興庁，総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金について、本格的な償還時期を迎えています。既に多くの未償還案件が発生するとともに、償還が困難な借受人からの市町村への相談が相次いでおり、支払猶予の処理も行われていることから、市町村の適切な償還事務に資するよう、償還免除に係る運用基準等の取扱いを明示するとともに、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金拠出に係る県負担分に対して必要な地方財政措置等を講じることを求めます。また、今後、一層の償還困難案件の増加が見込まれることから、阪神・淡路大震災の例に倣い、償還期限の延長等柔軟な措置を早期に講じるよう求めます。

## 15 被災地の実情に応じた金融の円滑化

【内閣府】

金融機関による貸付条件の変更などの支援は継続されていますが、県内企業の倒産件数は増加傾向に転じつつあります。また、原材料費の高騰や人手不足の影響など、中小企業者の多くは依然として厳しい経営状況に置かれています。東日本大震災により打撃を受けて業績の回復が遅れていることに加え、震災関連融資の据置期間も終了して償還が始まり、今後の資金繰りが困難となる中小企業者が増加する懸念があります。

つきましては、検査・監督など様々な機会を通じて、貸付条件の変更のほか、平成30年4月に施行された「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の趣旨に沿った、中小企業の多様な資金需要に対するきめ細かな対応と、信用保証協会と金融機関とが連携した支援が確実に実現されることにより、中小企業者に対する負担軽減や十分な資金供給が図られるよう、金融機関等に対する適切な指導を求めます。

## 16 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上や生産能力の回復が遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚げ量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、海外販路開拓のためのHACCPの取得、被災地の人材確保のほか、生産性向上を図るためのロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保など、新たな課題に対応するための取組への支援について継続した予算措置を講じるよう求めます。さらに、資金融通の円滑化や事業の継続・継承に向けた支援など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

## 17 震災に伴う警察官の増員

【内閣府】

東日本大震災の発生から8年が経過したものの、いまだに1,200人を超える方々が行方不明であり、被災地を管轄する警察署においては、集中捜索活動等を継続しているところ

<震災関連：内閣府>

です。また、平成31年3月をもって、災害公営住宅の整備が完了し新たなコミュニティの場が形成されており、自主防犯組織発足のサポートや、参加・体験・実践型の交通安全教育活動など被災者に寄り添った効果的な防犯・交通安全活動に引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、令和2年度末を終期とする宮城県震災復興計画に基づく震災関連事業に伴い、交通安全施設の整備や、復興の妨げとなる各種犯罪の摘発が一層求められていることから、本県の復興を治安の面から支えるため、震災に伴う警察官の増員を継続して求めます。

## 復興庁

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

【復興庁，財務省】

本県ではこれまで，県民一丸となって東日本大震災からの復旧・復興に懸命に取り組み，生活インフラや産業の再生などを着実に進めてきました。一方，事業が膨大かつ長期にわたることから，今後の復興に当たって新たな課題や行政需要が生じております。

ハード事業においては，復興・創生期間内の完了に向け全力を尽くしていますが，今後，やむを得ない事情により，期間内で完了せず繰越が必要となる事業や，期間後にわたって実施せざるを得ない事業が発生することが危惧されています。また，ソフト事業においては，心のケア，地域コミュニティの再生など被災者支援事業や原子力災害への対応等について，期間後も中長期的な事業の継続が必要となります。

これまでも特例的な財政支援措置を講じていただいているところですが，被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには，国による特例的な財政支援が引き続き不可欠です。

つきましては，今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け，一日も早い復興の完遂に向け，被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援や各種制度を確実に継続するほか，復興・創生期間後においても，被災者の心のケアや地域コミュニティの再生等，中長期的な対応が必要とされる施策に財政支援を継続するとともに，ハード事業については，事業の繰越や復興予算の弾力的運用等の方針について早期に明確にするよう求めます。また，復興の総仕上げに向け，被災地に残された課題の解決を目指す上では，東日本大震災復興交付金の効果促進事業（一括配分）の有効活用も重要であることから，沿岸地域の土地利用促進など，必要な事業への充当について柔軟な運用を講じるよう求めます。

### 3 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用

【復興庁，総務省，財務省】

東日本大震災復興特別区域法に基づき，被災地における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者に対し，税制上の特例措置が講じられるとともに，地方税の課税免除等に係る減収分が補填されていますが，これらの措置は令和2年度までとなっており，令和3年度以降に生じる地方税の減収分に係る補填率は未定とされています。

津波被害が甚大であった沿岸市町村においては，地盤のかさ上げ等による事業用地の整備が進むことから，産業の再生を確かなものとするため，令和3年度以降も，現在と同様の税制上の特例措置，地方税の減収補填措置及び復興特区支援利子補給金制度を継続するよう求めます。また，震災復興に係る行政需要に対応する被災自治体の実情を踏まえ，復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め，県内全域で現在と同様の補填措置を継続するよう求めます。

加えて，規制の特例及び土地利用再編等に係る特例の一部についても，復興・創生期間内の事業の完了が危惧されるハード事業等に関して活用が見込まれることから，引き続き被災地域の実情に応じた弾力的な運用を求めます。

### 4 復興庁の後継組織による支援の継続

【復興庁】

復興庁においては，東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い，その円滑かつ迅速な遂行を図ることで，これまで復興の進捗に大きく貢献していただいています。

今年3月に閣議決定した『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針の変更については，復興庁の後継組織の在り方の検討について明記されたところですが，復興の完遂と被災者の自立の道筋が見えるまで担当大臣を置き，その強いリーダーシップの下，これまで同庁が担ってきた「被災自治体の一元的な窓口」や「省庁横断的な企画調整」等の機能が維持された，実効力のある組織となるよう求めます。

### 5 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

【復興庁，経済産業省】

東日本大震災によって落ち込んだ沿岸地域の製造品出荷額等（平成29年）は，全国的に東日本大震災前の水準を超えている中，金額にして約2,200億円下回っている状況です。

本県及び沿岸市町では引き続き本補助金を活用し，沿岸地域の主要な産業である食品関連産業をはじめとした製造業を中心とする企業の誘致・集積に取り組んでいますが，その受皿として整備が進められている沿岸地域の産業用地については，分譲面積全体の約6割が今年度から令和2年度にかけて工事完了し，引渡し可能となります。さらに，これらの多くが防災集団移転元地に整備されているため，企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確認した上で立地決定することとなり，その結果，現行の期間内での申請や運用期間内での補助対象事業の終了が困難となります。

平成30年度末までの申請期間については，1年間の申請期間延長が認められましたが，本県の1日も早い産業復興実現のためにも，本補助制度（製造業等立地支援事業及び商業施設等復興整備事業）の申請期間及び運用期間を再延長するようお願いします。また，対

象地域については、主な産業用地以外の土地への立地を検討している企業もあることから、引き続き沿岸 15 市町全域を対象にするとともに、産業復興が遅れている地域には十分な措置をとるよう求めます。

## 6 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

**【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】**

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は、出荷制限や風評被害などの営業損害に加え、検査費用や間接被害など、甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら、東京電力ホールディングス株式会社は、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。

国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

## 7 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

**【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】**

地方自治体の被害対策経費について、東京電力ホールディングス株式会社は、空間線量率の測定や農林水産物の検査など、住民の不安解消のために、地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが、法令・政府指示等に基づかないものとして、賠償の対象外としているか、対象期間を制限しています。

国は、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが、賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから、東京電力ホールディングス株式会社が、交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

## 8 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

**【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】**

放射性物質の海洋への流出は、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう、国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に、多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについては、現在、国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが、多核種除去設備等（ALPS）処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては、多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについて、漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また、検討結果の公表に際しては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底する

よう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

## 9 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】

放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段により、正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。また、立地自治体が行う事業の財源となる広報・調査等交付金について、立地自治体の要望額を国で確保するよう求めます。

## 10 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだに取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

特に、水産物については、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

## 11 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

## 12 広域防災拠点の整備

### 【内閣府、復興庁、財務省、国土交通省】

本県では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備し、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、復興予算を含め引き続き所要の財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成28年3月に国土交通省が策定した「東北圏広域地方計画」においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、中核的な広域防災拠点を本県内に整備することを求めます。

## 13 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

### 【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

東日本大震災により被災した既存の防潮堤等の海岸保全施設については、災害復旧事業を活用し復旧を進めているところですが、新たに整備する防潮堤については社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金により整備することとしています。

しかしながら、防潮堤等の高さや整備位置に関する地元調整などに時間を要している地域もあり、多くの区間で令和2年度も本格的な工事が実施される見込みとなっています。

つきましては、令和2年度も十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めるとともに、やむを得ない理由により、年度内の完了が見込まれない場合については、令和2年度以降も予算の繰越などの弾力的な運用を認めるよう求めます。

## 14 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

### 【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省】

県内の各地域では、災害公営住宅の整備が終了し、また、防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり、恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方、東日本大震災の発生から8年を経過した現在においても、防災集団移転地での住宅再建が果たされておらず、約700人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、また、災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても、コミュニティの形成や高齢化、独居、生活再建、学習環境など被災者をとりまく課題は多様化、複雑化しています。

こうした状況の中、今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア、見守り、相談対応、学習環境の充実を行うなど、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目のない支援の実現を図るため、その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

## 15 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保

【復興庁，厚生労働省】

応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進んでいますが，一部の市町においては土地地区画整理事業完了の遅れに伴う住宅再建の遅れ等により，応急仮設住宅の供与期間の特定延長について協議するなど，仮設住宅における被災者の健康・生活支援のための取組が引き続き必要となっています。また，災害公営住宅等への移転後であっても，入居者の高齢化率や独居率の高さなどから入居者の生活支援・健康支援が必要となっていますが，地域コミュニティにおける支え合い体制の構築には，いまだ時間を要する地域もあり，復興・創生期間後も復興の進捗に応じた被災者の生活支援が必要となることが見込まれます。

このような状況から，現在，被災者支援総合交付金を活用して実施している被災者の生活支援や健康支援のための事業について，十分な財源の確保を求めるとともに，継続的な財政支援を求めます。

## 16 被災者の心のケア対策の取組の継続

【復興庁，厚生労働省】

東日本大震災から8年が経過した現在も，災害公営住宅入居後の生活環境の変化等により，被災者からの相談件数は依然として，保健所・市町村だけでは対応しきれない数が寄せられているほか，うつ病・アルコール関連問題など長期的にきめ細かな支援を必要とするケースが増加しており，問題は深刻化・複雑化しています。さらに，被災により心に深い傷を負った子どもや，精神的・経済的に不安定な親の影響を受けて落ち着かない子どもが見受けられ，東日本大震災後に出生した子どもについても心のケアを必要とする状態にあります。また，沿岸市町の被災者支援に当たる職員の支援や育成も必要であることから，本県では，復興・創生期間後も継続して心のケア対策を実施する方針を表明しています。

国においても，『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（平成31年3月8日閣議決定）の中で，復興・創生期間後も，心のケアの取組が必要とされたことから，子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策に対する確実な財源措置を求めます。

## 17 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【復興庁，文部科学省】

東日本大震災から8年が経過し，学校を取り巻く環境は落ち着きを取り戻しつつありますが，目には見えなくとも依然として震災の辛い思いを抱きながら学校生活を送っている子どもたちは数多く存在しており，一人ひとりの心に寄り添いながら，より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

今年度においても震災対応のために教職員の加配措置が認められ，児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われていることから，令和2年度以降についても，きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など，学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また，本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し，心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから，少人数指導等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ，基礎定数化するよう求めます。

## 18 東北観光復興対策交付金の継続

### 【復興庁，財務省，国土交通省】

平成30年の東北6県外国人延べ宿泊者数は、121万4千人と東日本大震災前の倍以上の水準まで伸びていますが、全国シェアは1.3%から1.5%と低迷したままであり、全国的に外国人宿泊者数が増加している中、東北地方だけが出遅れている状況にあります。

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、東北の観光復興が掲げられ、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年までに150万人泊にすることが目標とされたところです。また、それと同時に東北観光復興対策交付金が創設され、本県としても当該交付金を活用して受入環境整備といった事業に取り組んできましたが、平成30年に本県を訪れた外国人の延べ宿泊者数は34万人泊にとどまっており、目標の達成には一層の対策が必要な状況となっています。

インバウンドを促進するためには、地域の観光地を磨き上げるとともに、外国人観光客の受入環境をしっかりと整備し、併せて、磨き上げた観光地を効果的にプロモーションする必要があります。

今後、平成30年3月に仙台市、松島湾及び仙台空港を含む周辺エリアに設立したDMOを成功させるためには、自立するまでの一定期間は円滑に運営するための支援が必要です。また、外国人観光客が東北へ行きたいと思わせる動機付けとなる宣伝広告や、海外旅行エージェントと旅館ホテルとをマッチングさせ、旅行商品を造成させるなど、効果的なプロモーションも実施していかなければなりません。

そのため、これらの取組を効果的に行い、東北地方へのインバウンドを一層促進させるため、令和2年度も東北観光復興対策交付金を継続するよう求めます。

## 19 国際リニアコライダー（ILC）の実現

### 【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

## 20 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

### 【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な

状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## **21 地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大**

**【復興庁，総務省】**

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費の地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが、後年度の元利償還金については繰出制度の対象とされていません。また、当該災害復旧費の一部については、一般会計から繰り出すことができるとされ、当該繰出に対する震災復興特別交付税の充当を含め財政措置が図られていますが、事業の種別によって繰出割合に大きな差が生じています。

つきましては、被災した地方公営企業の経営負担軽減を図るため、既存の財政措置を継続し、さらに、全ての地方公営企業を対象として、地方公営企業災害復旧事業債の後年度元利償還金に対する繰出や当該災害復旧費に対する繰出制度の拡充と当該繰出に対する地方交付税の措置を求めます。

## **22 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等**

**【復興庁，総務省】**

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として、資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について震災復興特別交付税が措置されていますが、残余の利子及び元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金収入等が相当期間継続して減少する一方で、人件費、資本費（元利償還金）及び維持管理等の経費は固定的に発生し続けるなど、経営の悪化が見られました。

つきましては、料金収入が回復するまでの一定期間、当該財政措置を継続するとともに、特別の繰出制度を創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じるなど、地方公営企業の経営回復に資する財政支援を講じるよう求めます。

## **23 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置**

**【復興庁，総務省】**

東日本大震災後の固定資産税等については、地方税法による特例措置のほか、津波による甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税による財政措置が講じられているところです。

本県においては全力で復興に取り組んでいます。いまだ途上にあり、被災自治体の復興完遂のためには財源確保が必要であることから、令和2年度以降においてもこれらの減収額に対する財政措置を引き続き講じるよう求めます。

## 24 消防力の復旧に向けた財政支援の継続

【復興庁，総務省】

東日本大震災により市町の消防施設及び消防設備が失われ、県民の安心・安全を守る消防力に大きな被害が生じ、これらの復旧に対しては平成23年度国の補正予算による消防防災施設災害復旧費補助金として財政支援が講じられ、令和元年度においても引き続き同様の支援措置が講じられているところです。

しかしながら、被災した消防施設及び消防設備の配置には、被災自治体の震災復興計画による高台移転などのまちづくり計画と密接に関連するなど、事業完了までには長期にわたる予算措置が必要となることから、令和2年度も継続した財政支援を講じるよう求めます。

## 25 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

【内閣府，復興庁】

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備するよう求めます。

## 26 被災した地域公共交通への支援の拡充

【復興庁，国土交通省】

地域の生活交通を担うバス事業者及び離島航路事業者は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在も厳しい経営を迫られています。

このような中、路線バス及び離島航路については、要件緩和による補助金の増額等の措置が講じられていますが、今後も利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、令和2年度以降も当面の間、支援の継続と十分な予算の確保を求めます。また、住民バスについては現在、仮設住宅の足を確保するための支援が行われていますが、被災地域においては、仮設住宅から災害公営住宅等への移行が進み、復興の進捗に応じた柔軟できめ細かな対応が求められ、市町の負担が大きくなっていることから、災害公営住宅の箇所数を含めた算定に変更するよう求めるとともに、令和2年度以降の支援の継続と十分な予算の確保を求めます。

## 27 JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災の影響により大幅に落ち込んだ本県の観光分野は、県全体の観光客入込数が回復傾向にある中、松島町への観光客入込数が伸び悩んでいる状況にあります。

日本三景の一つ特別名勝松島の玄関口であるJR仙石線松島海岸駅は、地域住民の交通を支える重要なインフラであると同時に、東北広域観光を進めていく上で重要な拠点の一つとなっていますが、ホームが狭あいエレベーターがないなど、バリアフリー化への対応が遅れていることから、体の不自由な方や高齢者のみならず観光客にも不便を強いており、利用者から強く改善要望が寄せられています。また、平成30年度における仙台空港の旅客数は、新規路線の就航などにより過去最多となり、今後、国内外を問わず、松島地域

## <震災関連：復興庁>

への一層の観光客の増加が見込まれます。このため、本県は、平成29年6月に東日本旅客鉄道株式会社及び松島町と、当該地域において、公共交通を基軸とした観光拠点整備を推進することを目的とした包括連携協定を締結し、東日本旅客鉄道株式会社が実施する松島海岸駅バリアフリー化改修工事に対し、町とともに支援しています。

つきましては、今年度着工し、令和3年度末の完了を目指す当該駅のバリアフリー化改修事業について、十分かつ確実な予算の確保を求めます。

## 28 特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援

### 【復興庁、環境省】

東日本大震災により被災した市町村等においては、膨大な災害廃棄物等を短期間で処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていることなどから、施設の更新を含めた処理体制の再構築を進めています。

現在、県内市町村が整備する事業については、対象事業費の1/3が循環型社会形成推進交付金の復興特別会計による対象事業とされ、さらに地方負担分のうちの95%については震災復興特別交付税の対象とされているところですが、廃棄物処理施設整備は、地域の理解を得るための様々な取組など長期間を要するため、いまだ整備途中である施設もあり、また、上記のとおり被災地特有の状況もあることから、令和2年度についても、引き続き現状どおりの支援を講じるよう求めます。

## 29 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

### 【内閣府、復興庁】

本県では、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業と、被災者支援総合事業「心の復興」事業を実施し、復興・被災者支援に取り組むNPO等の取組を支援しているところです。

NPO等による取組は、被災者支援や復興支援において重要な役割を果たしており、復興の本格化・加速化に伴うコミュニティ再構築、生きがいつくり等の新たな課題においても、NPO等の取組に引き続き大きな期待が寄せられています。

しかしながら、本県内のNPO等の多くは依然として運営基盤がぜい弱であり、寄附や助成等が減少する中、取組を継続し、発展させ、復興を加速化するためには、財政的支援が不可欠であることから、補助事業の継続を求めます。また、事業の実施に当たっては、通年で取り組む事業であっても補助対象外となる期間が生じることがないように、地方自治体の事務手続の実態に合わせた対応を求めます。

## 30 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

### 【内閣府、復興庁】

災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、救助の実施に必要な事務経費の全てを国庫負担の対象とするよう求めます。

### 31 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置

【内閣府，復興庁，総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金について、本格的な償還時期を迎えています。既に多くの未償還案件が発生するとともに、償還が困難な借受人からの市町村への相談が相次いでおり、支払猶予の処理も行われていることから、市町村の適切な償還事務に資するよう、償還免除に係る運用基準等の取扱いを明示するとともに、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金抛出に係る県負担分に対して必要な地方財政措置等を講じることを求めます。また、今後、一層の償還困難案件の増加が見込まれることから、阪神・淡路大震災の例に倣い、償還期限の延長等柔軟な措置を早期に講じるよう求めます。

### 32 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置

【復興庁，厚生労働省】

東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を求めます。

### 33 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

【復興庁，財務省，経済産業省】

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の対応など、制度が拡充されたことにより着実に復旧が進んでいます。

しかしながら、沿岸部では事業用地の整備等の産業基盤の復旧に相当の時間を要していることから、令和2年度においてもグループ補助金の募集を認め、あわせて、財政措置するよう求めます。

予算の繰越についても、繰越年度内での完了が困難になっている事業者が多くいることから、事故繰越の簡素化を継続して講じるよう求めます。

再交付手続についても、年度ごとの措置となっており、今後とも必要な予算を確実に措置するよう求めます。また、復旧に必要な土地造成が令和2年度に完成する地区等においては、復興・創生期間後の令和3年度においてもグループ補助金の交付申請対象とするよう求めます。

### 34 東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し

【復興庁，経済産業省】

東日本大震災は、本県に甚大な被害を与え、過去に亜炭等を採掘していた地域においても、陥没や地盤沈下等の事象を多数誘引し、現在も浅所陥没事故が発生しています。

このため、国においては平成23年度に、5年を期限とした「旧鉱物採掘区域災害復旧費補助事業」を創設いただき、さらには、令和2年度末まで事業期間を延長していただきました。しかしながら、東日本大震災を契機とした浅所陥没等は依然として継続しており、延長いただきました補助の事業期間は終了いたします。

つきましては、住民の安全な生活環境を確保するため、補助金の枯渇が見えた段階で、既存基金への積増しや亜炭等採掘跡を起因とした浅所陥没事故に対する新たな補助金制度の創設等、十分な財源の支援を求めます。

### 35 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

宮城産業復興機構投資事業有限責任組合の支援決定の期限については、最長令和3年3月31日まで延長できることとなりました。

今後は、二重債務問題対策に係る支援対象者が、支援決定の期限までに確実に支援機関を活用できるよう、関係機関による積極的な取組が必要となります。あわせて、支援決定を受けた中小企業者が計画どおりの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、継続したフォローも必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、被災中小企業者の相談窓口である宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き国による支援を求めます。

### 36 金融施策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

地盤のかさ上げなどインフラ工事の進捗に伴い、本格的な復旧・復興を図る中小企業者からの設備資金を中心とした資金需要が見込まれることに加え、被災地においては、経営環境の変化による業績回復の遅れ等により、依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況にあり、資金調達の円滑化を今後も推進する必要があることから、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を引き続き実施するよう求めます。また、信用補完制度の円滑な運営には、信用保証協会の経営基盤の安定が不可欠ですが、東日本大震災から8年以上が経過し、代位弁済の増加も懸念されることから、信用保証協会の損失を補填する、経営安定関連保証等対策費補助金を拡充するなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化に引き続き配慮するよう求めます。

### 37 事業復興型雇用確保事業の拡充

【復興庁，厚生労働省】

事業復興型雇用確保事業については、これまでに3万人を超える雇用を創出するなど、被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており、復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっています。

一方で、現在の制度では、グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和元年度末までに事業を開始することが支給の要件とされるなど、雇入費・住宅支援費ともに多くの制約が課されています。また、沿岸部では、復興まちづくりに時間を要しているほか、水産加工業などにおいては、被災した建物の復旧が完了した事業者についても慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮しています。

こうした被災地の実情を踏まえ、事業の実施期間を延長するとともに、被災三県以外からの求職者の雇入れについても雇入費の助成対象とするなど、住宅支援費を含め、一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ることを求めます。

### 38 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

平成27年度から国において、東アジアを中心に風評被害払拭のためのプロモーション事

業が実施され、平成30年の本県外国人延べ宿泊者数は34万4千人と、震災前の水準以上となりましたが、国別で見ると韓国は震災前の約7割、香港は約5割と、いまだ回復しておらず、一部の国においては風評の払拭は十分ではないと認識しています。

東北地方の自治体や経済団体も一体となって、風評払拭のために海外での正確な情報発信に努めていますが、個々の自治体の取組だけでは限界があることから、在外公館、ジェトロ、JNTOなどの関係機関と連携した取組や、国が主体となって、積極的に各国メディアを活用するなど、正確で適切な情報発信の継続した実施を求めます。

### 39 放射性物質吸収抑制対策事業の継続

【復興庁，農林水産省】

本県では、これまでに水稲、大豆、そば等を対象に多くの市町において、カリ肥料施用による放射性物質吸収抑制対策を実施してきました。

特に大豆及びそばにおいては、いまだに放射性物質が検出される事例もあり、放射性物質吸収抑制対策としてカリ肥料施用が有効です。

令和2年度以降も農産物安全の確保・風評被害対策として本対策が必要不可欠であることから事業継続を求めます。

### 40 復興予算の弾力的運用（農地整備等）

【復興庁，総務省，農林水産省】

東日本大震災復興交付金等による農地整備事業は、令和2年度の事業完了を目指して取り組んでいますが、区画整理工事後における営農に必要な補完対策や、換地計画調整等の換地の手続に時間を要する事態が生じた場合などには、事業完了が令和3年度以降に延伸する可能性があります。

つきましては、復興に必要な予算の確保とともに、個々の地区事情に配慮し、令和3年度以降への予算繰越など、復興予算の弾力的運用を求めます。

### 41 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要があります。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対する誠実かつ迅速な対応の徹底を求めます。

### 42 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上や生産能力の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚げ量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加

## <震災関連：復興庁>

工機器の整備、海外販路開拓のためのHACCPの取得、被災地の人材確保のほか、生産性向上を図るためのロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保など、新たな課題に対応するための取組への支援について継続した予算措置を講じるよう求めます。さらに、資金融通の円滑化や事業の継続・継承に向けた支援など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

### 43 漁場生産力回復支援の継続

#### 【復興庁，農林水産省】

漁場再生の支障となる震災ガレキについては、国の漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業及び操業中に回収されたガレキの処理に係る支援などを行っていますが、漁場に残存しているガレキの量や位置を把握することは難しく、また、水深の深い場所にあるガレキの回収は困難であることなどから、相当量が漁場に残存しています。

これらのガレキは、台風等によるシケなどにより移動・浮上し、漁業活動の支障となることがあるため、引き続き回収作業を行う必要があります。また、底びき網漁業についても、操業中のガレキの回収が今後も継続すると見込まれることから、その処理に係る支援を長期にわたって継続していく必要があります。

つきましては、漁場へ流出したガレキの撤去及び漁場から回収されたガレキの最終処分に係る経費について、令和2年度以降も全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。また、東日本大震災の影響により漁獲量が減少しているアワビとサケについては、資源が十分に回復・維持するまでの間、種苗放流に必要な取組に対する財政支援の継続を求めます。

### 44 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

#### 【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について、東京電力ホールディングス株式会社は、福島県のみを財物補償の対象としていますが、補償対象は県域ではなく放射性物質濃度で判断することとし、本県の立木も補償対象とするよう求めます。

さらに、再び県内産原木等の利用が可能となるよう原木林を再生するためには、広範な実証事例やデータの集積が不可欠であることから、引き続き国において技術的知見を集積し、早期に効果的な森林の放射性物質低減技術を確立するよう求めます。

### 45 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

#### 【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与えるなど緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところです。

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあり

ます。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸侵食及び枯損・流木対策に関して、東日本大震災復興特別交付税などを活用し、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

#### 46 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

東日本大震災により被災した海岸防災林750haについては、令和2年度までの完了に向け防災林造成事業により整備を行っています。

今後は、防災林機能の早期発揮に向け、植栽木の健全な成長を促すため不可欠な下刈りや本数調整伐等の保育管理が必要となります。

つきましては、整備した海岸防災林の保育管理として、令和3年度以降に必要となる経費について、全額国費負担とするよう求めます。

#### 47 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保

【復興庁，財務省，国土交通省】

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、産業振興等を支える三陸沿岸道路をはじめとする高規格幹線道路ネットワークの構築や復興まちづくり計画と連携した河川堤防の整備、海上輸送の拠点となる港湾の整備など、国が行う基幹的な社会インフラの着実な整備が不可欠です。

つきましては、被災地の復興をけん引する復興道路及び復興支援道路、河川堤防や港湾施設等の国が行う復旧・復興事業について、着実な事業推進に向け、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。

#### 48 復旧・復興事業における施工確保

【復興庁，国土交通省】

復旧・復興事業における施工確保対策については、これまで「間接工事費における復興補正係数の導入」、「単品スライド額算定事務の簡素化」、「設計労務単価の改定時期の前倒し」などが実現されているところであり、特に復興補正係数については、令和元年度も継続されているところです。

復旧・復興事業の完遂に向け、これらの施工確保対策が大きく寄与することから、今後も引き続き各種対策を継続するよう求めます。

#### 49 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災では、三陸縦貫自動車道などの高規格道路等の広域道路網が「命の道」として重要な役割を果たすとともに、「道の駅」や高規格幹線道路のサービスエリア等が救援物資輸送や復旧の拠点として有効に機能し、その重要性が改めて認識されました。

## <震災関連：復興庁>

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、沿岸部の縦軸や沿岸部と内陸部を結ぶ東西交通軸の整備を進めるとともに、「道の駅」や高規格幹線道路のサービスエリア等について防災機能の強化を図り、港湾や空港などの広域物流拠点と連携し、陸・海・空一体となった防災道路ネットワークの構築を重点的に進めることとしています。

つきましては、東日本大震災からの早期復興及び富県宮城を推進するため、特に次に示す事業について重点的に整備を推進するとともに、内陸部も含めた、本県全体の整備に必要な予算の確保及び直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

- (1) 高規格幹線道路の整備促進
  - イ 三陸沿岸道路の整備促進
  - ロ 仙台北部道路及び仙台南部道路の4車線化の早期事業化
  - ハ 常磐自動車道及び仙台東部道路の4車線化の整備促進
- (2) 地域高規格道路の整備促進
  - イ みやぎ県北高速幹線道路Ⅲ期区間の整備支援
  - ロ みやぎ県北高速幹線道路の栗原ICの整備支援
  - ハ 石巻新庄道路の計画路線への早期指定及び事業化
- (3) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化
  - イ 仙台東道路の早期計画策定
  - ロ 国道4号仙台拡幅Ⅱ期の早期事業化
- (4) 主要幹線道路・県際道路の整備促進
  - イ 国道4号（仙台拡幅，大衡道路，築館バイパス）の整備促進
  - ロ 国道108号古川東バイパスの整備促進
  - ハ 国道108号石巻河南道路の早期事業化
  - ニ 国道349号の国直轄権限代行による早期事業化
  - ホ 国道398号の防災対策の強化支援
  - ヘ 県道大衡仙台線の整備支援
- (5) 離島及び半島部関連事業の整備支援
  - イ 県道大島浪板線の整備支援
  - ロ 牡鹿半島内の道路整備支援
- (6) スマートインターチェンジの整備支援
  - 菅生スマートICの整備支援
- (7) 道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化
  - イ 道の駅の防災機能の強化支援
  - ロ 高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化及び新たな施設整備

## 50 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援

### 【復興庁，国土交通省】

東日本大震災からの復旧・復興事業について、復興創生期間内の完成を目標に進めている中、建設資材輸送路となる道路については、資材運搬車両の増加に伴う損傷が激しく、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、沿道住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、道路管理者である市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保が大きな課題となっています。

平成 28 年度から、復興交付金（基幹事業）との関連などの条件を満たした沿岸市町の市町村道について、復興交付金（効果促進事業）を活用しての舗装補修が実施可能となり、また、土取場のある内陸市町の市町村道の損傷についても、沿岸市町同様の条件を満たすことにより、舗装補修が可能となる柔軟な取扱いに変更されました。

今後も、資材運搬車両の増加に伴う道路損傷の一層の拡大が想定されることから、復興交付金（効果促進事業）による確実な予算の確保を求めます。

## 51 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策

【復興庁，国土交通省】

本県では、低平地を中心に東日本大震災による広域的な地盤沈下により洪水被害ポテンシャルが高まっていることや最近のゲリラ豪雨等の異常気象により、内陸域を中心に洪水被害が連続して発生していることから、人口・資産が集積する大規模河川や水害常襲河川の整備を進めているところですが、内陸部の河川においては、近年の堤防点検の結果、堤防の沈下等も確認されており、早急な対策が必要となっています。

一方、沿岸部の市町においては、地盤沈下に伴い大雨等による浸水被害のリスクが増大しているため、災害復旧や復興交付金を活用しながら雨水ポンプ等を設置し内水対策を実施することとしています。完成後の維持管理費については、市町の単独費による対応をせざるを得ない状況となっています。

つきましては、沿岸部のみならず内陸部も含めた水害リスクの軽減に向け、社会資本整備総合交付金の復興枠予算の活用も含め、河川改修等の整備に必要な予算を確保するとともに、国直轄河川についても引き続き洪水防御対策の促進を図るよう求めます。さらには、市町が設置する雨水ポンプ等の維持管理費についても財政上の支援措置を求めます。

## 52 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除

【復興庁，総務省，国土交通省】

『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」が平成 28 年 3 月 11 日に閣議決定され、令和 2 年度までの財政支援が継続されることとなりました。本県では、令和 2 年度の復旧完了に向けて事業推進を図っているところですが、復旧が完了するまでの間、これまで同様の財政支援を継続するよう求めます。

## 53 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【復興庁，国土交通省】

東北地方唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は、東北地方の産業を支える国際海上物流拠点として重要な役割を果たしており、今後もコンテナ貨物の集貨・創貨の取組を戦略的に進め、より一層の飛躍が期待されているところです。また、「富県宮城の実現」を掲げる政策の下、立地企業の産業競争力の一層の強化や新たな産業の集積を図り、宮城及び東北地方の震災からの復興・発展を強力に推し進めるためにも、取扱貨物量の増加や船舶の大型化など様々な課題への対応が急務となっています。

つきましては、国際コンテナ定期航路により世界主要各国とつながっている仙台塩釜港（仙台港区）の国際物流ターミナル機能をより一層強化するため、高砂ふ頭再編改良事業の整備促進に必要な予算措置を求めます。また、地域の産業基盤である仙台塩釜港（石巻港区）の雲雀野地区国際物流ターミナル整備事業のうち、防波堤（南）の整備促進に必要な

な予算措置を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に向けた検討を引き続き行うよう求めます。

#### 54 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

国において、運営権者の選定手続が迅速に進められた結果、平成28年7月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。平成30年度には乗降客数が361万人となり2年連続で過去最高を記録するなど、民営化の成果が着実に現れています。

今後、一層の航空旅客・貨物の飛躍的な増加に向けては、航空会社のニーズに的確に応じた空港運用を行うことが重要となり、運用時間の延長が必要になると考えていることから、管制・C I Qの人員体制や予算の確保などについて、柔軟に対応するよう求めます。

#### 55 復興祈念公園の整備

【復興庁，国土交通省】

犠牲者への追悼と鎮魂、震災の実情と教訓の後世への伝承及び国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に、本県及び石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園について、必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めます。また、同公園内に国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について、整備後は国の責任において管理するよう求めます。

#### 56 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁，総務省，国土交通省】

被災者の住宅再建は今後も続くことから、被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、令和2年度においても実施するとともに、そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。

#### 57 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁，文部科学省】

東日本大震災から8年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化してきており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、子どもの心のケアは重要な課題であります。被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、阪神淡路大震災の前例を踏まえ、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか、心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

## 58 仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続

【復興庁，文部科学省】

本県においては，災害公営住宅の整備等のハード面での復旧・復興が進み，各市町村において仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）設置の解消が進んでいます。

一方，仮設住宅の統合や災害公営住宅の整備に伴う集団移転と新たなコミュニティの再構築，人口減少による学校の統合等は，児童・生徒の新しい学習環境・生活環境への適応に伴う心のケアや，子供を含めた地域住民の新しいコミュニティの構築といった新たな課題を生み出しており，また，幼少期の震災体験は心的外傷や基礎学力，基礎体力にも大きく影響し，喫緊の課題となっています。したがって，子供たちの学習環境の整備と地域教育力の向上を図ることが重要なポイントとなります。

住まいや職場を失い，多くの住民が県内全域で新たな生活を営んでおり，こうした課題は仮設住宅設置市町村だけの課題ではなく，県全域の課題として長期的な取組が必要です。

本事業については，交付要綱に基づき，知事が特に必要と認める市町村を実施主体として認めているところであり，本県の実情を踏まえ，引き続き財源確保を講じるよう求めます。

## 59 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

【復興庁，文部科学省】

本県では，東日本大震災による壊滅的な被害により，いまだに保護者の生活基盤が回復せずに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しています。

このような中，平成23年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により基金を造成し，被災児童生徒就学援助事業のほか5事業を実施してきましたが，同交付金については平成26年度で終了し，平成27年度からは単年度の被災児童生徒就学支援等事業交付金を活用し実施しています。

つきましては，本県被災地はいまだ復旧・復興の途上であり，今後も被災児童生徒就学援助事業等の継続実施は必要不可欠であることから，令和2年度以降も当該交付金事業を継続するよう求めるとともに，継続に当たっては，地方負担が生じることのないよう求めます。

## 60 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

【復興庁，財務省，文部科学省】

公立社会教育施設災害復旧費補助金については，令和2年度以降も復旧期間が必要な施設について当該年度ごとに文部科学省で災害復旧費の予算を計上することとなっていますが，大規模な地盤沈下や津波で被災した施設のほとんどは移転を伴うものであり，移転場所の選定作業も含め復旧工事着手まで時間を要する施設もあります。

つきましては，全ての施設の復旧工事が完了するまで，事業を継続するよう求めるとともに，継続に当たっては，地方負担が生じることのないよう確実な財源確保を講じることを求めます。

## 総務省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用

【復興庁，総務省，財務省】

東日本大震災復興特別区域法に基づき，被災地における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者に対し，税制上の特例措置が講じられるとともに，地方税の課税免除等に係る減収分が補填されていますが，これらの措置は令和2年度までとなっており，令和3年度以降に生じる地方税の減収分に係る補填率は未定とされています。

津波被害が甚大であった沿岸市町村においては，地盤のかさ上げ等による事業用地の整備が進むことから，産業の再生を確かなものとするため，令和3年度以降も，現在と同様の税制上の特例措置，地方税の減収補填措置及び復興特区支援利子補給金制度を継続するよう求めます。また，震災復興に係る行政需要に対応する被災自治体の実情を踏まえ，復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め，県内全域で現在と同様の補填措置を継続するよう求めます。

加えて，規制の特例及び土地利用再編等に係る特例の一部についても，復興・創生期間内の事業の完了が危惧されるハード事業等に関して活用が見込まれることから，引き続き被災地域の実情に応じた弾力的な運用を求めます。

### 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について，東京電力ホールディングス株式会社は，空間線量率の測定や農林水産物の検査など，住民の不安解消のために，地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが，法令・政府指示等に基づかないものとして，賠償の対象外としているか，対象期間を制限しています。

国は，地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し，賠償範囲として明確に示すよう求めます。また，本県では被害対策経費の請求に当たり，震災復興特別交付税充当分を含め

て請求していますが、賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから、東京電力ホールディングス株式会社が、交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

#### **4 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用**

**【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】**

東日本大震災により被災した既存の防潮堤等の海岸保全施設については、災害復旧事業を活用し復旧を進めているところですが、新たに整備する防潮堤については社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金により整備することとしています。

しかしながら、防潮堤等の高さや整備位置に関する地元調整などに時間を要している地域もあり、多くの区間で令和2年度も本格的な工事が実施される見込みとなっています。

つきましては、令和2年度も十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めるとともに、やむを得ない理由により、年度内の完了が見込まれない場合については、令和2年度以降も予算の繰越などの弾力的な運用を認めるよう求めます。

#### **5 被災者に対する授業料等の減免により増嵩する公立大学法人への運営費交付金に対する特別交付税措置の継続**

**【総務省】**

大学が、東日本大震災の被災者に対し、入学金及び授業料の減免措置を実施した場合、国立大学法人及び私立大学に対しては運営費交付金又は助成により、公立大学に対しては特別交付税により財政措置されてきたところです。

沿岸部を中心に、支援を必要とする被災者はいまだ数多く存在している状況であることから、公立大学が被災者への減免措置を継続できるよう、引き続き特別交付税等による財政措置を講じることを求めます。

#### **6 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用**

**【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】**

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 7 地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大

【復興庁，総務省】

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費の地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが，後年度の元利償還金については繰出制度の対象とされていません。また，当該災害復旧費の一部については，一般会計から繰り出すことができるとされ，当該繰出に対する震災復興特別交付税の充当を含め財政措置が図られていますが，事業の種別によって繰出割合に大きな差が生じています。

つきましては，被災した地方公営企業の経営負担軽減を図るため，既存の財政措置を継続し，さらに，全ての地方公営企業を対象として，地方公営企業災害復旧事業債の後年度元利償還金に対する繰出や当該災害復旧費に対する繰出制度の拡充と当該繰出に対する地方交付税の措置を求めます。

## 8 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等

【復興庁，総務省】

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として，資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について震災復興特別交付税が措置されていますが，残余の利子及び元金償還に関しては交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では，料金収入等が相当期間継続して減少する一方で，人件費，資本費（元利償還金）及び維持管理等の経費は固定的に発生し続けるなど，経営の悪化が見られました。

つきましては，料金収入が回復するまでの一定期間，当該財政措置を継続するとともに，特別の繰出制度を創設し，当該繰出に対し地方交付税措置を講じるなど，地方公営企業の経営回復に資する財政支援を講じるよう求めます。

## 9 固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置

【復興庁，総務省】

東日本大震災後の固定資産税等については，地方税法による特例措置のほか，津波による甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や，施設保有漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており，これらの減収額については震災復興特別交付税による財政措置が講じられているところです。

本県においては全力で復興に取り組んでいますが，いまだ途上にあり，被災自治体の復興完遂のためには財源確保が必要であることから，令和2年度以降においてもこれらの減収額に対する財政措置を引き続き講じるよう求めます。

## 10 消防力の復旧に向けた財政支援の継続

【復興庁，総務省】

東日本大震災により市町の消防施設及び消防設備が失われ，県民の安心・安全を守る消防力に大きな被害が生じ，これらの復旧に対しては平成23年度国の補正予算による消防防災施設災害復旧費補助金として財政支援が講じられ，令和元年度においても引き続き同様の支援措置が講じられているところです。

しかしながら、被災した消防施設及び消防設備の配置には、被災自治体の震災復興計画による高台移転などのまちづくり計画と密接に関連するなど、事業完了までには長期にわたる予算措置が必要となることから、令和2年度も継続した財政支援を講じるよう求めます。

## 11 災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置

【内閣府，復興庁，総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金について、本格的な償還時期を迎えています。既に多くの未償還案件が発生するとともに、償還が困難な借受人からの市町村への相談が相次いでおり、支払猶予の手続も行われていることから、市町村の適切な償還事務に資するよう、償還免除に係る運用基準等の取扱いを明示するとともに、市町村の債権回収に要する経費や償還免除の際の貸付金抛出に係る県負担分に対して必要な地方財政措置等を講じることを求めます。また、今後、一層の償還困難案件の増加が見込まれることから、阪神・淡路大震災の例に倣い、償還期限の延長等柔軟な措置を早期に講じるよう求めます。

## 12 復興予算の弾力的運用（農地整備等）

【復興庁，総務省，農林水産省】

東日本大震災復興交付金等による農地整備事業は、令和2年度の事業完了を目指して取り組んでいますが、区画整理工事後における営農に必要な補完対策や、換地計画調整等の換地の手続に時間を要する事態が生じた場合などには、事業完了が令和3年度以降に延伸する可能性があります。

つきましては、復興に必要な予算の確保とともに、個々の地区事情に配慮し、令和3年度以降への予算繰越など、復興予算の弾力的運用を求めます。

## 13 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与えるなど緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところです。

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸侵食及び枯損・流木対策に関して、東日本大震災復興特別交付税などを活用し、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

#### 14 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

東日本大震災により被災した海岸防災林750haについては，令和2年度までの完了に向け防災林造成事業により整備を行っています。

今後は，防災林機能の早期発揮に向け，植栽木の健全な成長を促すため不可欠な下刈りや本数調整伐等の保育管理が必要となります。

つきましては，整備した海岸防災林の保育管理として，令和3年度以降に必要な経費について，全額国費負担とするよう求めます。

#### 15 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除

【復興庁，総務省，国土交通省】

『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」が平成28年3月11日に閣議決定され，令和2年度までの財政支援が継続されることとなりました。本県では，令和2年度の復旧完了に向けて事業推進を図っているところですが，復旧が完了するまでの間，これまで同様の財政支援を継続するよう求めます。

#### 16 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁，総務省，国土交通省】

被災者の住宅再建は今後も続くことから，被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を，令和2年度においても実施するとともに，そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。

## 法務省

### 1 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

**【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】**

国において，運営権者の選定手続が迅速に進められた結果，平成 28 年 7 月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。平成 30 年度には乗降客数が 361 万人となり 2 年連続で過去最高を記録するなど，民営化の成果が着実に現れています。

今後，一層の航空旅客・貨物の飛躍的な増加に向けては，航空会社のニーズに的確に応じた空港運用を行うことが重要となり，運用時間の延長が必要になると考えていることから，管制・C I Q の人員体制や予算の確保などについて，柔軟に対応するよう求めます。

## 外務省

### 1 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により，中国や韓国等，諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では，放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが，平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや，今年4月のWTO上級委員会において，韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては，国において，農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し，我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに，全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国，台湾等に対して，一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また，規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに，輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

### 2 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は，基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに，世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や，精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また，ILCの実現は，科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく，ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し，日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては，平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ，ILCの実現に向けて，海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに，国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成，震災復興，民間の活力を伸ばす成長戦略，地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

### 3 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

平成27年度から国において，東アジアを中心に風評被害払拭のためのプロモーション事業が実施され，平成30年の本県外国人延べ宿泊者数は34万4千人となり，震災前の水準以上となりましたが，国別で見ると韓国は震災前の約7割，香港は約5割と，いまだ回復しておらず，一部の国においては風評の払拭は十分ではないと認識しています。

東北地方の自治体や経済団体も一体となって，風評払拭のために海外での正確な情報発信に努めています。個々の自治体の取組だけでは限界があることから，在外公館，ジェトロ，JNTOなどの関係機関と連携した取組や，国が主体となって，積極的に各国メディアを活用するなど，正確で適切な情報発信の継続した実施を求めます。

## 財務省

### 1 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等

#### 【復興庁，財務省】

本県ではこれまで、県民一丸となって東日本大震災からの復旧・復興に懸命に取り組み、生活インフラや産業の再生などを着実に進めてきました。一方、事業が膨大かつ長期にわたることから、今後の復興に当たって新たな課題や行政需要が生じております。

ハード事業においては、復興・創生期間内の完了に向け全力を尽くしていますが、今後、やむを得ない事情により、期間内で完了せず繰越が必要となる事業や、期間後にわたって実施せざるを得ない事業が発生することが危惧されています。また、ソフト事業においては、心のケア、地域コミュニティの再生など被災者支援事業や原子力災害への対応等について、期間後も中長期的な事業の継続が必要となります。

これまでも特例的な財政支援措置を講じていただいているところですが、被災自治体が真の復旧・復興を果たすためには、国による特例的な財政支援が引き続き不可欠です。

つきましては、今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、一日も早い復興の完遂に向け、被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援や各種制度を確実に継続するほか、復興・創生期間後においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生等、中長期的な対応が必要とされる施策に財政支援を継続するとともに、ハード事業については、事業の繰越や復興予算の弾力的運用等の方針について早期に明確にするよう求めます。また、復興の総仕上げに向け、被災地に残された課題の解決を目指す上では、東日本大震災復興交付金の効果促進事業（一括配分）の有効活用も重要であることから、沿岸地域の土地利用促進など、必要な事業への充当について柔軟な運用を講じるよう求めます。

### 2 復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用

#### 【復興庁，総務省，財務省】

東日本大震災復興特別区域法に基づき、被災地における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者に対し、税制上の特例措置が講じられるとともに、地方税の課税免除等に係る減収分が補填されていますが、これらの措置は令和2年度までとなっており、令和3年度以降に生じる地方税の減収分に係る補填率は未定とされています。

津波被害が甚大であった沿岸市町村においては、地盤のかさ上げ等による事業用地の整備が進むことから、産業の再生を確かなものとするため、令和3年度以降も、現在と同様の税制上の特例措置、地方税の減収補填措置及び復興特区支援利子補給金制度を継続するよう求めます。また、震災復興に係る行政需要に対応する被災自治体の実情を踏まえ、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、県内全域で現在と同様の補填措置を継続するよう求めます。

加えて、規制の特例及び土地利用再編等に係る特例の一部についても、復興・創生期間内の事業の完了が危惧されるハード事業等に関して活用が見込まれることから、引き続き被災地の実情に応じた弾力的な運用を求めます。

### 3 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】

本県では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備し、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、復興予算を含め引き続き所要の財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成28年3月に国土交通省が策定した「東北圏広域地方計画」においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、中核的な広域防災拠点を本県内に整備することを求めます。

### 4 東北観光復興対策交付金の継続

【復興庁，財務省，国土交通省】

平成30年の東北6県外国人延べ宿泊者数は、121万4千人と東日本大震災前の倍以上の水準まで伸びていますが、全国シェアは1.3%から1.5%と低迷したままであり、全国的に外国人宿泊者数が増加している中、東北地方だけが出遅れている状況にあります。

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、東北の観光復興が掲げられ、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年までに150万人泊にすることが目標とされたところです。また、それと同時に東北観光復興対策交付金が創設され、本県としても当該交付金を活用して受入環境整備といった事業に取り組んできましたが、平成30年に本県を訪れた外国人の延べ宿泊者数は34万人泊にとどまっており、目標の達成には一層の対策が必要な状況となっています。

インバウンドを促進するためには、地域の観光地を磨き上げるとともに、外国人観光客の受入環境をしっかりと整備し、併せて、磨き上げた観光地を効果的にプロモーションする必要があります。

今後、平成30年3月に仙台市、松島湾及び仙台空港を含む周辺エリアに設立したDMOを成功させるためには、自立するまでの一定期間は円滑に運営するための支援が必要です。また、外国人観光客が東北へ行きたいと思わせる動機付けとなる宣伝広告や、海外旅行エージェントと旅館ホテルとをマッチングさせ、旅行商品を造成させるなど、効果的なプロモーションも実施していかなければなりません。

そのため、これらの取組を効果的に行い、東北地方へのインバウンドを一層促進させるため、令和2年度も東北観光復興対策交付金を継続するよう求めます。

### 5 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を

要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 6 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

【復興庁，財務省，経済産業省】

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の対応など、制度が拡充されたことにより着実に復旧が進んでいます。

しかしながら、沿岸部では事業用地の整備等の産業基盤の復旧に相当の時間を要していることから、令和2年度においてもグループ補助金の募集を認め、あわせて、財政措置するよう求めます。

予算の繰越についても、繰越年度内での完了が困難になっている事業者が多くいることから、事故繰越の簡素化を継続して講じるよう求めます。

再交付手続についても、年度ごとの措置となっており、今後とも必要な予算を確実に措置するよう求めます。また、復旧に必要な土地造成が令和2年度に完成する地区等においては、復興・創生期間後の令和3年度においてもグループ補助金の交付申請対象とするよう求めます。

## 7 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

東日本大震災により被災した海岸防災林750haについては、令和2年度までの完了に向け防災林造成事業により整備を行っています。

今後は、防災林機能の早期発揮に向け、植栽木の健全な成長を促すため不可欠な下刈りや本数調整伐等の保育管理が必要となります。

つきましては、整備した海岸防災林の保育管理として、令和3年度以降に必要となる経費について、全額国費負担とするよう求めます。

## 8 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保

【復興庁，財務省，国土交通省】

今後、被災地が真の復興を果たすためには、一日も早い復旧事業の完成はもとより、地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生、産業振興等を支える三陸沿岸道路をはじめとする高規格幹線道路ネットワークの構築や復興まちづくり計画と連携した河川堤防の整備、海上輸送の拠点となる港湾の整備など、国が行う基幹的な社会インフラの着実な整備が不可欠です。

つきましては、被災地の復興をけん引する復興道路及び復興支援道路、河川堤防や港湾

<震災関連：財務省>

施設等の国が行う復旧・復興事業について、着実な事業推進に向け、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。

## 9 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

**【復興庁，財務省，文部科学省】**

公立社会教育施設災害復旧費補助金については、令和2年度以降も復旧期間が必要な施設について当該年度ごとに文部科学省で災害復旧費の予算を計上することとなっていますが、大規模な地盤沈下や津波で被災した施設のほとんどは移転を伴うものであり、移転場所の選定作業も含め復旧工事着手まで時間を要する施設もあります。

つきましては、全ての施設の復旧工事が完了するまで、事業を継続するよう求めるとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう確実な財源確保を講じることを求めます。

## 文部科学省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は，出荷制限や風評被害などの営業損害に加え，検査費用や間接被害など，甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら，東京電力ホールディングス株式会社は，法令・政府指示等に基づかないことを理由に，十分な賠償に応じないなど，いまだに消極的な姿勢です。

国は，東京電力ホールディングス株式会社に対し，県境に関係なく被害の実態に応じて，十分かつ迅速な賠償を行うよう，強く指導することを求めます。

### 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について，東京電力ホールディングス株式会社は，空間線量率の測定や農林水産物の検査など，住民の不安解消のために，地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが，法令・政府指示等に基づかないものとして，賠償の対象外としているか，対象期間を制限しています。

国は，地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し，賠償範囲として明確に示すよう求めます。また，本県では被害対策経費の請求に当たり，震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが，賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから，東京電力ホールディングス株式会社が，交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど，交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

### 4 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

【復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省】

放射線・放射能による影響等について，国民一人ひとりが正しく理解し，不安を解消で

きるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段により、正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。また、立地自治体が行う事業の財源となる広報・調査等交付金について、立地自治体の要望額を国で確保するよう求めます。

## 5 県内観光業に対する十分かつ迅速な賠償の実施

### 【文部科学省】

平成 24 年 8 月に国の原子力損害賠償紛争解決センターから示された総括基準において、福島第一原子力発電所事故の影響が認められるとされ、また、同年 10 月には東京電力ホールディングス株式会社から、原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、賠償内容が提示されたところです。

しかしながら、東京電力ホールディングス株式会社が行った賠償説明会などにおいて、観光事業者からは、提示された賠償対象期間が 1 年間と短いことや、東北域内の観光客の減少による減収分を損害から除外することについて、批判や不満の声が上がっています。加えて、賠償請求に当たり、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者には負担を強いています。

東日本大震災から 8 年が経過し、本県の観光の状況は変化しています。平成 29 年の本県の観光客入込数は 6,230 万人で、震災前の水準を上回り過去最高となりました。放射線線量に対する反応が顕著な外国人観光客の回復は、全国で平成 30 年の訪日外国人旅行者数が過去最高の 3,119 万人を記録する中、本県の外国人観光客宿泊数者数は震災前の水準以上となっており、今後、一層の増加が期待される場所ですが、一般消費者への風評の影響が根強い韓国や香港からの観光客数は大きく減少したままです。そのため、今後、福島第一原子力発電所事故の風評の影響を特に強く受け、観光業への影響は長期間にわたって現れることが見込まれます。

つきましては、東京電力ホールディングス株式会社に対して、原発事故の起きた福島県と隣接県である本県の観光業への影響を正しく認識させ、中間指針に明示されている福島県、北関東 3 県と同様の内容で賠償するとともに、被害者である本県観光事業者には負担を強いることのないよう、強い指導を求めます。

## 6 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

### 【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだに取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が販路の回復に要した PR 等の費用についても賠償対象として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

## 7 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】

県内の各地域では，災害公営住宅の整備が終了し，また，防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり，恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方，東日本大震災の発生から8年を経過した現在においても，防災集団移転地での住宅再建が果たされておらず，約700人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており，また，災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても，コミュニティの形成や高齢化，独居，生活再建，学習環境など被災者を取りまく課題は多様化，複雑化しています。

こうした状況の中，今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア，見守り，相談対応，学習環境の充実を行うなど，被災者の生活再建のステージに応じた，切れ目のない支援の実現を図るため，その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

## 8 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【復興庁，文部科学省】

東日本大震災から8年が経過し，学校を取り巻く環境は落ち着きを取り戻しつつありますが，目には見えなくとも依然として震災の辛い思いを抱きながら学校生活を送っている子どもたちは数多く存在しており，一人ひとりの心に寄り添いながら，より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

今年度においても震災対応のために教職員の加配措置が認められ，児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われていることから，令和2年度以降についても，きめ細かな教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況など，学校現場の実情に応じた教育復興加配教職員の定数措置を継続するよう求めます。また，本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮し，心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから，少人数指導等の政令加配定数をこれまで同様に維持しつつ，基礎定数化するよう求めます。

## 9 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は，基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに，世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や，精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また，ILCの実現は，科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく，ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し，日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては，平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ，ILCの実現に向けて，海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに，国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成，震災復興，民間の活力を伸ばす成長戦略，地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

## 10 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金かさ上げの継続

【文部科学省】

東日本大震災により被災した私立学校の復旧を支援するため、平成 23 年度から国庫補助率のかさ上げとして教育活動復旧費が財政措置され、復興に大きく貢献してきたところであります。

しかしながら、沿岸部の壊滅的な被害を受けた一部の私立学校にあっては、令和元年度においても本復旧に至っていない状況です。

つきましては、令和 2 年度に災害査定を受け復旧を進める私立学校についても、既に復旧事業が完了した私立学校と同様に、実質、国庫支出金のかさ上げとなる教育活動復旧費の継続的予算措置を講じるよう求めます。

## 11 「東北メディカル・メガバンク計画」の継続実施に向けた財政措置の継続

【文部科学省】

被災地の地域医療の復興と次世代医療の提供及びその人材育成を目指す東北メディカル・メガバンク計画については、コホート調査をはじめとした各種調査や予防医療等の研究が本格化されています。

同計画においては、自治体病院・診療所への医師派遣や被災地での健康管理など、地域医療に対し、貢献しているところであり、計画の目的達成のためには、中長期的な支援が必要であることから、事業推進のための継続的な財政措置を求めます。

## 12 次世代放射光施設の整備

【文部科学省】

東日本大震災からの産業復興を果たし、我が国が今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、科学技術・産業技術の革新的振興を図ることが不可欠です。

次世代放射光施設については、平成 30 年 7 月、一般財団法人光科学イノベーションセンターを代表機関とする宮城県、仙台市、東北大学及び東北経済連合会が、同施設の整備・運用に積極的に関わる地域及び産業界のパートナーとして、文部科学省により選定されました。さらに、令和元年度政府予算において、施設整備費等 13 億 2,600 万円が計上されたところです。

つきましては、次世代放射光施設の整備は、国と地域が官民地域パートナーシップのもと、費用を分担しながらプロジェクトを推進することとされているため、同施設の完成に向けて、引き続き確実な予算措置を講じるよう求めます。

## 13 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要があります。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対する誠実かつ迅速な対応の徹底を求めます。

## 14 特用林産物の出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県の特用林産物は依然 7 品目，21 市町村で出荷制限指示を受けています。出荷制限の解除は，政府の原子力災害対策本部が示した「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」や，平成 27 年 11 月に林野庁が示した「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」に基づいて，(旧)市町村の区域ごとに対応されているところですが，野生のきのこや山菜については，(旧)市町村の区域内での汚染状況が一様ではないこと，採取時期や場所が限定されており，解除に向けた検査に必要な量の検体を短期間に収集・検査することは困難であることが課題となっています。

つきましては，地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で，蓄積された検査データや現地の環境，地域の出荷体制や検査体制の整備状況などを十分に考慮し，(旧)市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除区域の設定や，非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除など，より一層の柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

## 15 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

本県の特用林産物については，福島第一原子力発電所事故の影響により広範囲で出荷制限が継続されていることに加え，県内の立木をきのこ原木として利用できないなど，生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について，東京電力ホールディングス株式会社は，福島県のみを財物補償の対象としています。補償対象は県域ではなく放射性物質濃度で判断することとし，本県の立木も補償対象とするよう求めます。

さらに，再び県内産原木等の利用が可能となるよう原木林を再生するためには，広範な実証事例やデータの集積が不可欠であることから，引き続き国において技術的知見を集積し，早期に効果的な森林の放射性物質低減技術を確立するよう求めます。

## 16 学校における防災教育体制の整備

【文部科学省】

東日本大震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことは本県にとっては痛恨の事態でありました。この事実を重く受け止め，本県では学校教育における防災体制作りと防災教育の強化，児童生徒の心のケアを重要課題ととらえています。また，国においても，国土強靱化の基本目標として人命の保護や国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化，迅速な復旧復興等を挙げており，この目標を達成するためには人的配置を土台とした制度の確立が必須であると考えます。

本県では，平成 24 年度から他県に先駆けて，学校における防災教育の充実や地域と連携した防災体制を強化するため，全ての公立学校に防災主任(拠点校には防災をはじめとした学校安全といじめ・不登校対策に当たる安全担当主幹教諭)を配置し，県単独の予算により手当を支給しています。

このようなことから，防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに，国における防災主任の制度化を求めます。

## 17 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁，文部科学省】

東日本大震災から8年が経過したものの，児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化してきており，児童生徒には，今なお，震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合，その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため，子どもの心のケアは重要な課題であります。被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては，阪神淡路大震災の前例を踏まえ，多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うほか，心のケアに資するための学習支援，学校運営の補助等を行う支援員の配置など緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

## 18 仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続

【復興庁，文部科学省】

本県においては，災害公営住宅の整備等のハード面での復旧・復興が進み，各市町村において仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）設置の解消が進んでいます。

一方，仮設住宅の統合や災害公営住宅の整備に伴う集団移転と新たなコミュニティの再構築，人口減少による学校の統合等は，児童・生徒の新しい学習環境・生活環境への適応に伴う心のケアや，子供を含めた地域住民の新しいコミュニティの構築といった新たな課題を生み出しており，また，幼少期の震災体験は心的外傷や基礎学力，基礎体力にも大きく影響し，喫緊の課題となっています。したがって，子供たちの学習環境の整備と地域教育力の向上を図ることが重要なポイントとなります。

住まいや職場を失い，多くの住民が県内全域で新たな生活を営んでおり，こうした課題は仮設住宅設置市町村だけの課題ではなく，県全域の課題として長期的な取組が必要です。

本事業については，交付要綱に基づき，知事が特に必要と認める市町村を実施主体として認めているところであり，本県の実情を踏まえ，引き続き財源確保を講じるよう求めます。

## 19 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

【復興庁，文部科学省】

本県では，東日本大震災による壊滅的な被害により，いまだに保護者の生活基盤が回復せずに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しています。

このような中，平成23年度から被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により基金を造成し，被災児童生徒就学援助事業のほか5事業を実施してきましたが，同交付金については平成26年度で終了し，平成27年度からは単年度の被災児童生徒就学支援等事業交付金を活用し実施しています。

つきましては，本県被災地はいまだ復旧・復興の途上であり，今後も被災児童生徒就学援助事業等の継続実施は必要不可欠であることから，令和2年度以降も当該交付金事業を継続するよう求めるとともに，継続に当たっては，地方負担が生じることのないよう求めます。

## 20 公立学校施設の災害復旧事業における基本単価の引上げ

**【文部科学省】**

東日本大震災以降、復旧需要の高まりにより、資材及び人件費は高止まりとなり、基本単価と建築工事实勢単価とのかい離が大きくなっています。

つきましては、東日本大震災被災県の災害復旧事業における基本単価を、実勢単価上昇を考慮した単価とするよう引上げを求めます。

なお、引上げが難しい場合には、基本単価と実勢単価上昇分との差額について、震災復興特別交付税の対象となるよう配慮を求めます。

## 21 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

**【復興庁，財務省，文部科学省】**

公立社会教育施設災害復旧費補助金については、令和2年度以降も復旧期間が必要な施設について当該年度ごとに文部科学省で災害復旧費の予算を計上することとなっていますが、大規模な地盤沈下や津波で被災した施設のほとんどは移転を伴うものであり、移転場所の選定作業も含め復旧工事着手まで時間を要する施設もあります。

つきましては、全ての施設の復旧工事が完了するまで、事業を継続するよう求めるとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう確実な財源確保を講じることを求めます。

## 厚生労働省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化

【内閣府，厚生労働省】

食品に含まれる放射性物質が健康に及ぼす影響や基準値等について，これまでもリスクコミュニケーションの充実を図るためのセミナーなどが開催されているところですが，依然として国民が正しく理解している状況とは言い難く，一部では誤った理解による風評被害が発生しています。

このことから，今後も国の責任の下で，不安の払拭に向けたリスクコミュニケーションの充実を図るためのセミナーを開催するなど，正しい知識の普及啓発に継続的に取り組むよう求めます。

### 3 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県産農林水産物は，東北地域の農林水産物というだけで，いまだに取引に影響が出ている状況であり，その風評を払拭するために，今後も国の責任で，首都圏をはじめ全国の消費者，流通関係者，食品関係事業者等に対し，食品の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について，正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

特に，水産物においては，他産地にシェアを奪われる状況が見られ，販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

国においては，東京電力ホールディングス株式会社に対し，放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め，十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

#### 4 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省】

県内の各地域では，災害公営住宅の整備が終了し，また，防災集団移転事業も全ての地区で住宅建設が可能な状況となり，恒久住宅への入居が順次進んでいます。

一方，東日本大震災の発生から8年を経過した現在においても，防災集団移転地での住宅再建が果たされておらず，約700人の方々が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており，また，災害公営住宅など恒久住宅への移転後においても，コミュニティの形成や高齢化，独居，生活再建，学習環境など被災者を取りまく課題は多様化，複雑化しています。

こうした状況の中，今後一層のコミュニティの形成・再生や心のケア，見守り，相談対応，学習環境の充実を行うなど，被災者の生活再建のステージに応じた，切れ目のない支援の実現を図るため，その財源として被災者支援総合交付金の交付を継続して実施するよう求めます。

#### 5 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保

【復興庁，厚生労働省】

応急仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進んでいますが，一部の市町においては土地地区画整理事業完了の遅れに伴う住宅再建の遅れ等により，応急仮設住宅の供与期間の特定延長について協議するなど，仮設住宅における被災者の健康・生活支援のための取組が引き続き必要となっています。また，災害公営住宅等への移転後であっても，入居者の高齢化率や独居率の高さなどから入居者の生活支援・健康支援が必要となっていますが，地域コミュニティにおける支え合い体制の構築には，いまだ時間を要する地域もあり，復興・創生期間後も復興の進捗に応じた被災者の生活支援が必要となることを見込まれます。

このような状況から，現在，被災者支援総合交付金を活用して実施している被災者の生活支援や健康支援のための事業について，十分な財源の確保を求めるとともに，継続的な財政支援を求めます。

#### 6 被災者の心のケア対策の取組の継続

【復興庁，厚生労働省】

東日本大震災から8年を経過した現在も，災害公営住宅入居後の生活環境の変化等により，被災者からの相談件数は依然として，保健所・市町村だけでは対応しきれない数が寄せられているほか，うつ病・アルコール関連問題など長期的にきめ細かな支援を必要とするケースが増加しており，問題は深刻化・複雑化しています。さらに，被災により心に深い傷を負った子どもや，精神的・経済的に不安定な親の影響を受けて落ち着かない子どもが見受けられ，東日本大震災後に出生した子どもについても心のケアを必要とする状態にあります。また，沿岸市町の被災者支援に当たる職員の支援や育成も必要であることから，本県では，復興・創生期間後も継続して心のケア対策を実施する方針を表明しています。

国においても，『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（平成31年3月8日閣議決定）の中で，復興・創生期間後も，心のケアの取組が必要とされたことから，子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策に対する確実な財源措置を求めます。

## 7 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置

【復興庁，厚生労働省】

東日本大震災による甚大な被害により，被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから，安定した介護保険事業の運営が図られるよう，介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など，国による十分な財政支援措置を求めます。

## 8 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続と資材価格急騰に対する財政支援

【厚生労働省】

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については，これまで激甚法指定や震災特別法により，国庫補助率が引き上げられるなど，配慮されているところです。

しかしながら，被災施設の中には，被災市町が進める新たなまちづくりに合わせ復旧を進めるため，再開に時間を要する施設があるほか，復興需要等の増加に伴う資材価格等の急騰により，増大した復旧費用を賄うための追加資金の調達に苦慮する施設も見受けられます。

つきましては，こうした状況を踏まえ，全ての施設の復旧が完了するまで，確実に補助を受けられるよう事業を継続することを求めるとともに，査定後の資材価格急騰に応じ補助の増額が可能となるよう弾力的な措置を求めます。

## 9 被災市町村の国民健康保険制度に対する財政措置

【厚生労働省】

東日本大震災後，国民健康保険料（税）の減免に係る財政支援や被災地の市町村国保に対する特別調整交付金の拡充支援等，支援が講じられているところです。

しかしながら，復興はいまだ道半ばであり，被災地の国保制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから，安定した事業運営が図れるよう，引き続き国による財政支援措置を求めます。

## 10 事業復興型雇用確保事業の拡充

【復興庁，厚生労働省】

事業復興型雇用確保事業については，これまでに3万人を超える雇用を創出するなど，被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしており，復旧・復興を進める上で大変有効な制度となっています。

一方で，現在の制度では，グループ補助金などの産業政策の支援を受けた事業所が令和元年度末までに事業を開始することが支給の要件とされるなど，雇入費・住宅支援費ともに多くの制約が課されています。また，沿岸部では，復興まちづくりに時間を要しているほか，水産加工業などにおいては，被災した建物の復旧が完了した事業者についても慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮しています。

こうした被災地の実情を踏まえ，事業の実施期間を延長するとともに，被災三県以外からの求職者の雇入れについても雇入費の助成対象とするなど，住宅支援費を含め，一層の制度の拡充や弾力的な運用を図ることを求めます。

## 11 特用林産物の出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県の特用林産物は依然 7 品目，21 市町村で出荷制限指示を受けています。出荷制限の解除は，政府の原子力災害対策本部が示した「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」や，平成 27 年 11 月に林野庁が示した「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」に基づいて，(旧)市町村の区域ごとに対応されているところですが，野生のきのこや山菜については，(旧)市町村の区域内での汚染状況が一様ではないこと，採取時期や場所が限定されており，解除に向けた検査に必要な量の検体を短期間に収集・検査することは困難であることが課題となっています。

つきましては，地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で，蓄積された検査データや現地の環境，地域の出荷体制や検査体制の整備状況などを十分に考慮し，(旧)市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除区域の設定や，非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除など，より一層の柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

## 12 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

国において，運営権者の選定手続が迅速に進められた結果，平成 28 年 7 月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。平成 30 年度には乗降客数が 361 万人となり 2 年連続で過去最高を記録するなど，民営化の成果が着実に現れています。

今後，一層の航空旅客・貨物の飛躍的な増加に向けては，航空会社のニーズに的確に応じた空港運用を行うことが重要となり，運用時間の延長が必要になると考えていることから，管制・C I Q の人員体制や予算の確保などについて，柔軟に対応するよう求めます。

## 農林水産省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は，出荷制限や風評被害などの営業損害に加え，検査費用や間接被害など，甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら，東京電力ホールディングス株式会社は，法令・政府指示等に基づかないことを理由に，十分な賠償に応じないなど，いまだに消極的な姿勢です。

国は，東京電力ホールディングス株式会社に対し，県境に関係なく被害の実態に応じて，十分かつ迅速な賠償を行うよう，強く指導することを求めます。

### 3 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

放射性物質の海洋への流出は，本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから，東京電力ホールディングス株式会社に対し，放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう，国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に，多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについては，現在，国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが，多核種除去設備等（ALPS）処理水の海洋放出は，本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては，多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについて，漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより，国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また，検討結果の公表に際しては，東京電力ホールディングス株式会社とともに，情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について，併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

#### 4 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだに取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。

特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

国においては、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

#### 5 中国，韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府，復興庁，外務省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種転換への支援を求めます。

#### 6 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】

東日本大震災により被災した既存の防潮堤等の海岸保全施設については、災害復旧事業を活用し復旧を進めているところですが、新たに整備する防潮堤については社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金により整備することとしています。

しかしながら、防潮堤等の高さや整備位置に関する地元調整などに時間を要している地域もあり、多くの区間で令和2年度も本格的な工事が実施される見込みとなっています。

つきましては、令和2年度も十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めるとともに、や

むを得ない理由により、年度内の完了が見込まれない場合については、令和2年度以降も予算の繰越などの弾力的な運用を認めるよう求めます。

## 7 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 8 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援

【農林水産省】

東日本大震災で被災した農林漁業者に対する制度資金等による金融支援策については、平成23年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などの震災特例措置が実施されているところです。

これらの措置については、今後とも、復興途上にある被災農林漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていくことから、令和2年度も継続するよう求めます。

## 9 放射性物質吸収抑制対策事業の継続

【復興庁，農林水産省】

本県では、これまでに水稲，大豆，そば等を対象に多くの市町において、カリ肥料施用による放射性物質吸収抑制対策を実施してきました。

特に大豆及びそばにおいては、いまだに放射性物質が検出される事例もあり、放射性物質吸収抑制対策としてカリ肥料施用が有効です。

令和2年度以降も農産物安全の確保・風評被害対策として本対策が必要不可欠であることから事業継続を求めます。

## 10 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置

【農林水産省】

本県の農業生産力を早期に回復するためには、共同利用施設の復旧や再編整備をはじめ、営農再開に必要な農業機械や資機材の導入を計画的に進めることが必要であり、本県では本交付金を活用し、被災農家の一日も早い経営再建に取り組んできました。

今後も農地の復旧により、新たに作付けが再開される地域もあることから、引き続き、事業の継続を被災農業者や市町村から要請を受けています。

本交付金は、農業者組織や農協などが速やかに農業生産の復旧等を図るために不可欠なものであることから、事業の継続と十分な予算措置を確実に講じるよう強く求めます。

## 11 復興予算の弾力的運用（農地整備等）

【復興庁，総務省，農林水産省】

東日本大震災復興交付金等による農地整備事業は、令和2年度の事業完了を目指して取り組んでいますが、区画整理工事後における営農に必要な補完対策や、換地計画調整等の換地の手続に時間を要する事態が生じた場合などには、事業完了が令和3年度以降に延伸する可能性があります。

つきましては、復興に必要な予算の確保とともに、個々の地区事情に配慮し、令和3年度以降への予算繰越など、復興予算の弾力的運用を求めます。

## 12 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要があります。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対する誠実かつ迅速な対応の徹底を求めます。

## 13 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上や生産能力の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚げ量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、海外販路開拓のためのHACCPの取得、被災地の人材確保のほか、生産性向上を図るためのロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保など、新たな課題に対応するための取組への支援について継続した予算措置を講じるよう求めます。さらに、資金融通の円滑化や事業の継続・継承に向けた支援など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

## 14 漁場生産力回復支援の継続

【復興庁，農林水産省】

漁場再生の支障となる震災ガレキについては、国の漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業及び操業中に回収されたガレキの処理に係る支援などを行っていますが、漁場に残存しているガレキの量や位置を把握することは難しく、また、水深の深い場所にあるガレキの回収は困難であることなどから、相当量が漁場に残存しています。

これらのガレキは、台風等によるシケなどにより移動・浮上し、漁業活動の支障となることがあるため、引き続き回収作業を行う必要があります。また、底びき網漁業について

も、操業中のガレキの回収が今後も継続すると見込まれることから、その処理に係る支援を長期にわたって継続していく必要があります。

つきましては、漁場へ流出したガレキの撤去及び漁場から回収されたガレキの最終処分に係る経費について、令和2年度以降も全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。また、東日本大震災の影響により漁獲量が減少しているアワビとサケについては、資源が十分に回復・維持するまでの間、種苗放流に必要な取組に対する財政支援の継続を求めます。

## 15 特用林産物の出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省】

本県の特用林産物は依然7品目、21市町村で出荷制限指示を受けています。出荷制限の解除は、政府の原子力災害対策本部が示した「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」や、平成27年11月に林野庁が示した「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」に基づいて、(旧)市町村の区域ごとに対応されているところですが、野生のきのこや山菜については、(旧)市町村の区域内での汚染状況が一律ではないこと、採取時期や場所が限定されており、解除に向けた検査に必要な量の検体を短期間に収集・検査することは困難であることが課題となっています。

つきましては、地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で、蓄積された検査データや現地の環境、地域の出荷体制や検査体制の整備状況などを十分に考慮し、(旧)市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除区域の設定や、非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除など、より一層の柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

## 16 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

【復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省】

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について、東京電力ホールディングス株式会社は、福島県のみを財物補償の対象としています。補償対象は県域ではなく放射性物質濃度で判断することとし、本県の立木も補償対象とするよう求めます。

さらに、再び県内産原木等の利用が可能となるよう原木林を再生するためには、広範な実証事例やデータの集積が不可欠であることから、引き続き国において技術的知見を集積し、早期に効果的な森林の放射性物質低減技術を確立するよう求めます。

## 17 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与えるなど緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところです。

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区

域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸侵食及び枯損・流木対策に関して、東日本大震災復興特別交付税などを活用し、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

## 18 復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省】

東日本大震災により被災した海岸防災林750haについては、令和2年度までの完了に向け防災林造成事業により整備を行っています。

今後は、防災林機能の早期発揮に向け、植栽木の健全な成長を促すため不可欠な下刈りや本数調整伐等の保育管理が必要となります。

つきましては、整備した海岸防災林の保育管理として、令和3年度以降に必要となる経費について、全額国費負担とするよう求めます。

## 19 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

国において、運営権者の選定手続が迅速に進められた結果、平成28年7月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。平成30年度には乗降客数が361万人となり2年連続で過去最高を記録するなど、民営化の成果が着実に現れています。

今後、一層の航空旅客・貨物の飛躍的な増加に向けては、航空会社のニーズに的確に応じた空港運用を行うことが重要となり、運用時間の延長が必要になると考えていることから、管制・C I Qの人員体制や予算の確保などについて、柔軟に対応するよう求めます。

## 経済産業省

### 1 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

【復興庁，経済産業省】

東日本大震災によって落ち込んだ沿岸地域の製造品出荷額等（平成 29 年）は、全国的に東日本大震災前の水準を超えている中、金額にして約 2,200 億円下回っている状況です。

本県及び沿岸市町では引き続き本補助金を活用し、沿岸地域の主要な産業である食品関連産業をはじめとした製造業を中心とする企業の誘致・集積に取り組んでいます。その受皿として整備が進められている沿岸地域の産業用地については、分譲面積全体の約 6 割が今年度から令和 2 年度にかけて工事完了し、引渡し可能となります。さらに、これらの多くが防災集団移転元地に整備されているため、企業は造成工事完了後に操業面での安全性を十分確認した上で立地決定することとなり、その結果、現行の期間内での申請や運用期間内での補助対象事業の終了が困難となります。

平成 30 年度末までの申請期間については、1 年間の申請期間延長が認められましたが、本県の 1 日も早い産業復興実現のためにも、本補助制度（製造業等立地支援事業及び商業施設等復興整備事業）の申請期間及び運用期間を再延長するようお願いします。また、対象地域については、主な産業用地以外の土地への立地を検討している企業もあることから、引き続き沿岸 15 市町全域を対象にするとともに、産業復興が遅れている地域には十分な措置をとるよう求めます。

### 2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は、出荷制限や風評被害などの営業損害に加え、検査費用や間接被害など、甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら、東京電力ホールディングス株式会社は、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど、いまだに消極的な姿勢です。

国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、県境に関係なく被害の実態に応じて、十分かつ迅速な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

### 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について、東京電力ホールディングス株式会社は、空間線量率の測定や農林水産物の検査など、住民の不安解消のために、地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが、法令・政府指示等に基づかないものとして、賠償の対象外としているか、対象期間を制限しています。

国は、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが、賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから、東京電力ホールディングス株式会社が、交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど、交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

#### 4 海洋への汚染水の流出防止対策, 放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(A L P S) 処理水の風評被害対策

**【内閣府, 復興庁, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】**

放射性物質の海洋への流出は、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう、国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の取扱いについては、現在、国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の取扱いについて、漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また、検討結果の公表に際しては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

#### 5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

**【復興庁, 文部科学省, 経済産業省, 環境省】**

放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段により、正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。また、立地自治体が行う事業の財源となる広報・調査等交付金について、立地自治体の要望額を国で確保するよう求めます。

#### 6 中国, 韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

**【内閣府, 復興庁, 外務省, 農林水産省, 経済産業省】**

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、中国や韓国等、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われています。

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じていますが、平成27年4月に台湾政府が輸入規制の強化を発表したことや、今年4月のWTO上級委員会において、韓国政府の輸入規制に対する我が国の主張が認められなかったことは極めて遺憾であります。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性に係る信頼の回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めます。また、規制していない国への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、輸入規制により販路回復に苦しむホヤ養殖業者等の魚種・漁業種

転換への支援を求めます。

## 7 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

## 8 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 9 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続

【復興庁，財務省，経済産業省】

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、資材等価格の高騰に対する増額措置や新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の対応など、制度が拡充されたことにより着実に復旧が進んでいます。

しかしながら、沿岸部では事業用地の整備等の産業基盤の復旧に相当の時間を要していることから、令和2年度においてもグループ補助金の募集を認め、あわせて、財政措置するよう求めます。

予算の繰越についても、繰越年度内での完了が困難になっている事業者が多くいることから、事故繰越の簡素化を継続して講じるよう求めます。

再交付手続についても、年度ごとの措置となっており、今後とも必要な予算を確実に措置するよう求めます。また、復旧に必要な土地造成が令和2年度に完成する地区等においては、復興・創生期間後の令和3年度においてもグループ補助金の交付申請対象とするよ

う求めます。

## 10 東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し

【復興庁，経済産業省】

東日本大震災は、本県に甚大な被害を与え、過去に亜炭等を採掘していた地域においても、陥没や地盤沈下等の事象を多数誘引し、現在も浅所陥没事故が発生しています。

このため、国においては平成 23 年度に、5 年を期限とした「旧鉱物採掘区域災害復旧費補助事業」を創設いただき、さらには、令和 2 年度末まで事業期間を延長していただきました。しかしながら、東日本大震災を契機とした浅所陥没等は依然として継続しており、延長いただきました補助の事業期間は終了いたします。

つきましては、住民の安全な生活環境を確保するため、補助金の枯渇が見えた段階で、既存基金への積増しや亜炭等採掘跡を起因とした浅所陥没事故に対する新たな補助金制度の創設等、十分な財源の支援を求めます。

## 11 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

宮城産業復興機構投資事業有限責任組合の支援決定の期限については、最長令和 3 年 3 月 31 日まで延長できることとなりました。

今後は、二重債務問題対策に係る支援対象者が、支援決定の期限までに確実に支援機関を活用できるよう、関係機関による積極的な取組が必要となります。あわせて、支援決定を受けた中小企業者が計画どおりの事業展開が図られるよう、売上増加に向けた販路開拓の支援など、継続したフォローも必要となります。

つきましては、中小企業者の事業再建がなされ、本格的な復旧・復興が図られるよう、被災中小企業者の相談窓口である宮城県産業復興相談センターの存続について、引き続き国による支援を求めます。

## 12 金融施策に係る支援の継続

【復興庁，経済産業省】

地盤のかさ上げなどインフラ工事の進捗に伴い、本格的な復旧・復興を図る中小企業者からの設備資金を中心とした資金需要が見込まれることに加え、被災地においては、経営環境の変化による業績回復の遅れ等により、依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況にあり、資金調達の円滑化を今後も推進する必要があることから、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を引き続き実施するよう求めます。また、信用補完制度の円滑な運営には、信用保証協会の経営基盤の安定が不可欠ですが、東日本大震災から 8 年以上が経過し、代位弁済の増加も懸念されることから、信用保証協会の損失を補填する、経営安定関連保証等対策費補助金を拡充するなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化に引き続き配慮するよう求めます。

## 13 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

平成 27 年度から国において、東アジアを中心に風評被害払拭のためのプロモーション事業が実施され、平成 30 年の本県外国人延べ宿泊者数は 34 万 4 千人と、震災前の水準以上

となりましたが、国別で見ると韓国は震災前の約7割、香港は約5割と、いまだ回復しておらず、一部の国においては風評の払拭は十分ではないと認識しています。

東北地方の自治体や経済団体も一体となって、風評払拭のために海外での正確な情報発信に努めています。個々の自治体の取組だけでは限界があることから、在外公館、ジェトロ、JNTOなどの関係機関と連携した取組や、国が主体となって、積極的に各国メディアを活用するなど、正確で適切な情報発信の継続した実施を求めます。

#### 14 生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要があります。

東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させ、被害者に対する誠実かつ迅速な対応の徹底を求めます。

#### 15 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工業者はおおむね事業を再開していますが、売上や生産能力の回復に遅れが見られるほか、人手不足、県内魚市場の水揚げ量の減少等に伴う加工原料の不足、原料価格の高騰、資金繰りの悪化など、課題が山積している状況です。

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、海外販路開拓のためのHACCPの取得、被災地の人材確保のほか、生産性向上を図るためのロボット等先端技術の導入、加工原料の安定確保など、新たな課題に対応するための取組への支援について継続した予算措置を講じるよう求めます。さらに、資金融通の円滑化や事業の継続・継承に向けた支援など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

#### 16 原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

本県の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の影響により広範囲で出荷制限が継続されていることに加え、県内の立木をきのこ原木として利用できないなど、生産者や事業者には大きな負担が生じています。

原木として利用できない立木について、東京電力ホールディングス株式会社は、福島県のみを財物補償の対象としていますが、補償対象は県域ではなく放射性物質濃度で判断することとし、本県の立木も補償対象とするよう求めます。

さらに、再び県内産原木等の利用が可能となるよう原木林を再生するためには、広範な実証事例やデータの集積が不可欠であることから、引き続き国において技術的知見を集積し、早期に効果的な森林の放射性物質低減技術を確立するよう求めます。

## 国土交通省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について，東京電力ホールディングス株式会社は，空間線量率の測定や農林水産物の検査など，住民の不安解消のために，地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが，法令・政府指示等に基づかないものとして，賠償の対象外としているか，対象期間を制限しています。

国は，地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し，賠償範囲として明確に示すよう求めます。また，本県では被害対策経費の請求に当たり，震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが，賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから，東京電力ホールディングス株式会社が，交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど，交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

### 3 海洋への汚染水の流出防止対策，放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

【内閣府，復興庁，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

放射性物質の海洋への流出は，本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから，東京電力ホールディングス株式会社に対し，放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう，国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に，多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについては，現在，国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが，多核種除去設備等（ALPS）処理水の海洋放出は，本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては，多核種除去設備等（ALPS）処理水の取扱いについて，漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより，国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また，検討結果の公表に際しては，東京電力ホールディングス株式会社とともに，情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被

害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

#### 4 広域防災拠点の整備

**【内閣府，復興庁，財務省，国土交通省】**

本県では、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備し、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、復興予算を含め引き続き所要の財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成28年3月に国土交通省が策定した「東北圏広域地方計画」においては、日本海側と太平洋側の広域連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたところであり、広域災害発生時における国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、中核的な広域防災拠点を本県内に整備することを求めます。

#### 5 海岸保全施設（防潮堤等）整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用

**【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省】**

東日本大震災により被災した既存の防潮堤等の海岸保全施設については、災害復旧事業を活用し復旧を進めているところですが、新たに整備する防潮堤については社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金により整備することとしています。

しかしながら、防潮堤等の高さや整備位置に関する地元調整などに時間を要している地域もあり、多くの区間で令和2年度も本格的な工事が実施される見込みとなっています。

つきましては、令和2年度も十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めるとともに、やむを得ない理由により、年度内の完了が見込まれない場合については、令和2年度以降も予算の繰越などの弾力的な運用を認めるよう求めます。

#### 6 東北観光復興対策交付金の継続

**【復興庁，財務省，国土交通省】**

平成30年の東北6県外国人延べ宿泊者数は、121万4千人と東日本大震災前の倍以上の水準まで伸びていますが、全国シェアは1.3%から1.5%と低迷したままであり、全国的に外国人宿泊者数が増加している中、東北地方だけが遅れている状況にあります。

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、東北の観光復興が掲げられ、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年までに150万人泊にすることが目標とされたところです。また、それと同時に東北観光復興対策交付金が創設され、本県

としても当該交付金を活用して受入環境整備といった事業に取り組んできましたが、平成30年に本県を訪れた外国人の延べ宿泊者数は34万人泊にとどまっており、目標の達成には一層の対策が必要な状況となっています。

インバウンドを促進するためには、地域の観光地を磨き上げるとともに、外国人観光客の受入環境をしっかりと整備し、併せて、磨き上げた観光地を効果的にプロモーションする必要があります。

今後、平成30年3月に仙台市、松島湾及び仙台空港を含む周辺エリアに設立したDMOを成功させるためには、自立するまでの一定期間は円滑に運営するための支援が必要です。また、外国人観光客が東北へ行きたいと思わせる動機付けとなる宣伝広告や、海外旅行エージェントと旅館ホテルとをマッチングさせ、旅行商品を造成させるなど、効果的なプロモーションも実施していかなければなりません。

そのため、これらの取組を効果的に行い、東北地方へのインバウンドを一層促進させるため、令和2年度も東北観光復興対策交付金を継続するよう求めます。

## 7 国際リニアコライダー（ILC）の実現

### 【内閣府，復興庁，外務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものです。

つきましては、平成31年3月7日の政府による関心表明を踏まえ、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を早期に明示するとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置付けるよう求めます。

## 8 復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

### 【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

本県においては、繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等では他事業との調整や地元関係者との合意形成に時間を要しているほか、資材や人手不足による入札不調も依然として発生しており、また、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等では、土地区画整理事業等の進捗状況により復旧に着手できず、相当数の事業について繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

このため、復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事故繰越手続の簡素化や、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業の省力化の措置を継続して講じることを求めます。また、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化とそれに伴う各種手続の簡素化・弾力化を引き続き図り、加えて、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 9 被災した地域公共交通への支援の拡充

【復興庁，国土交通省】

地域の生活交通を担うバス事業者及び離島航路事業者は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在も厳しい経営を迫られています。

このような中、路線バス及び離島航路については、要件緩和による補助金の増額等の措置が講じられていますが、今後も利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、令和2年度以降も当面の間、支援の継続と十分な予算の確保を求めます。また、住民バスについては現在、仮設住宅の足を確保するための支援が行われていますが、被災地域においては、仮設住宅から災害公営住宅等への移行が進み、復興の進捗に応じた柔軟できめ細かな対応が求められ、市町の負担が大きくなっていることから、災害公営住宅の箇所数を含めた算定に変更するよう求めるとともに、令和2年度以降の支援の継続と十分な予算の確保を求めます。

## 10 JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災の影響により大幅に落ち込んだ本県の観光分野は、県全体の観光客入込数が回復傾向にある中、松島町への観光客入込数が伸び悩んでいる状況にあります。

日本三景の一つ特別名勝松島の玄関口であるJR仙石線松島海岸駅は、地域住民の交通を支える重要なインフラであると同時に、東北広域観光を進めていく上で重要な拠点の一つとなっていますが、ホームが狭あいでエレベーターがないなど、バリアフリー化への対応が遅れていることから、体の不自由な方や高齢者のみならず観光客にも不便を強いており、利用者から強く改善要望が寄せられています。また、平成30年度における仙台空港の旅客数は、新規路線の就航などにより過去最多となり、今後、国内外を問わず、松島地域への一層の観光客の増加が見込まれます。このため、本県は、平成29年6月に東日本旅客鉄道株式会社及び松島町と、当該地域において、公共交通を基軸とした観光拠点整備を推進することを目的とした包括連携協定を締結し、東日本旅客鉄道株式会社が実施する松島海岸駅バリアフリー化改修工事に対し、町とともに支援しています。

つきましては、今年度着工し、令和3年度末の完了を目指す当該駅のバリアフリー化改修事業について、十分かつ確実な予算の確保を求めます。

## 11 福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信

【復興庁，外務省，経済産業省，国土交通省】

平成27年度から国において、東アジアを中心に風評被害払拭のためのプロモーション事業が実施され、平成30年の本県外国人延べ宿泊者数は34万4千人と、震災前の水準以上となりましたが、国別で見ると韓国は震災前の約7割、香港は約5割と、いまだ回復しておらず、一部の国においては風評の払拭は十分ではないと認識しています。

東北地方の自治体や経済団体も一体となって、風評払拭のために海外での正確な情報発信に努めています。個々の自治体の取組だけでは限界があることから、在外公館、ジェトロ、JNTOなどの関係機関と連携した取組や、国が主体となって、積極的に各国メディアを活用するなど、正確で適切な情報発信の継続した実施を求めます。

## 12 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁，総務省，農林水産省，国土交通省，環境省】

本県では，東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており，県民生活に重大な影響を与えるなど緊急を要する箇所については，災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところです。

しかしながら，その他の箇所については，東日本大震災後の降雨，波浪等により崩落区域が拡大するとともに，流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあります。加えて，リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中，景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが，これらの地域は，現行の国庫補助事業では，地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず，十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては，現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸侵食及び枯損・流木対策に関して，東日本大震災復興特別交付税などを活用し，地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

## 13 被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保

【復興庁，財務省，国土交通省】

今後，被災地が真の復興を果たすためには，一日も早い復旧事業の完成はもとより，地域住民の安全で安心な暮らしや地域経済再生，産業振興等を支える三陸沿岸道路をはじめとする高規格幹線道路ネットワークの構築や復興まちづくり計画と連携した河川堤防の整備，海上輸送の拠点となる港湾の整備など，国が行う基幹的な社会インフラの着実な整備が不可欠です。

つきましては，被災地の復興をけん引する復興道路及び復興支援道路，河川堤防や港湾施設等の国が行う復旧・復興事業について，着実な事業推進に向け，必要な予算と体制を別枠で確実に確保し，より一層の整備促進を図るよう求めます。

## 14 復旧・復興事業における施工確保

【復興庁，国土交通省】

復旧・復興事業における施工確保対策については，これまで「間接工事費における復興補正係数の導入」，「単品スライド額算定事務の簡素化」，「設計労務単価の改定時期の前倒し」などが実現されているところであり，特に復興補正係数については，令和元年度も継続されているところです。

復旧・復興事業の完遂に向け，これらの施工確保対策が大きく寄与することから，今後も引き続き各種対策を継続するよう求めます。

## 15 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災では，三陸縦貫自動車道などの高規格道路等の広域道路網が「命の道」として重要な役割を果たすとともに，「道の駅」や高規格幹線道路のサービスエリア等が救援物資輸送や復旧の拠点として有効に機能し，その重要性が改めて認識されました。

本県では，東日本大震災の教訓を踏まえ，沿岸部の縦軸や沿岸部と内陸部を結ぶ東西交

## <震災関連：国土交通省>

通軸の整備を進めるとともに、「道の駅」や高規格幹線道路のサービスエリア等について防災機能の強化を図り、港湾や空港などの広域物流拠点と連携し、陸・海・空一体となった防災道路ネットワークの構築を重点的に進めることとしています。

つきましては、東日本大震災からの早期復興及び富県宮城を推進するため、特に次に示す事業について重点的に整備を推進するとともに、内陸部も含めた、本県全体の整備に必要な予算の確保及び直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

- (1) 高規格幹線道路の整備促進
  - イ 三陸沿岸道路の整備促進
  - ロ 仙台北部道路及び仙台南部道路の4車線化の早期事業化
  - ハ 常磐自動車道及び仙台東部道路の4車線化の整備促進
- (2) 地域高規格道路の整備促進
  - イ みやぎ県北高速幹線道路Ⅲ期区間の整備支援
  - ロ みやぎ県北高速幹線道路の栗原ICの整備支援
  - ハ 石巻新庄道路の計画路線への早期指定及び事業化
- (3) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化
  - イ 仙台東道路の早期計画策定
  - ロ 国道4号仙台拡幅Ⅱ期の早期事業化
- (4) 主要幹線道路・県際道路の整備促進
  - イ 国道4号（仙台拡幅，大衡道路，築館バイパス）の整備促進
  - ロ 国道108号古川東バイパスの整備促進
  - ハ 国道108号石巻河南道路の早期事業化
  - ニ 国道349号の国直轄権限代行による早期事業化
  - ホ 国道398号の防災対策の強化支援
  - ヘ 県道大衡仙台線の整備支援
- (5) 離島及び半島部関連事業の整備支援
  - イ 県道大島浪板線の整備支援
  - ロ 牡鹿半島内の道路整備支援
- (6) スマートインターチェンジの整備支援
  - 菅生スマートICの整備支援
- (7) 道の駅や高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化
  - イ 道の駅の防災機能の強化支援
  - ロ 高規格幹線道路のサービスエリア等の防災機能強化及び新たな施設整備

## 16 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援

### 【復興庁，国土交通省】

東日本大震災からの復旧・復興事業について、復興創生期間内の完成を目標に進めている中、建設資材輸送路となる道路については、資材運搬車両の増加に伴う損傷が激しく、一般車両への影響に加え、騒音や粉じん等、沿道住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、道路管理者である市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保が大きな課題となっています。

平成28年度から、復興交付金（基幹事業）との関連などの条件を満たした沿岸市町の市

町村道について、復興交付金（効果促進事業）を活用しての舗装補修が実施可能となり、また、土取場のある内陸市町の市町村道の損傷についても、沿岸市町同様の条件を満たすことにより、舗装補修が可能となる柔軟な取扱いに変更されました。

今後も、資材運搬車両の増加に伴う道路損傷の一層の拡大が想定されることから、復興交付金（効果促進事業）による確実な予算の確保を求めます。

## 17 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策

【復興庁，国土交通省】

本県では、低平地を中心に東日本大震災による広域的な地盤沈下により洪水被害ポテンシャルが高まっていることや最近のゲリラ豪雨等の異常気象により、内陸域を中心に洪水被害が連続して発生していることから、人口・資産が集積する大規模河川や水害常襲河川の整備を進めているところですが、内陸部の河川においては、近年の堤防点検の結果、堤防の沈下等も確認されており、早急な対策が必要となっています。

一方、沿岸部の市町においては、地盤沈下に伴い大雨等による浸水被害のリスクが増大しているため、災害復旧や復興交付金を活用しながら雨水ポンプ等を設置し内水対策を実施することとしていますが、完成後の維持管理費については、市町の単独費による対応をせざるを得ない状況となっています。

つきましては、沿岸部のみならず内陸部も含めた水害リスクの軽減に向け、社会資本整備総合交付金の復興枠予算の活用も含め、河川改修等の整備に必要な予算を確保するとともに、国直轄河川についても引き続き洪水防御対策の促進を図るよう求めます。さらには、市町が設置する雨水ポンプ等の維持管理費についても財政上の支援措置を求めます。

## 18 公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除

【復興庁，総務省，国土交通省】

『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」が平成28年3月11日に閣議決定され、令和2年度までの財政支援が継続されることとなりました。本県では、令和2年度の復旧完了に向けて事業推進を図っているところですが、復旧が完了するまでの間、これまで同様の財政支援を継続するよう求めます。

## 19 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【復興庁，国土交通省】

東北地方唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は、東北地方の産業を支える国際海上物流拠点として重要な役割を果たしており、今後もコンテナ貨物の集貨・創貨の取組を戦略的に進め、より一層の飛躍が期待されているところです。また、「富県宮城の実現」を掲げる政策の下、立地企業の産業競争力の一層の強化や新たな産業の集積を図り、宮城及び東北地方の震災からの復興・発展を強力に推し進めるためにも、取扱貨物量の増加や船舶の大型化など様々な課題への対応が急務となっています。

つきましては、国際コンテナ定期航路により世界主要各国とつながっている仙台塩釜港（仙台港区）の国際物流ターミナル機能をより一層強化するため、高砂ふ頭再編改良事業の整備促進に必要な予算措置を求めます。また、地域の産業基盤である仙台塩釜港（石巻港区）の雲雀野地区国際物流ターミナル整備事業のうち、防波堤（南）の整備促進に必要な予算措置を図るとともに、耐震強化岸壁の整備に向けた検討を引き続き行うよう求めま

す。

## 20 民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応

【復興庁，法務省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省】

国において、運営権者の選定手続が迅速に進められた結果、平成 28 年 7 月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始されました。平成 30 年度には乗降客数が 361 万人となり 2 年連続で過去最高を記録するなど、民営化の成果が着実に現れています。

今後、一層の航空旅客・貨物の飛躍的な増加に向けては、航空会社のニーズに的確に応じた空港運用を行うことが重要となり、運用時間の延長が必要になると考えていることから、管制・C I Q の人員体制や予算の確保などについて、柔軟に対応するよう求めます。

## 21 復興祈念公園の整備

【復興庁，国土交通省】

犠牲者への追悼と鎮魂，震災の実情と教訓の後世への伝承及び国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に，本県及び石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園について，必要な予算の確保と特例的な財政支援を求めます。また，同公園内に国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について，整備後は国の責任において管理するよう求めます。

## 22 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

【復興庁，総務省，国土交通省】

被災者の住宅再建は今後も続くことから，被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を，令和 2 年度においても実施するとともに，そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。

## 環境省

### 1 復旧・復興に要する人的支援の継続

【復興庁，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環境省】

現在，本県及び被災市町においては，復興交付金などの復興財源が配分され，震災復興計画などにに基づき，復旧・復興事業を着実に進めています。

今後も，防潮堤や漁業集落の整備などの業務を継続して着実に進めていくためには，事務職や土木職などの職員が必要となっています。

これまで本県では，正規職員の派遣，任期付職員の採用・派遣，派遣の受入れが不要となった自治体から他自治体への振替調整など，被災市町の職員確保に努めてきましたが，行財政改革等に伴う厳しい環境の中で，派遣の打ち切りや派遣者を減員させる自治体が増えるとともに，任期付職員も応募者数の減少と退職者数の増加により十分な人数を確保できないなど非常に厳しい状況に置かれています。

つきましては，事業の進捗等に合わせて確保が必要とされる事務職・土木職などの職員の派遣について，支援の継続を求めるとともに，復旧・復興業務に従事する任期付職員について国において一括採用し派遣する制度の創設を求めます。

### 2 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援

【内閣府，復興庁，文部科学省，農林水産省，経済産業省，環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は，出荷制限や風評被害などの営業損害に加え，検査費用や間接被害など，甚大かつ深刻なものでした。

しかしながら，東京電力ホールディングス株式会社は，法令・政府指示等に基づかないことを理由に，十分な賠償に応じないなど，いまだに消極的な姿勢です。

国は，東京電力ホールディングス株式会社に対し，県境に関係なく被害の実態に応じて，十分かつ迅速な賠償を行うよう，強く指導することを求めます。

### 3 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，国土交通省，環境省】

地方自治体の被害対策経費について，東京電力ホールディングス株式会社は，空間線量率の測定や農林水産物の検査など，住民の不安解消のために，地方自治体が自発的に行う被害対策のほとんどが，法令・政府指示等に基づかないものとして，賠償の対象外としているか，対象期間を制限しています。

国は，地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し，賠償範囲として明確に示すよう求めます。また，本県では被害対策経費の請求に当たり，震災復興特別交付税充当分を含めて請求していますが，賠償された場合には交付税相当分の返還が生じることから，東京電力ホールディングス株式会社が，交付税相当分の賠償額については直接国に支払うなど，交付税の返還が生じない制度の創設を求めます。

#### **4 海洋への汚染水の流出防止対策, 放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(A L P S) 処理水の風評被害対策**

**【内閣府, 復興庁, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】**

放射性物質の海洋への流出は、本県沿岸及び沖合海域の水産資源への影響が懸念されることから、東京電力ホールディングス株式会社に対し、放射性物質を含む汚染水等の海洋への流出がないよう、国が責任を持って指導・監督することを求めます。

特に、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の取扱いについては、現在、国において海洋放出を含む処分方法が検討されていますが、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の海洋放出は、本県ひいては我が国の水産業に甚大な風評被害を及ぼすことが懸念されます。国においては、多核種除去設備等(A L P S) 処理水の取扱いについて、漁業者をはじめ地元関係者の意見を十分に聞くことはもとより、国民の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に検討することを求めます。また、検討結果の公表に際しては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、情報を的確に伝えるためのリスクコミュニケーション対策と風評被害防止・抑制・補填のための経済対策への丁寧かつ十分な取組について、併せて公表するよう求めます。

さらに、廃炉等の措置に当たっては、廃炉作業に伴う粉じんの飛散防止対策を徹底するよう、国が万全の対策を講じることを求めます。

これらの廃炉・汚染水対策に当たっては、国が前面に立って、海域環境等のモニタリングを継続し、海洋等における放射性物質の状況についての正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、必要な対策を安全かつ着実に進めるよう求めます。

#### **5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発**

**【復興庁, 文部科学省, 経済産業省, 環境省】**

放射線・放射能による影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、国はリスクコミュニケーションへの取組を強化するとともに、様々な機会を捉え、より効果的な手段により、正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。また、立地自治体が行う事業の財源となる広報・調査等交付金について、立地自治体の要望額を国で確保するよう求めます。

#### **6 除去土壌等の処分**

**【環境省】**

除染により発生した除去土壌については、いまだに処分基準が定められていないことから、早急に基準を提示するよう求めます。また、除染により発生した除染廃棄物については、県内に大量に保管されていますが、保管市町に対し技術的助言を行うとともに、除去土壌等の処分が円滑に進むよう、これまで以上に国が積極的に支援することを求めます。

さらに、市町における除去土壌等の濃度測定に係る経費や人件費も含めた除去土壌等の保管及び処分に関する費用について、全て補助金の対象とするよう求めます。

#### **7 放射能に汚染された廃棄物の処理**

**【環境省】**

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、放射線に関する正しい知識の普及啓発のため、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国の取

組の一層の充実を求めます。

さらに、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物については、県全体で処理を進めるために必要な取組に対して、十分な財政・技術的支援を含め、引き続き国が責任ある支援を行うよう求めます。特に、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金の受給手続においては、廃棄物の円滑な処理に支障を来している例も散見されることから、手続の柔軟な運用を求めます。

加えて、指定廃棄物問題については、国の責任の下、県外への集約処理の可能性を含めて、早期解決に向けた取組を行うとともに、解決までの間、災害等によって汚染が拡散することがないように、保管の強化や遮へいの徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。あわせて、指定解除後の廃棄物についても、処理先の確保に国として積極的に取り組むよう求めます。

## 8 原子力発電所の安全確認

【環境省】

東北電力株式会社においては、東北電力女川原子力発電所2号機の設置変更許可申請を行いました。新規基準への適合性審査に当たっては、引き続き、東日本大震災等で被災した施設であることを前提として安全確認を行い、その結果について、責任ある立場の者により、自ら主体的に、県民や関係自治体に対して分かりやすく説明するよう強く求めます。また、東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、監督・指導を強化するよう求めます。

## 9 特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援

【復興庁、環境省】

東日本大震災により被災した市町村等においては、膨大な災害廃棄物等を短期間で処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていることなどから、施設の更新を含めた処理体制の再構築を進めています。

現在、県内市町村が整備する事業については、対象事業費の1/3が循環型社会形成推進交付金の復興特別会計による対象事業とされ、さらに地方負担分のうちの95%については震災復興特別交付税の対象とされているところですが、廃棄物処理施設整備は、地域の理解を得るための様々な取組など長期間を要するため、いまだ整備途中である施設もあり、また、上記のとおり被災地特有の状況もあることから、令和2年度についても、引き続き現状どおりの支援を講じるよう求めます。

## 10 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

本県では、東日本大震災により沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び津波に起因した海水浸水等の影響による立木の枯損が多く発生しており、県民生活に重大な影響を与えるなど緊急を要する箇所については、災害関連等の国庫補助事業により対策を実施しているところです。

しかしながら、その他の箇所については、東日本大震災後の降雨、波浪等により崩落区域が拡大するとともに、流出した土砂及び流木による漁業への影響が顕著になりつつあり

<震災関連：環境省>

ます。加えて、リアス式海岸の景観を求める観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも沿岸部海岸線の山腹崩落箇所への対策が急務となっていますが、これらの地域は、現行の国庫補助事業では、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たすことができず、十分な対策が困難な状況にあります。

つきましては、現行の国庫補助採択基準を満たしていない三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落・海岸侵食及び枯損・流木対策に関して、東日本大震災復興特別交付税などを活用し、地元負担に配慮した対策事業の創設を求めます。

予算措置等を求める要望書  
(東日本大震災関連以外)



## 要望項目一覧

### 内閣府

- 1 地方創生のための財源確保  
【内閣府】
- 2 地方分権の着実な推進（道州制の推進）  
【内閣府，総務省，財務省】
- 3 地方消費者行政の充実強化に向けた財源確保と制度改善  
【内閣府】
- 4 原子力災害医療体制の構築  
【内閣府】
- 5 東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進  
【内閣府，厚生労働省】
- 6 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策  
【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】
- 7 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】
- 8 「総合的なTPP等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応  
【内閣府，農林水産省】
- 9 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保  
【内閣府，財務省，国土交通省】
- 10 警察官の増員  
【内閣府】
- 11 警察力等の整備充実（車両増強）  
【内閣府】
- 12 交通安全施設の整備充実に必要な予算措置  
【内閣府，国土交通省】

### 総務省

- 1 地方財源の確保  
【総務省，財務省】
- 2 Lアラートへのライフライン関係機関等の参加促進  
【総務省】
- 3 地方分権の着実な推進（道州制の推進）  
【内閣府，総務省，財務省】
- 4 新たな過疎対策法の制定  
【総務省】

<震災関連以外：目次>

- 5 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額  
【総務省】
- 6 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策  
【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】
- 7 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】
- 8 日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実  
【総務省，農林水産省】
- 9 主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続  
【総務省，農林水産省】
- 10 農業用ため池の防災・減災対策の推進  
【総務省，農林水産省】
- 11 森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実  
【総務省，農林水産省】
- 12 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充  
【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】
- 13 土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援  
【総務省，国土交通省】

## 法務省

- 1 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策  
【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】
- 2 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

## 外務省

- 1 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

## 財務省

- 1 地方財源の確保  
【総務省，財務省】
- 2 地方分権の着実な推進（道州制の推進）  
【内閣府，総務省，財務省】
- 3 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

- 4 地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保  
【財務省，国土交通省】
- 5 公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充  
【財務省，国土交通省】
- 6 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充  
【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】
- 7 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保  
【内閣府，財務省，国土交通省】
- 8 特別支援教育の充実  
【財務省，文部科学省】

## 文部科学省

- 1 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策  
【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】
- 2 仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策  
【文部科学省，厚生労働省】
- 3 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援  
【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】
- 4 公立義務諸学校の教職員定数の改善  
【文部科学省】
- 5 チーム学校を支える地域との連携を図る地域連携担当職員の配置  
【文部科学省】
- 6 国際バカロレア申請校への支援  
【文部科学省】
- 7 特別支援教育の充実  
【財務省，文部科学省】
- 8 学校給食施設補助交付要綱の改正（基準面積の見直し）  
【文部科学省】
- 9 学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業等の推進  
【文部科学省】
- 10 文化財整備に対する財政支援の充実  
【文部科学省】

## 厚生労働省

- 1 地域医療介護総合確保基金の財源配分及び交付スケジュールの前倒し等  
【厚生労働省】
- 2 地域生活支援事業費等補助金に係る十分な財政措置  
【厚生労働省】
- 3 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る十分な予算措置  
【厚生労働省】
- 4 上水道事業関連施設の更新・耐震化に関する補助制度に係る制度拡充と予算の確保  
【厚生労働省】
- 5 地域医療対策の充実  
【厚生労働省】
- 6 医師等医療従事者確保対策の推進  
【厚生労働省】
- 7 東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進  
【内閣府，厚生労働省】
- 8 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策  
【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】
- 9 自死対策に係る財源措置の継続  
【厚生労働省】
- 10 仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策  
【文部科学省，厚生労働省】
- 11 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策  
【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

## 農林水産省

- 1 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策  
【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】
- 2 「総合的なTPP等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応  
【内閣府，農林水産省】

- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置  
【農林水産省】
- 4 日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実  
【総務省，農林水産省】
- 5 協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と県への配分  
【農林水産省】
- 6 農業委員会活動に係る機構集積支援事業交付金の十分かつ確実な予算措置  
【農林水産省】
- 7 農地中間管理事業に係る制度の維持及び内容の拡充と十分な予算措置  
【農林水産省】
- 8 新規就農者支援施策に係る安定的な予算確保と確実な運用  
【農林水産省】
- 9 主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続  
【総務省，農林水産省】
- 10 強い農業・担い手づくり総合支援交付金，産地パワーアップ事業，農畜産物輸出拡大  
施設整備事業に係る十分な予算措置  
【農林水産省】
- 11 水田活用の直接支払交付金等に係る恒久的な制度の確立と安定した財源の確保  
【農林水産省】
- 12 特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置に係る資機材の広域的（東北ブロック等）備  
蓄保管管理体制の整備  
【農林水産省】
- 13 農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保  
【農林水産省】
- 14 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進  
【農林水産省】
- 15 農業用ため池の防災・減災対策の推進  
【総務省，農林水産省】
- 16 水産業競争力強化緊急事業（水産業競争力強化のための漁船導入）に係る制度の維持  
及び十分な予算措置  
【農林水産省】

<震災関連以外：目次>

- 17 新規漁業就業者支援施策の十分な予算措置と漁家子弟の支援対象への追加  
【農林水産省】
- 18 くろまぐろ漁獲管理に伴う産地魚市場・水産加工業者等に対する水揚げ減少対策支援  
の創設  
【農林水産省】
- 19 林業の成長産業化に向けた県産木材利用促進と生産基盤の充実  
【農林水産省】
- 20 森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実  
【総務省，農林水産省】
- 21 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底  
【農林水産省】
- 22 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充  
【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

## 経済産業省

- 1 水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進  
【経済産業省，環境省】
- 2 風力等の再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備  
【経済産業省】
- 3 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策  
【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】
- 4 工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への予算の確保  
【経済産業省】

## 国土交通省

- 1 地域公共交通への支援の拡充  
【国土交通省】
- 2 阿武隈急行線の設備改修及び車両更新に対する財政支援の強化  
【国土交通省】
- 3 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策  
【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

- 4 地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保  
【財務省，国土交通省】
- 5 公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充  
【財務省，国土交通省】
- 6 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充  
【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】
- 7 異常気象に対する防災対策の予算確保  
【国土交通省】
- 8 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進  
【国土交通省】
- 9 土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援  
【総務省，国土交通省】
- 10 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保  
【内閣府，財務省，国土交通省】
- 11 交通安全施設の整備充実に必要な予算措置  
【内閣府，国土交通省】

## 環境省

- 1 水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進  
【経済産業省，環境省】
- 2 鳥獣被害を減少させるための指定管理鳥獣捕獲等事業に係る制度の充実・強化  
【環境省】
- 3 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等の発生の抑制及び適切な回収・処理等の推進  
【環境省】
- 4 循環型社会形成推進交付金（浄化槽一般会計分）の予算確保  
【環境省】

## 内閣府

### 1 地方創生のための財源確保

【内閣府】

「地方創生推進交付金」については、各地方自治体が必要とする事業が支援の対象とならず、有効かつ十分に活用できない状況にあります。特に、事業の実施に必要な不可欠な職員旅費などの経費が支援の対象とならないこと及び今年度から新たに実施される「移住・起業・就業タイプ」のうち、新規就業支援事業について申請上限額の目安が存在することは、事業執行の大きな支障となっています。

各自治体が、その実情に応じて地方創生に資すると考える事業を確実に実施できるよう、制度・運用の適切な改善を求めます。また、各自治体が策定した地域再生計画に基づく事業が完了するまでの間、十分な予算を確保するとともに、同交付金に係る地方負担について、現行の地方財政措置を継続的に講じるよう求めます。

### 2 地方分権の着実な推進（道州制の推進）

【内閣府，総務省，財務省】

#### (1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制の整備が必要です。

「提案募集方式」の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念にのっとりさらに推進するよう求めます。また、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制を導入することが必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた具体的な取組を促進するよう求めます。

#### (2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、税財源の抜本的な移譲を推進するよう求めます。

### 3 地方消費者行政の充実強化に向けた財源確保と制度改善

【内閣府】

都道府県及び市町村の消費生活センターの運営や消費生活相談員等の確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保することを求めます。また、地方消費者行政強化事業については、補助率のかさ上げや使途の拡充など制度の改善を図ることを求めます。あわせて、地方消費者行政を安定的に推進できるよう

な観点から、長期的な支援を行うことを求めます。

#### 4 原子力災害医療体制の構築

【内閣府】

本県では、原子力災害拠点病院として、東北大学病院、仙台医療センター及び石巻赤十字病院を指定し、原子力災害医療体制の構築を進めています。

原子力災害拠点病院は、新たに原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した際には、原則として被災道府県の原子力災害拠点病院に派遣されることとなっています。

しかしながら、状況によっては、当該原子力災害拠点病院の外での活動も求められる場合もあり、チーム員が被ばくする可能性もあり得ます。そこで、チーム員の活動限度の目安等となる被ばく線量の上限を設定するよう求めます。また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームの維持のほかにも、他の原子力災害拠点病院等との医療連携や教育研修・訓練の実施、関係機関への支援などを新たに実施する必要があり、円滑かつ充実した対応を図るため、原子力災害拠点病院の業務の運営に必要な財政上の支援の創設を求めます。

#### 5 東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進

【内閣府，厚生労働省】

東日本大震災により甚大な被害を受けた本県沿岸を中心とする被災地では、高齢化の進行に加え、急激な人口減少が進んだことから、介護人材の不足など、超高齢社会の現実に対応すべき課題が一層深刻なものになっています。

特に、令和7年における本県の介護職員数の需給ギャップは4,755人と見込まれており、従来からの人材確保策に加えて、新たな担い手としての外国人介護職員の育成・参入の促進に向けた規制緩和や、介護現場の省力化に資するロボット技術の積極的な取り入れのための人員配置基準の緩和など、これまでの取組を超えた施策を展開することが求められています。

つきましては、これら施策の実現を可能とするために必要な規制改革の推進を求めます。

#### 6 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策

【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の「質の改善」のうち、未実施項目の早期実現を図るとともに、「子育て安心プラン」及び「放課後子ども総合プラン」に基づき保育所や放課後児童クラブの整備を進めていく必要があることから、これらが十分かつ適切に実施できるよう、国において財源を確実に措置し、地方に新たな財源負担を生じさせないことを求めます。また、幼児教育無償化の実施に伴い、利用児童の増加や、保育士不足がより深刻化することなどにより、保育の質の低下が懸念されることから、安心・安全な保育の実施に係る経費を含め、無償化の実施に必要な財源を確保するよう求めます。

<震災関連以外：内閣府>

- (2) 子どもを安心して生み育てる環境づくりを進めるため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は対象年齢に関わらず廃止するよう求めます。
- (3) 滋賀県大津市の交通事故や神奈川県川崎市の殺傷事件など、子どもが巻き込まれる痛ましい事態を踏まえ、その検証や対策を早急に実施し、子どもたちが地域で安心して生活することができるよう、国を挙げて子どもの安全確保対策を講じることを求めます。

## 7 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

**【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】**

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、新たな在留資格が創設されたことなどにより、今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い、新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など、多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには、日本語の習得が必須であり、日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また、外国人材等が暮らしやすい地域づくりは、定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから、外国人材等への日本語教育の充実を図るため、環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

## 8 「総合的なTPP等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応

**【内閣府，農林水産省】**

平成30年12月30日にTPP11、平成31年2月1日に日EU・EPAが発効し、農林水産物の関税引下げ、撤廃、低関税枠の設定などがなされています。

国では、「TPP等総合対策本部」において、「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定し、大綱に掲げる取組の推進のため、平成30年度補正予算において、対策費が計上されたところですが、農林漁業者が将来にわたり意欲と希望を持って経営に取組、持続的に発展できるよう、国の責任において、安定した財源の確保を含め、大綱に掲げる取組を確実に実行することを求めます。また、日米物品貿易協定をはじめとする国際貿易交渉に当たっては、本県農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、必要な国境措置を確保することを求めます。

加えて、復興の途上にある本県農林水産業の活力を低下させることがないよう十分に配慮することを求めます。

## 9 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保

**【内閣府，財務省，国土交通省】**

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減と平準化を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、自治体だけでは対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや資金、技術力を最大限活用し、ランニングコストの削減と更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、「上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）」の令和3年度中の導入に取り組んでおり、民間事業者による計画的な改築更新の実施においては、確実な費用の確保が求められています。

つきましては、下水道施設は、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営の安定化への取組の着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る中長期的に確実な予算の確保を求めます。

## 10 警察官の増員

### 【内閣府】

本県は、殺人事件等の重大事件に急発展するおそれのある人身安全関連事案や高齢者を対象とした特殊詐欺被害が高水準で推移しているほか、サイバー空間の脅威への対処、高齢運転者の交通事故抑止対策、国際情勢の変化に応じた各種テロ対策、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた諸対策を講じる必要があるなど、様々な治安維持上の課題に直面しています。

このような厳しい治安情勢の中、昨年9月には交番で勤務する警察官が襲撃され、殉職する事案が発生しており、治安維持の最前線で職務遂行している警察官の現場執行力の強化は、県民の安全安心を確保するために必要不可欠な喫緊の課題となっています。また、東日本大震災の復興道路として位置付けられている「三陸沿岸道路」の延伸により、警察庁訓令の基準に基づき高速道路交通警察隊の分駐隊を新設する必要があり、増員が必要となっています。

これまで、本県警察には平成27年度から平成29年度までの3年間で60人の増員がなされていますが、警察官1人当たりの負担人口は全国平均を119人も上回る614人となっており、現下の厳しい治安情勢に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するために、警察活動の基盤である警察官の増員を継続して求めます。

## 11 警察力等の整備充実（車両増強）

### 【内閣府】

多様化する警察事象に的確に対応するためには、早期に現場臨場し、初動捜査活動を展開することが極めて重要であります。機動力の要である車両の増強が十分に図られていないことから、あらゆる警察事象に対し、機動力を十分に発揮して迅速、的確に対処できるよう、捜査部門に対する警察車両増強のため、所要の措置を講じるよう求めます。

## 12 交通安全施設の整備充実に必要な予算措置

### 【内閣府，国土交通省】

- (1) 本県では，政府目標に基づく宮城県交通安全計画に示された交通事故抑止基本目標の達成に向けた各種施策を推進するとともに，社会資本整備重点計画に従い，交通安全施設の維持管理・更新等を推進しているところですが，県民が求める安全で快適な道路交通環境の実現のためには，交通管制センターの整備拡充，交通信号機の高度化改良など交通安全施設の一層の整備充実に努めるとともに，重要な社会インフラである交通安全施設の計画的な更新を図る必要があることから，これらを実現するために必要な予算措置を講じるよう求めます。
- (2) 滋賀県大津市や東京都池袋において昨今発生した痛ましい交通事故等を踏まえ，交通安全施設の整備充実や，高齢者を中心とする運転者への交通安全思想の一層の普及啓発を図る必要があることから，これらを実現するために必要な予算措置を講じるよう求めます。

## 総務省

### 1 地方財源の確保

【総務省，財務省】

#### (1) 地方税財源の充実・強化

##### イ 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の増額を図るよう求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。加えて、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策・維持補修のための経費等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。さらに、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮することを求めます。

##### ロ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築するよう求めます。

#### (2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないよう十分な配慮を求めます。また、引上げ後の消費税収の配分を巡る国と地方の協議を踏まえ、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、地方単独事業の実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講じるよう求めます。

#### (3) 経済危機対策等により創設した各種基金事業期間終了後の財源措置

基金事業の中には、子育て支援や自死対策など長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が地域の実情に応じて弾力的に事業を継続して実施することができるよう、事業に伴う十分な財源措置を講じるよう求めます。

#### (4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の

適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、少なくとも10年以上とされている公共施設等総合管理計画の計画期間に対し、その財源となる公共施設等適正管理推進事業債の期間が令和3年度までとなっていることは、計画的な事業執行の支障となることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表するよう求めます。

## 2 Lアラートへのライフライン関係機関等の参加促進

【総務省】

ライフライン関係機関等の参加を促進するため、他システムや汎用データと互換性のあるシステムへの改修、あるいはLアラートとの連携に伴うシステム改修を行うライフライン関係機関等に対する財政的支援策の創設を求めます。

## 3 地方分権の着実な推進（道州制の推進）

【内閣府，総務省，財務省】

### （1）真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制の整備が必要です。

「提案募集方式」の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念にのっとりさらに推進するよう求めます。また、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制を導入することが必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた具体的な取組を促進するよう求めます。

### （2）国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、税財源の抜本的な移譲を推進するよう求めます。

## 4 新たな過疎対策法の制定

【総務省】

過疎地域自立促進特別措置法が失効する令和3年4月以降も過疎地域の総合的な振興を図るための新たな法的措置を講じ、過疎地域に対する財源措置等支援策の継続及び拡充強化を図ることを求めます。また、新たな過疎対策法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けるよう求めます。

## 5 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額

【総務省】

適切な結核医療を継続的に確保するためには、地方財政計画により所要の経費が安定して計上される必要があります。

そのためには、今後の結核医療に係る地財単価を平成26年度の水準に回復するとともに、特別交付税の算定にも確実に反映するよう求めます。

## 6 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策

【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の「質の改善」のうち、未実施項目の早期実現を図るとともに、「子育て安心プラン」及び「放課後子ども総合プラン」に基づき保育所や放課後児童クラブの整備を進めていく必要があることから、これらが十分かつ適切に実施できるよう、国において財源を確実に措置し、地方に新たな財源負担を生じさせないことを求めます。また、幼児教育無償化の実施に伴い、利用児童の増加や、保育士不足がより深刻化することなどにより、保育の質の低下が懸念されることから、安心・安全な保育の実施に係る経費を含め、無償化の実施に必要な財源を確保するよう求めます。
- (2) 子どもを安心して生み育てる環境づくりを進めるため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は対象年齢に関わらず廃止するよう求めます。
- (3) 滋賀県大津市の交通事故や神奈川県川崎市の殺傷事件など、子どもが巻き込まれる痛ましい事態を踏まえ、その検証や対策を早急に実施し、子どもたちが地域で安心して生活することができるよう、国を挙げて子どもの安全確保対策を講じることを求めます。

## 7 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、新たな在留資格が創設されたことなどにより、今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い、新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など、多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには、日本語の習得が必須であり、日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また、外国人材等が暮らしやすい地域づくりは、定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから、外国人材等への日本語教育の充実を図るため、環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

## 8 日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実

【総務省，農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は，その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすもので，食料その他の農産物の供給と一体的な極めて重要な機能です。

このため，農地保全を目的とした地域活動や，中山間地域における営農継続，環境に配慮した営農活動等に対して支援を行い，多面的機能が今後とも適切に維持及び発揮されるよう推進していく必要がありますので，十分な予算の確保を求めます。また，その取組により国民全体が広く利益を享受することを踏まえ，県及び市町村の財政負担軽減のため財政措置の充実を求めます。

## 9 主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続

【総務省，農林水産省】

主要農作物の安定生産と品質向上のためには，本県は今後とも種子生産に積極的に関与していく必要があることから，これまでどおり適正価格による優良種子の安定供給を図れるよう，確実な財政措置を講じることを求めます。

## 10 農業用ため池の防災・減災対策の推進

【総務省，農林水産省】

防災重点ため池を中心とした，ため池の防災・減災対策については，選定基準の見直し等により対象ため池の箇所数の増加が見込まれることから，必要な調査及びハード対策を確実に進めるためには，一定の期間と対策費用が必要となります。

このことから，必要な予算の確保及び現在「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」として講じられている地方財政措置について，令和2年度以降も継続するよう求めます。

## 11 森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実

【総務省，農林水産省】

今年度から始まった森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムでは，市町村が主体となった経営管理が求められていますが，市町村の多くは林野行政職員が少なく，森林整備のノウハウも不足していることから，事業実施に向けた体制整備が課題となっています。

つきましては，林業経営に適する森林かどうかの判断や複層林化等に向けて採用すべき施業方法など，市町村に対して，森林経営管理に関する必要な技術支援を行うよう求めます。また，地方公共団体の林野行政職員の人件費は一定程度地方交付税措置がなされていますが，新たな森林管理システムの実施に伴い必要となる林野行政職員の人件費については，適切な森林管理が持続的に実施されるよう，確実な地方財政措置を求めます。

さらに，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき，今年度から譲与が開始される森林環境譲与税の譲与基準について，私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体に，より手厚く配分されるよう見直しを求めます。

## 12 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

本県が管理する防潮堤及び水門・陸閘については，東日本大震災の復興により管理延長及び施設数が増加するとともに，施設操作に従事する消防団員等の安全確保のため，水門・陸閘の多くを自動化，遠隔操作化する必要が生じ，その施設管理に係る費用の増大が課題であり，これらは，東日本大震災により被災した地域特有の課題となっています。

つきましては，水門・陸閘の自動化，遠隔操作化等の整備に伴い，今後増大する修繕費，更新費及び維持管理費用について国庫補助負担率のかさ上げや財政上の支援措置を強く求めます。

## 13 土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援

【総務省，国土交通省】

これまで本県では，土砂災害から生命及び身体を保護するため，土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し，市町村が住民の警戒避難体制の整備を図るため，土砂災害警戒区域等の指定を順次進めてきました。令和2年度以降については，市町村が適切な警戒避難体制を維持するために，地形や土地利用の状況等を継続して確認し，区域指定等の見直しを着実に実施することが不可欠となっており，そのためには確実な予算配分と地方負担の軽減が必須となっています。

つきましては，必要な予算の確保及び国費率の引上げ，地方負担額への起債充当など財政上の支援措置を求めます。

## 法務省

### 1 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

国内における人手不足の深刻化に対応するため，平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され，外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能であるため，賃金水準の高い首都圏等，大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では，看過しがたい偏在が生じれば，大都市圏企業による人材引き抜きの自粛を要請することとしています。大都市など特定の地域に集中することなく，地域の人手不足に的確に対応し，本県において必要な人材が確実に確保できるよう，より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

### 2 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い，新たな在留資格が創設されたことなどにより，今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い，新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など，多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには，日本語の習得が必須であり，日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また，外国人材等が暮らしやすい地域づくりは，定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから，外国人材等への日本語教育の充実を図るため，環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

## 外務省

### 1 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

**【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】**

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い，新たな在留資格が創設されたことなどにより，今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い，新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など，多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには，日本語の習得が必須であり，日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また，外国人材等が暮らしやすい地域づくりは，定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから，外国人材等への日本語教育の充実を図るため，環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

## 財務省

### 1 地方財源の確保

【総務省，財務省】

#### (1) 地方税財源の充実・強化

##### イ 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の増額を図るよう求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。加えて、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策・維持補修のための経費等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。さらに、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮することを求めます。

##### ロ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築するよう求めます。

#### (2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないよう十分な配慮を求めます。また、引上げ後の消費税収の配分を巡る国と地方の協議を踏まえ、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、地方単独事業の実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講じるよう求めます。

#### (3) 経済危機対策等により創設した各種基金事業期間終了後の財源措置

基金事業の中には、子育て支援や自死対策など長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が地域の実情に応じて弾力的に事業を継続して実施することができるよう、事業に伴う十分な財源措置を講じるよう求めます。

#### (4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の

適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、少なくとも10年以上とされている公共施設等総合管理計画の計画期間に対し、その財源となる公共施設等適正管理推進事業債の期間が令和3年度までとなっていることは、計画的な事業執行の支障となることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表するよう求めます。

## 2 地方分権の着実な推進（道州制の推進）

【内閣府，総務省，財務省】

### (1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、個性を活かし自立した地方をつくることのできる体制の整備が必要です。

「提案募集方式」の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念にのっとりさらに推進するよう求めます。また、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制を導入することが必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた具体的な取組を促進するよう求めます。

### (2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、税財源の抜本的な移譲を推進するよう求めます。

## 3 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、新たな在留資格が創設されたことなどにより、今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い、新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など、多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには、日本語の習得が必須であり、日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また、外国人材等が暮らしやすい地域づくりは、定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから、外国人材等への日本語教育の充実を図るため、環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

#### 4 地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保

【財務省，国土交通省】

現在，本県では一日も早いふるさと宮城の復興に向けて，東日本大震災からの復旧・復興の推進を最重点施策として取り組んでいます。復旧・復興事業が完了した後は，急激な人口減少社会の到来，加速するインフラの老朽化，気象変動に伴う災害リスクの増加，建設業の衰退など，本県でも全国で直面する課題に的確に対応していくことが不可欠です。

しかしながら，令和元年度当初予算として本県に配分されている国土交通省所管の予算は，平成 22 年度比で約 88%と震災前の水準を下回り，かつ，「防災・減災，国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業」を除くと平成 22 年度比約 61%となっています。

つきましては，地方創生総合戦略や国土強靱化等の方針を踏まえた「活力に満ちた地域社会を支える交流・産業基盤の整備」，「安心安全な生活基盤の整備」など，地域の将来像の実現を目指す新たな社会インフラの構築に向け，震災前の水準を大きく下回っている社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などの通常予算の確保を図るとともに，「防災・減災，国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業」が終了した後も同様の予算措置を講じるよう求めます。

#### 5 公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充

【財務省，国土交通省】

橋梁をはじめ本県が管理する公共土木・建築施設は，建設後 30 年から 50 年が経過し，老朽化対策が大きな課題となっています。

本県では，国の「インフラ長寿命化基本計画」を受け，平成 28 年 7 月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し，国庫補助事業や県単独事業により計画的な維持管理・長寿命化対策を進めているところですが，長期的な視点に立った維持管理・長寿命化対策を計画的に実施していくためには，重点的な予算配分と地方負担の軽減が不可欠です。

維持管理・長寿命化対策に係る国庫補助事業については，一層の補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充を強く求めます。

#### 6 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

本県が管理する防潮堤及び水門・陸閘については，東日本大震災の復興により管理延長及び施設数が増加するとともに，施設操作に従事する消防団員等の安全確保のため，水門・陸閘の多くを自動化，遠隔操作化する必要が生じ，その施設管理に係る費用の増大が課題であり，これらは，東日本大震災により被災した地域特有の課題となっています。

つきましては，水門・陸閘の自動化，遠隔操作化等の整備に伴い，今後増大する修繕費，更新費及び維持管理費用について国庫補助負担率のかさ上げや財政上の支援措置を強く求めます。

## 7 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保

【内閣府，財務省，国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減と平準化を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、自治体だけでは対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや資金、技術力を最大限活用し、ランニングコストの削減と更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、「上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）」の令和3年度中の導入に取り組んでおり、民間事業者による計画的な改築更新の実施においては、確実な費用の確保が求められています。

つきましては、下水道施設は、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営の安定化への取組の着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る中長期的に確実な予算の確保を求めます。

## 8 特別支援教育の充実

【財務省，文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、平成25年9月1日から、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学することもあることから、「合理的配慮」を行う必要性が高まっているところではありますが、受入体制が整っていない市町村も多く、また、障害への理解など教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況にあります。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することができるよう「合理的配慮」の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、高等学校における障害のある生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実のため、体制整備に向けた一層の財政的支援を求めます。

## 文部科学省

### 1 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策

【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の「質の改善」のうち，未実施項目の早期実現を図るとともに，「子育て安心プラン」及び「放課後子ども総合プラン」に基づき保育所や放課後児童クラブの整備を進めていく必要があることから，これらが十分かつ適切に実施できるよう，国において財源を確実に措置し，地方に新たな財源負担を生じさせないことを求めます。また，幼児教育無償化の実施に伴い，利用児童の増加や，保育士不足がより深刻化することなどにより，保育の質の低下が懸念されることから，安心・安全な保育の実施に係る経費を含め，無償化の実施に必要な財源を確保するよう求めます。
- (2) 子どもを安心して生み育てる環境づくりを進めるため，全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに，現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は対象年齢に関わらず廃止するよう求めます。
- (3) 滋賀県大津市の交通事故や神奈川県川崎市の殺傷事件など，子どもが巻き込まれる痛ましい事態を踏まえ，その検証や対策を早急に実施し，子どもたちが地域で安心して生活することができるよう，国を挙げて子どもの安全確保対策を講じることを求めます。

### 2 仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策

【文部科学省，厚生労働省】

我が国の産業の目覚ましい発展と科学技術の著しい高度化に伴い，基礎理論と実践力を備えた高等専門学校及び職業能力開発大学校の卒業生は，日本の成長の一端を担い，その貢献に対しては社会から高く評価されています。また，雇用のセーフティネットとして，在職者の知識・技能・技術の向上を図るための職業訓練及び求職者の早期再就職に向けた職業訓練を行う職業能力開発促進センターの役割は，ますます重要となっています。

仙台高等専門学校においても，近年，就職希望者に対する企業からの求人数が11倍から18倍に上るなど，幅広い場で活躍する実践的・創造的技術者の養成といった地域産業界の期待に十分応えることができない状況にあります。

一方，生産現場における「中核的人材」となり得る仙台高等専門学校卒業生の地元定着率の向上は，地域産業界からも強い要望を受けているところであります。

つきましては，仙台高等専門学校において，卒業生の地元定着拡大に向けたキャリア教育などの拡充及び同校で受け入れ可能な範囲での入学者数の拡大をお願いするとともに，自らのスキルアップを図るため退職した者に対し，高度な知識を習得させる機関として，高専専攻科を活用させるため，同校の施設整備等に関する支援を求めます。また，東北職業能力開発大学校の卒業生は，地元就職の形で人材定着に貢献していることから，同校におけるキャリア教育の充実と入学者数の拡大を求めます。

あわせて，本県ものづくり人材の技術と定着率の向上を図るため，宮城職業能力開発促

進センターにおいて実施している在職者及び求職者訓練を拡充するよう求めます。

### 3 外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援

**【内閣府，総務省，法務省，外務省，財務省，文部科学省】**

改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い，新たな在留資格が創設されたことなどにより，今後外国人材の更なる増加や多様化が見込まれる状況にあります。

これに伴い，新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など，多文化共生の実現に向けた取組の重要性は高まっています。

外国人材等が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送るためには，日本語の習得が必須であり，日本語学習の機会を提供する公的な仕組みの構築が求められています。また，外国人材等が暮らしやすい地域づくりは，定住促進等の地方創生やインバウンドを含む交流人口の拡大にもつながります。

こうしたことから，外国人材等への日本語教育の充実を図るため，環境整備補助も含めた総合的な支援の創設を求めます。

### 4 公立義務諸学校の教職員定数の改善

**【文部科学省】**

新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人ひとりの子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するため，普通学級の35人以下学級を小学校第3学年以降の学年へ早期に拡大するとともに，教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。また，子どもたち一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を確実に実施するため，特別支援学級を6人以下学級にするとともに，教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。

これらの教職員に係る給与費については，地方自治体に負担を転嫁することなく，義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

### 5 チーム学校を支える地域との連携を図る地域連携担当職員の配置

**【文部科学省】**

地域においては，将来の地域産業を支える担い手を育成・確保し，持続可能な地域経済を維持していくことが求められています。しかしながら，東日本大震災以降は復興需要に支えられ求人が増加し，新規高卒者の就職内定状況は高い状況が続いています。一方で，就職後3年以内の離職率は全国平均を上回っており，対応が十分とはいえない状況であります。

本県としては，就職に関する支援員を配置することにより，生徒と企業のマッチング及び卒業生の早期離職の防止に取り組んでいますが，地域の担い手の確保としてはまだ十分ではありません。

つきましては，地域の将来を支える人材を地域で育成し確保することが重要であり，地域産業と学校との連携体制をさらに強める必要があることから，県内各圏域ごとにキャリア教育による進路指導をプランニングできる専門的な支援員の配置に十分な予算措置を講じるよう求めます。

## 6 国際バカロレア申請校への支援

【文部科学省】

急速に進展するグローバル化の中で、次代の社会を担っていく生徒には、直面する課題に誠実に向き合い、周りの人と協力し合いながら思考を掘り下げ、解決に向けた方向性を見出していく資質・能力が求められることとなります。国際バカロレアの提供するプログラムは、双方向型・協働型の学習プログラムにより、今後求められる資質・能力等を身に付け、グローバル人材を育成することができると期待されています。

本県においては、国際社会の様々な場面で活躍し、世界と宮城をつなぎ、宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーの育成を図るため、令和3年度からの国際バカロレアのプログラム導入を目指して、現在、申請手続を進めているところですが、公立高校において実施していくためには、施設・設備の改修や備品の調達、教員の増員、外国人を含めた教員の確保など、財政面、人員確保の面、双方の課題を解決する必要があります。

つきましては、今後必要とされる経費に対する財政的支援及びプログラム認定校への教員定数加配措置等についての支援を求めます。

## 7 特別支援教育の充実

【財務省、文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、平成25年9月1日から、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学することもあることから、「合理的配慮」を行う必要性が高まっているところではありますが、受入体制が整っていない市町村も多く、また、障害への理解など教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況にあります。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することができるよう「合理的配慮」の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、高等学校における障害のある生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実のため、体制整備に向けた一層の財政的支援を求めます。

## 8 学校給食施設補助交付要綱の改正（基準面積の見直し）

【文部科学省】

学校給食施設を整備する場合に、実際の整備面積と国庫補助基準面積とを比較すると、補助基準面積は十分とは言えず、加えて食育のための施設や食物アレルギー対応の設備を設けると整備面積と補助基準面積とのかい離はさらに大きくなり、自治体の財政負担が過大となっています。

平成26年度予算による実施事業において、基準面積を引き上げる改訂がされましたが、なお、実際の整備面積が補助基準面積を上回る状況にあり、市町村の財政負担が過大となっているため、基準面積等について一層の引上げを求めます。

## 9 学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業等の推進

【文部科学省】

令和元年度学校施設環境改善交付金事業については、国の平成30年度第2次補正予算及び令和元年度当初予算を合わせて、187事業中129事業が採択（事業数ベース約70%、内定額ベース約88%）されましたが、その多くは用途や事業期間が限定されており、国の採択基準に合致しない一部の事業については採択されませんでした。

各事業について、市町村においては地域の実情を踏まえて計画されたものであることから、施設整備計画どおりに事業を進めることができるよう、また、計画する事業が年度当初から円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算において確保することを求めます。また、学校施設の老朽化対策に係る各設置者の負担軽減を図るため、大規模改造事業、長寿命化改良事業における補助要件を緩和すること、さらに、空調設備の設置に関し、良好な教育環境の整備が計画的に進められるよう、基本単価及び算定割合の引上げ、既設教室への更新、公立高等学校を対象とするなど制度の拡充を求めます。

## 10 文化財整備に対する財政支援の充実

【文部科学省】

史跡等の文化財は、我が国の長い歴史の中ではぐくまれた国民共有の財産であり、後世に確実に継承していく必要があります。これを総合的に保存・活用していくことは、国民の文化財に対する理解を深めるとともに、観光資源としても地域の活性化につながることを期待されます。

つきましては、歴史的に価値のある文化財の整備を着実に推進するため、国による財政支援の充実を求めます。

## 厚生労働省

### 1 地域医療介護総合確保基金の財源配分及び交付スケジュールの前倒し等

【厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想の達成に向けた医療機関の整備事業や、居宅等における医療提供に関する事業、介護施設等の整備事業及び医療・介護従事者の確保事業に活用されるものであり、地域の医療・介護需要等に応じ、必要な財源が適切な時期に配分されることが必要です。一方で、現在の国のスケジュールでは、年度当初から事業に着手できないことで事業の円滑な実施に支障があるほか、国が廃止した国庫補助事業の振替財源として配分される部分も大きくなっています。

つきましては、当該基金について、各都道府県の医療・介護需要に応じ配分される仕組みとするとともに、国庫補助事業からの振替を極力抑制し、必要な財政措置を講じるよう求めます。また、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールの前倒し等を確実に実施するとともに、基金の弾力的な運用が図られるよう手続の簡素化等を求めます。

### 2 地域生活支援事業費等補助金に係る十分な財政措置

【厚生労働省】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業等は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行う必要不可欠な事業であり、国及び地方公共団体の財政負担により実施されるものですが、国として促進すべき事業として位置付けられている「地域生活支援促進事業」を除き、十分な補助額が確保されておらず、市町村及び県の財政負担が過重となっています。

つきましては、適正かつ円滑な事業実施のため、こうした県及び市町村の実態を考慮し、事業費に対する1/2の国庫補助を確実に実施するよう求めます。

### 3 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る十分な予算措置

【厚生労働省】

平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期障害福祉計画策定に係る国の基本指針において、障害者の地域生活移行をさらに推進し、そのための体制整備を行うこととされ、本県においても、支援体制を充実していくこととする計画を策定したところです。

地域においては、障害者の地域生活を支援する基盤が不足していることから、障害者の親を中心とする関係者からサービスの充実についての要望が寄せられており、これに対応して施設整備費補助金に対する要望も出されています。

しかし、同補助金の国庫負担金が十分に確保されず、国庫補助協議において都道府県からの要望の多くが採択されない事態となっており、地域で必要とされる施設整備が遅れています。

このような状況では、障害者の地域生活移行推進の取組が停滞することから、都道府県からの要望に対応できる十分な予算を確保するよう、強く求めます。

#### 4 上水道事業関連施設の更新・耐震化に関する補助制度に係る制度拡充と予算の確保

【厚生労働省】

上水道事業関係施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて整備されており、既に建設から40年以上が経過し、本格的な施設設備の更新時期を迎えつつあります。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応等が急務となっています。

そのような状況の中、国において、平成27年度に、生活基盤施設耐震化等交付金制度が新設されましたが、資本費要件等の採択基準や対象施設の制限により、制度の活用が進んでいません。

つきましては、計画的かつ確実な施設の耐震化等の推進に向け、補助対象施設及び補助率に係る制度の拡充を図るとともに、更新・耐震化に関する交付金の所要額について、十分に確保するよう強く求めます。

#### 5 地域医療対策の充実

【厚生労働省】

- (1) 地域医療体制の整備の取組に対する財政措置の充実・強化のため、医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金の満額措置を求めます。
- (2) 搬送困難事例受入医療機関支援事業については、地域の実情に即した弾力的な運用が可能となるよう求めます。
- (3) 地域医療体制を担う医療機関の採算性を確保するために、診療報酬、補助金及び交付税を充実するよう求めます。
- (4) 地域の高度救急医療を継続して確保していくため、自治体病院が開設する救命救急センターについて、安定的に運営できるよう財政措置を充実・強化するよう求めます。

#### 6 医師等医療従事者確保対策の推進

【厚生労働省】

- (1) 医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策をさらに充実するよう求めます。
- (2) 医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急など医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。
- (3) 看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を併せて推進するよう求めます。

#### 7 東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進

【内閣府，厚生労働省】

東日本大震災により甚大な被害を受けた本県沿岸を中心とする被災地では、高齢化の進行に加え、急激な人口減少が進んだことから、介護人材の不足など、超高齢社会の現実に対応すべき課題が一層深刻なものになっています。

特に、令和7年における本県の介護職員数の需給ギャップは4,755人と見込まれており、従来からの人材確保策に加えて、新たな担い手としての外国人介護職員の育成・参入の促進に向けた規制緩和や、介護現場の省力化に資するロボット技術の積極的な取り入れのための人員配置基準の緩和など、これまでの取組を超えた施策を展開することが求められています。

つきましては、これら施策の実現を可能とするために必要な規制改革の推進を求めます。

## 8 子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策

【内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

- (1) 「子ども・子育て支援新制度」の「質の改善」のうち、未実施項目の早期実現を図るとともに、「子育て安心プラン」及び「放課後子ども総合プラン」に基づき保育所や放課後児童クラブの整備を進めていく必要があることから、これらが十分かつ適切に実施できるよう、国において財源を確実に措置し、地方に新たな財源負担を生じさせないことを求めます。また、幼児教育無償化の実施に伴い、利用児童の増加や、保育士不足がより深刻化することなどにより、保育の質の低下が懸念されることから、安心・安全な保育の実施に係る経費を含め、無償化の実施に必要な財源を確保するよう求めます。
- (2) 子どもを安心して生み育てる環境づくりを進めるため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、現物給付方式による制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置は対象年齢に関わらず廃止するよう求めます。
- (3) 滋賀県大津市の交通事故や神奈川県川崎市の殺傷事件など、子どもが巻き込まれる痛ましい事態を踏まえ、その検証や対策を早急に実施し、子どもたちが地域で安心して生活することができるよう、国を挙げて子どもの安全確保対策を講じることを求めます。

## 9 自死対策に係る財源措置の継続

【厚生労働省】

本県及び市町村が策定した自死対策計画に基づき、長期的・効果的な自死対策の取組を強化する必要があることから、必要かつ十分な財源措置の継続を求めます。

## 10 仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策

【文部科学省，厚生労働省】

我が国の産業の目覚ましい発展と科学技術の著しい高度化に伴い、基礎理論と実践力を備えた高等専門学校及び職業能力開発大学校の卒業生は、日本の成長の一端を担い、その貢献に対しては社会から高く評価されています。また、雇用のセーフティネットとして、在職者の知識・技能・技術の向上を図るための職業訓練及び求職者の早期再就職に向けた職業訓練を行う職業能力開発促進センターの役割は、ますます重要となっています。

仙台高等専門学校においても、近年、就職希望者に対する企業からの求人数が11倍から18倍に上るなど、幅広い場で活躍する実践的・創造的技術者の養成といった地域産業界の

期待に十分応えることができない状況にあります。

一方、生産現場における「中核的人材」となり得る仙台高等専門学校卒業生の地元定着率の向上は、地域産業界からも強い要望を受けているところであります。

つきましては、仙台高等専門学校において、卒業生の地元定着拡大に向けたキャリア教育などの拡充及び同校で受け入れ可能な範囲での入学者数の拡大をお願いするとともに、自らのスキルアップを図るため退職した者に対し、高度な知識を習得させる機関として、高専専攻科を活用させるため、同校の施設整備等に関する支援を求めます。また、東北職業能力開発大学の卒業生は、地元就職の形で人材定着に貢献していることから、同校におけるキャリア教育の充実と入学者数の拡大を求めます。

あわせて、本県ものづくり人材の技術と定着率の向上を図るため、宮城職業能力開発促進センターにおいて実施している在職者及び求職者訓練を拡充するよう求めます。

## 11 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

### 【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能であるため、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では、看過しがたい偏在が生じれば、大都市圏企業による人材引き抜きの自粛を要請することとしていますが、大都市など特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

## 農林水産省

### 1 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

国内における人手不足の深刻化に対応するため，平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され，外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能であるため，賃金水準の高い首都圏等，大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では，看過しがたい偏在が生じれば，大都市圏企業による人材引き抜きに自粛を要請することとしていますが，大都市など特定の地域に集中することなく，地域の人手不足に的確に対応し，本県において必要な人材が確実に確保できるよう，より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

### 2 「総合的な T P P 等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応

【内閣府，農林水産省】

平成 30 年 12 月 30 日に T P P 1 1，平成 31 年 2 月 1 日に日 E U ・ E P A が発効し，農林水産物の関税引下げ，撤廃，低関税枠の設定などがなされています。

国では，「T P P 等総合対策本部」において「総合的な T P P 等関連政策大綱」を決定し，大綱に掲げる取組の推進のため，平成 30 年度補正予算において，対策費が計上されたところですが，農林漁業者が将来にわたり意欲と希望を持って経営に取組，持続的に発展できるよう，国の責任において，安定した財源の確保を含め，大綱に掲げる取組を確実に実行することを求めます。また，日米物品貿易協定をはじめとする国際貿易交渉に当たっては，本県農林水産業が再生産可能となり，持続的に発展していくことができるよう，必要な国境措置を確保することを求めます。

加えて，復興の途上にある本県農林水産業の活力を低下させることがないよう十分に配慮することを求めます。

### 3 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では，野生鳥獣による農作物被害を低減させるため，被害状況を把握するとともに，本交付金を活用しながら，侵入防止柵の設置や緊急捕獲活動の強化，研修会の開催等により，被害防止対策及び人材育成を図っています。

しかしながら，野生鳥獣による農作物被害は，イノシシやニホンジカを中心に増加傾向にあり，平成 29 年度の被害額は約 1 億 8 千万円となり，特に影響の大きいイノシシについては，被害額がこの 3 年で約 1.5 倍に増加しているほか，被害市町村数も 17 から 23 に拡大するなど厳しい状況にあります。

つきましては，農作物被害を低減させるため，侵入防止柵の設置及び緊急捕獲等の取組を一層進める必要があることから，十分な予算措置を講じるよう求めます。

#### 4 日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実

【総務省，農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすもので、食料その他の農産物の供給と一体的な極めて重要な機能です。

このため、農地保全を目的とした地域活動や、中山間地域における営農継続、環境に配慮した営農活動等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に維持及び発揮されるよう推進していく必要がありますので、十分な予算の確保を求めます。また、その取組により国民全体が広く利益を享受することを踏まえ、県及び市町村の財政負担軽減のため財政措置の充実を求めます。

#### 5 協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と県への配分

【農林水産省】

本県では、農業普及組織が中心となって、大規模土地利用型経営体及び園芸経営体の育成、早期の経営安定化などの支援を展開してきました。

今後はこれらに加えて、高齢化等による担い手の減少や労働力不足への対応、生産体制の集約化と効率化の支援、新技術や新たな品目の導入、6次産業化に取り組む経営体の育成など、これまで以上に農業革新支援専門員や普及指導員の活動が極めて重要になっています。

このため、普及指導員等が充実した普及活動を展開できるよう、協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と本県への配分を求めます。また、配分指標となっている「中山間地域活動計画」については、各都道府県の地理的条件による偏りが生じているため見直しを求めるとともに、今後導入を検討している「技術実証実績」や「講習・研修実績」等の指標についても、都道府県ごとの算出方法が異ならないよう、算定方法・基準の提示を求めます。

#### 6 農業委員会活動に係る機構集積支援事業交付金の十分かつ確実な予算措置

【農林水産省】

本県では、平成30年度をもって、全ての農業委員会が新体制に移行しており、新たに任命された農業委員等への研修実施が重要な課題となっています。

しかしながら、本県に対する「機構集積支援事業交付金」は、令和元年度当初内示において、総額では前年度を上回ったものの、研修等に充てることができる事業への予算配分は、農業委員会分で要望額の約2割、県農業会議分で要望額の約5割と少なく、農業委員、農地利用最適化推進委員に対し十分な研修等を行うことが困難な状況となっています。

農業委員会が、その主たる使命である、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に取り組むことはもとより、今年度から開始する「人・農地プラン」の実質化に向けても、農業委員等の資質向上のための研修等が極めて重要であるため、令和元年度の追加配分を含め、十分かつ確実な予算措置を行うよう求めます。

## 7 農地中間管理事業に係る制度の維持及び内容の拡充と十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、競争力のある農業を実践していくため、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の利用集積・集約化による経営の大規模化や効率性の高い生産体制構築を推進しているところです。

農地集積に対する支援措置である機構集積協力金は、農地の集積を促進する上で重要であることから、集積・集約が加速的に進むよう交付単価を引き上げるとともに申請額に対して十分な交付が行われるよう、交付対象及び交付単価など制度の安定的な維持を引き続き強く求めます。また、事業を円滑に推進するため、農地中間管理機構や市町村段階において農地調整に関する専門的な知識を持った人材が確保できるような十分な予算の措置を求めます。

## 8 新規就農者支援施策に係る安定的な予算確保と確実な運用

【農林水産省】

多様な新規就農者を確保・育成するため、農業次世代人材投資事業を周知・活用しているところであり、新規就農者は増加傾向にあります。

農業を持続的に発展させていくためには継続的な人材の確保・育成が必要であり、意欲ある新規就農者に対し確実に交付されるよう令和元年度の追加配分を含め、農業次世代人材投資事業における交付金の十分かつ着実な予算措置を行うよう求めます。

## 9 主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続

【総務省、農林水産省】

主要農作物の安定生産と品質向上のためには、本県は今後とも種子生産に積極的に関与していく必要があることから、これまでどおり適正価格による優良種子の安定供給を図れるよう、確実な財政措置を講じることを求めます。

## 10 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、競争力のある農業の確立に向け、本交付金を活用しながら、農業用機械や共同利用施設等を整備し、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進してきました。

農業を取り巻く現状は依然として厳しく、農作物の高品質・高付加価値化、低コスト化のために農業者への支援が引き続き必要であることから、令和2年度における十分な予算措置と今年度の追加の補正予算措置を講じるよう強く求めます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）では、個別メニューにおける上限事業費を撤廃し、補助率を一律5割に設定するよう求めます。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）では、補助率を現在の3割から5割に引き上げるよう求めます。

## 11 水田活用の直接支払交付金等に係る恒久的な制度の確立と安定した財源の確保

【農林水産省】

本県農業は水田農業を基幹としており、米の需給安定に向けて、大豆、麦及び飼料用米、輸出用米など戦略作物の本作化を推進してきました。

平成30年産から実施された米政策の見直し後も、農業者が将来にわたって安心して水田農業経営に取り組むためには、現在予算措置されている水田活用の直接支払交付金等について、法制化を含めた恒久的な制度の確立と十分かつ安定的な財源が確保されるよう求めます。

## 12 特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置に係る資機材の広域的（東北ブロック等）備蓄保管管理体制の整備

【農林水産省】

特定家畜伝染病（豚コレラや鳥インフルエンザ等）は、同時多発的に発生する傾向にあり、国や都道府県の資機材備蓄を中間的にバックアップする広域ブロックごとの資機材備蓄拠点が必要です。

本県の防疫資機材の備蓄状況は、家きん10万羽に対応可能な資機材を備蓄していますが、豚の殺処分のための特殊機材である「家畜電気と畜装置」の備蓄はなく、「焼却用ペール」（感染性廃棄物密閉容器）は必要量の備蓄がされていません。また、「家畜電気と畜装置」は国産ではなく高価であること、焼却用ペールは、通常流通していない上、超大規模養鶏場での焼却処理に際し、大量に必要になります。

そのため、迅速かつ大量に必要とするこれらの資機材を広域（東北ブロック等）で共同利用できるよう適切な数量の備蓄及びその拠点となる保管施設の整備を求めます。

## 13 農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保

【農林水産省】

### （1）畜産環境整備事業及び草地畜産基盤整備事業

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行から約20年が経過し、県内各地に補助事業等で整備された堆肥センターも経年劣化が進み、大規模な修繕が必要な施設が増加している状況にあり、今後も家畜排せつ物の適正処理及び堆肥の安定生産を継続していくためには、機能保全対策を計画的に実施し、施設の長寿命化を推進する必要があります。また、近年の輸入飼料価格の高止まりが畜産農家の経営を圧迫しており、自給飼料の増産によるコスト削減や牛舎等の施設整備による生産規模の拡大を進め、畜産農家の経営の安定を図ることが重要です。

地域の畜産を継続的に発展させるため、堆肥センターの機能保全対策を実施することができる畜産環境整備事業、そして自給飼料の増産や生産規模の拡大を図ることができる草地畜産基盤整備事業が円滑に実施できるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保を求めます。

### （2）森林管理道整備事業及び予防治山事業

本県では、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、農山漁村地域整備交付

## ＜震災関連以外：農林水産省＞

金を活用し、森林の整備及び山村の生活の改善に必要な路網整備を推進するとともに、頻発化・激甚化する山地災害の防災・減災対策として、同交付金を用いた予防治山事業による荒廃溪流や急傾斜地等の保全、既存施設の長寿命化対策を迅速に進めることが求められています。

これらの事業を地域の要望に応え計画的かつ継続的に実施できるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保を求めます。

### (3) 地域水産物供給基盤整備，漁港環境整備及び漁村再生交付金事業

本県では、農山漁村地域整備交付金を活用し、水産物を安全で安定して供給するための漁港施設整備を推進するとともに、漁港環境整備事業や漁村再生交付金事業を通じて、魅力ある漁港・漁村づくりに取り組んでいます。

これらの事業を地域の要望に応え計画的かつ継続的に実施できるよう、農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保を求めます。

## 14 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進

### 【農林水産省】

農業の競争力強化と安定した農業経営実現を目指し、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備と併せて農地集積による農業経営体の育成など、農業の体質強化に取り組んでいるところです。また、本県の農業生産を支える約 3,300 か所の農業水利施設は老朽化が進み、その約 7 割が既に標準耐用年数を超過していることから、既存施設の適時適切な保全対策に取り組んでいます。一層の推進が必要となっています。

引き続き、農業生産基盤整備を通じて、競争力のある農業経営体の育成・確保や、農業水利施設等の予防保全対策による長寿命化を計画的に推進するため、農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金の必要な予算の確保を図り、特に計画的な事業推進が可能となる当初予算での確保を求めます。

## 15 農業用ため池の防災・減災対策の推進

### 【総務省，農林水産省】

防災重点ため池を中心とした、ため池の防災・減災対策については、選定基準の見直し等により対象ため池の箇所数の増加が見込まれることから、必要な調査及びハード対策を確実に進めるためには、一定の期間と対策費用が必要となります。

このことから、必要な予算の確保及び現在「防災・減災，国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として講じられている地方財政措置について、令和 2 年度以降も継続するよう求めます。

## 16 水産業競争力強化緊急事業（水産業競争力強化のための漁船導入）に係る制度の維持及び十分な予算措置

### 【農林水産省】

東日本大震災により被害を受けた沿岸漁船については、共同利用漁船等復旧支援対策事業を活用することにより、おおむね東日本大震災前の稼働隻数と同程度まで復旧しました

が、被災を免れた漁船や被災しながらも修繕して使用している漁船については、高船齢化とともに経年劣化が進んでいます。また、燃油価格の変動や資源量の減少により、漁家経営が不安定になっていることから、代船取得に係る各漁業者の負担は大きく、加えて、高船齢化に伴い、船体・設備の不具合が発生する可能性が高まることで、海難事故等の発生が危惧されます。

つきましては、漁船の代船取得を促し、省燃油や安全性能を備えた漁船を整備することで、収益性の向上を図り、本県の漁船漁業の経営基盤を強化することが必要ですので、水産業成長産業化沿岸地域創出事業及び水産業競争力強化緊急事業の継続と予算措置の拡充を求めます。

## 17 新規漁業就業者支援施策の十分な予算措置と漁家子弟の支援対象への追加

### 【農林水産省】

本県では、東日本大震災後、漁業就業者数が大幅に減少しており、漁業者の高齢化も進んでいることから、新規漁業就業者の確保が喫緊の課題となっています。このため、漁業研修や就業支援フェアの開催、就業支援施策の情報発信などを行い、漁業就業希望者の確保に努めているところです。これらの取組をより有効かつ効率的に推進するためには、国による漁業への就業及び定着を促す支援を一体的に活用することが必要と考えます。

本県の取組及び国による就業支援制度の浸透に伴い、活用希望者は増加している一方で、令和元年度は、国の当該事業の予算額が十分に確保されなかったため、一部の希望者しか支援を受けられない状況にあります。加えて、現行の支援制度では漁家子弟は対象となっていませんが、定着率の高い漁家子弟を支援制度の対象に加えることで新規漁業就業者の確保が進むものと期待されます。

つきましては、新規就業者対策の一層の強化に向け、希望者全てが新規漁業就業者支援施策を活用できる十分な予算の確保と、漁家子弟の支援対象への追加を求めます。

## 18 くろまぐろ漁獲管理に伴う産地魚市場・水産加工業者等に対する水揚げ減少対策支援の創設

### 【農林水産省】

我が国では、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の資源管理措置に基づき、平成27年度からくろまぐろの漁獲管理を実施しており、平成30年7月以降はTAC法に基づく漁獲管理に移行しています。設定された漁獲枠を遵守するため、定置網に入網した魚の放流や漁船漁業の操業回数の削減等の取組が必要となる事態も発生しており、今後まぐろ以外の魚種についても漁獲量が著しく減少する可能性があります。

この場合、産地魚市場への水揚げ減少や定置網の漁獲の大半を占めるいわし・さばなどの加工原材料の不足による水産加工業者の経営悪化など、地域経済全体に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、くろまぐろ資源管理に伴い、くろまぐろ以外の魚種も含む水揚げが減少した場合の産地魚市場・水産加工業者等に対する支援策の創設を求めます。

## 19 林業の成長産業化に向けた県産木材利用促進と生産基盤の充実

【農林水産省】

林業の成長産業化の実現や、将来にわたる森林の多面的機能の発揮に向けて、本格的な利用期を迎えた森林資源の有効活用と森林の循環利用の促進が喫緊の課題となっています。

つきましては、素材の安定供給などの川上対策から木材需要の創出などの川下対策まで一体的な取組が可能な林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業について、地域の実情に応じ、計画的に実施できるよう、十分かつ確実な予算措置を求めます。

## 20 森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実

【総務省，農林水産省】

今年度から始まった森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムでは、市町村が主体となった経営管理が求められていますが、市町村の多くは林野行政職員が少なく、森林整備のノウハウも不足していることから、事業実施に向けた体制整備が課題となっています。

つきましては、林業経営に適する森林かどうかの判断や複層林化等に向けて採用すべき施業方法など、市町村に対して、森林経営管理に関する必要な技術支援を行うよう求めます。また、地方公共団体の林野行政職員の人件費は一定程度地方交付税措置がなされていますが、新たな森林管理システムの実施に伴い必要となる林野行政職員の人件費については、適切な森林管理が持続的に実施されるよう、確実な地方財政措置を求めます。

さらに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、今年度から譲与が開始される森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体に、より手厚く配分されるよう見直しを求めます。

## 21 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底

【農林水産省】

特別名勝松島や三陸沿岸をはじめとする本県の松林は、県土保全や景観保全の側面から多面的な機能を有しており、それらの機能を十分に発揮させるため、松くい虫被害の防除対策は喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応するため、森林病虫害等防除事業を活用して薬剤散布や伐倒駆除、樹幹注入等の各種防除対策を進めているほか、沿岸部の被害先端地域においては国営防除事業により必要な防除対策を実施し、被害の拡散防止に努めていますが、徹底した防除対策により松くい虫被害を制圧するため、十分かつ確実な予算措置を講じるよう求めます。

## 22 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

本県が管理する防潮堤及び水門・陸閘については、東日本大震災の復興により管理延長及び施設数が増加するとともに、施設操作に従事する消防団員等の安全確保のため、水門・陸閘の多くを自動化、遠隔操作化する必要が生じ、その施設管理に係る費用の増大が課題であり、これらは、東日本大震災により被災した地域特有の課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等の整備に伴い、今後増大する修繕費、更新費及び維持管理費用について国庫補助負担率のかさ上げや財政上の支援措置を強く求めます。

## 経済産業省

### 1 水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進

【経済産業省、環境省】

モビリティ分野における多角的な水素利用の促進のため、商用水素ステーションの全国ネットワークの形成に向けて、東北地方における水素ステーションの早期整備を推進し、地域での自立的な経営が確保されるまでの間、その運営費に対しても十分な財政支援措置を講じるとともに、整備・運営費の削減に資する規制見直しを着実に実施するよう求めます。

さらに、本県を含む地方部への燃料電池バス及び産業用燃料電池車両の早期導入に向け、導入に係る助成制度の継続を求めるとともに、燃料電池バスについては燃料電池自動車と比較し大きな費用負担が生じる燃料価格差等への新たな支援制度を創設するなど、導入事業者が安定した経営を維持できるよう必要な財政支援を求めます。

### 2 風力等の再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備

【経済産業省】

東日本大震災を経験した本県では、エネルギー供給源の多様化を図るため、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んでおり、比較的ポテンシャルの高い太陽光発電に加え、大規模電源として期待される風力発電など、様々なエネルギー種の導入を推進していく必要があります。

しかしながら、東北電力管内では、太陽光発電及び風力発電について、無補償での出力制御の見通しが示されており、再生可能エネルギーを活用した発電事業者の投資回収見通しの不透明感の増加や発電適地付近における送電網のぜい弱さによる市場参入意欲の減退が懸念される状況であることから、再エネ発電事業者が積極的に市場参入できるような環境整備が必要となっています。

つきましては、地域間連携機能の強化等による系統安定化対策を着実に講じることで出力制御の可能性を低減するとともに、発電適地において、再エネ発電事業者に過度の費用負担が生じない形での送電設備の強化による系統増強対策を早期に講じ、また、既存系統の最大限の活用に向け、「日本版コネクト&マネージ」の導入を着実に進めるよう求めます。

### 3 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成31年4月1日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能であるため、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では、看過しがたい偏在が生じれば、大都市圏企業による人材引き抜きの自粛を要請することとしていますが、大都市など特定の地域に集中することなく、地域の手不足に

的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

#### 4 工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への予算の確保

【経済産業省】

現在の工業用水道施設の多くは建設から40年から50年を経過し、本格的な施設の更新時期を迎えつつあります。

さらに、東日本大震災の発生を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応等が急務となっています。

本県では、平成30年度に工業用水道施設の更新及び耐震化に関する強靱化事業に関する国の補助金内示を受けていますが、計画的な施設の耐震化等の推進が図られるよう、令和2年度以降も、強靱化事業に関する予算額の確保を求めます。

## 国土交通省

### 1 地域公共交通への支援の拡充

【国土交通省】

#### (1) バス

地域間幹線系統への運行補助については、平成 30 年度から生産性向上の取組により収支率の向上に努めていますが、その効果には限界があることから、今後、その結果だけをもって補助金の算定に差を設けることのないよう求めます。また、地域内フィーダー系統補助についても、採択に当たって補助上限額の拡大を求めます。さらに、住民バスによる生活交通の維持及び安全な輸送の確保のため、市町村運営有償運送に当たり市町村が保有するバス車両購入、リース及び修繕に係る補助制度の創設等、財政支援の拡充を求めます。

#### (2) 離島航路

航路に対する補助については、国庫補助額の算定基礎となる標準単価が実際の単価よりも低く設定されているため、実績収支差との差が大きくなり、国庫補助内定時の補填率は平成 25 年度以降減少傾向にあります。今後、定住人口の減少や復興工事の終了に伴い、利用客の減少が予測され、欠損額の増加が避けられないため、標準単価を会社の規模や航路の距離、輸送量等各航路の実態に即したものとするよう求めます。

### 2 阿武隈急行線の設備改修及び車両更新に対する財政支援の強化

【国土交通省】

本県と福島県を結ぶ第三セクター鉄道の阿武隈急行線は、沿線自治体住民の通勤・通学を主体に、観光利用客など年間 250 万人が利用する地域の基幹交通として、極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、昭和 63 年の開業から 30 年以上が経過し、開業当時から使用している車両等の老朽化が進行しており、修繕や更新が必要であることに加え、旧国鉄丸森線を引き継いだ区間においては、当初の整備から約 50 年が経過し、設備の老朽化が深刻な状況であり、列車の安全かつ安定的な運行確保のためには、設備の更新が急務となっています。

このような状況の中、令和元年度事業に係る国の予算額は、全国の鉄道事業者の要望額の約 6 割程度となり、必要な改修の先送りや鉄道事業者及び沿線自治体の負担増を招く事態となっているほか、鉄道事業者の短期的な資金計画に加え、中長期的な経営計画や沿線自治体の財政計画にも多大な影響を及ぼしています。

阿武隈急行線の輸送の安全確保及び経営の安定化を図るため、十分かつ確実な予算の確保を求めます。

### 3 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

【法務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省】

国内における人手不足の深刻化に対応するため、平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、外国人材の受入拡大

に向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな外国人受入制度が始まりました。

「特定技能」は転職が可能であるため、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があります。

国では、看過しがたい偏在が生じれば、大都市圏企業による人材引き抜きに自粛を要請することとしていますが、大都市など特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、本県において必要な人材が確実に確保できるよう、より実効性のある対策を国が責任を持って講じることを求めます。

#### 4 地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保

##### 【財務省，国土交通省】

現在、本県では一日も早いふるさと宮城の復興に向けて、東日本大震災からの復旧・復興の推進を最重点施策として取り組んでいます。復旧・復興事業が完了した後は、急激な人口減少社会の到来、加速するインフラの老朽化、気象変動に伴う災害リスクの増加、建設業の衰退など、本県でも全国で直面する課題に的確に対応していくことが不可欠です。

しかしながら、令和元年度当初予算として本県に配分されている国土交通省所管の予算は、平成22年度比で約88%と震災前の水準を下回り、かつ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」を除くと平成22年度比約61%となっています。

つきましては、地方創生総合戦略や国土強靱化等の方針を踏まえた「活力に満ちた地域社会を支える交流・産業基盤の整備」、「安心安全な生活基盤の整備」など、地域の将来像の実現を目指す新たな社会インフラの構築に向け、震災前の水準を大きく下回っている社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などの通常予算の確保を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業」が終了した後も同様の予算措置を講じるよう求めます。

#### 5 公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充

##### 【財務省，国土交通省】

橋梁をはじめ本県が管理する公共土木・建築施設は、建設後30年から50年が経過し、老朽化対策が大きな課題となっています。

本県では、国の「インフラ長寿命化基本計画」を受け、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、国庫補助事業や県単独事業により計画的な維持管理・長寿命化対策を進めているところですが、長期的な視点に立った維持管理・長寿命化対策を計画的に実施していくためには、重点的な予算配分と地方負担の軽減が不可欠です。

維持管理・長寿命化対策に係る国庫補助事業については、一層の補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充を強く求めます。

#### 6 海岸保全施設（防潮堤等）の適正管理に要する財政措置の拡充

##### 【総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

本県が管理する防潮堤及び水門・陸閘については、東日本大震災の復興により管理延長及び施設数が増加するとともに、施設操作に従事する消防団員等の安全確保のため、水門・

＜震災関連以外：国土交通省＞

陸閘の多くを自動化、遠隔操作化する必要が生じ、その施設管理に係る費用の増大が課題であり、これらは、東日本大震災により被災した地域特有の課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等の整備に伴い、今後増大する修繕費、更新費及び維持管理費用について国庫補助負担率のかさ上げや財政上の支援措置を強く求めます。

## 7 異常気象に対する防災対策の予算確保

【国土交通省】

県管理河川の整備率は、4割未満と低い状況の中、近年のゲリラ豪雨等の異常気象に伴い、内陸部を中心に洪水被害が頻発しており、「平成27年関東・東北豪雨」では、渋井川をはじめ県内の23か所において河川堤防が決壊するなど、全県的に甚大な被害が発生しました。

このような中で、社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）については、個別補助化された事業を含めても、いまだ震災前の約5割といった状況であることから、令和2年度以降についても「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算も含め、必要な予算の確保を求めます。

## 8 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進

【国土交通省】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっています。一方、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まされている状況であり、また「平成27年9月関東・東北豪雨」において甚大な被害を受けるなど、下流部に広がる後背湿地は大雨の際に氾濫し地域住民の生活を脅かしています。

このことから、鳴瀬川流域の安定した水源の確保と災害に強い地域づくりに向けた治水安全度の向上が急務であり、一日も早いダムの完成が求められています。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業が最短のスケジュールで完成されるよう、必要な予算の確保を求めます。

## 9 土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援

【総務省，国土交通省】

これまで本県では、土砂災害から生命及び身体を保護するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町村が住民の警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を順次進めてきました。令和2年度以降については、市町村が適切な警戒避難体制を維持するために、地形や土地利用の状況等を継続して確認し、区域指定等の見直しを着実に実施することが不可欠となっており、そのためには確実な予算配分と地方負担の軽減が必須となっています。

つきましては、必要な予算の確保及び国費率の引上げ、地方負担額への起債充当など財政上の支援措置を求めます。

## 10 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保

【内閣府，財務省，国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減と平準化を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、自治体だけでは対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや資金、技術力を最大限活用し、ランニングコストの削減と更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、「上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）」の令和3年度中の導入に取り組んでおり、民間事業者による計画的な改築更新の実施においては、確実な費用の確保が求められています。

つきましては、下水道施設は、衛生的で快適な生活環境や企業等の経済活動を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営の安定化への取組の着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る中長期的に確実な予算の確保を求めます。

## 11 交通安全施設の整備充実に必要な予算措置

【内閣府，国土交通省】

- (1) 本県では、政府目標に基づく宮城県交通安全計画に示された交通事故抑止基本目標の達成に向けた各種施策を推進するとともに、社会資本整備重点計画に従い、交通安全施設の維持管理・更新等を推進しているところですが、県民が求める安全で快適な道路交通環境の実現のためには、交通管制センターの整備拡充、交通信号機の高度化改良など交通安全施設の一層の整備充実に努めるとともに、重要な社会インフラである交通安全施設の計画的な更新を図る必要があることから、これらを実現するために必要な予算措置を講じるよう求めます。
- (2) 滋賀県大津市や東京都池袋において昨今発生した痛ましい交通事故等を踏まえ、交通安全施設の整備充実や、高齢者を中心とする運転者への交通安全思想の一層の普及啓発を図る必要があることから、これらを実現するために必要な予算措置を講じるよう求めます。

## 環境省

### 1 水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進

【経済産業省、環境省】

モビリティ分野における多角的な水素利用の促進のため、商用水素ステーションの全国ネットワークの形成に向けて、東北地方における水素ステーションの早期整備を推進し、地域での自立的な経営が確保されるまでの間、その運営費に対しても十分な財政支援措置を講じるとともに、整備・運営費の削減に資する規制見直しを着実に実施するよう求めます。

さらに、本県を含む地方部への燃料電池バス及び産業用燃料電池車両の早期導入に向け、導入に係る助成制度の継続を求めるとともに、燃料電池バスについては燃料電池自動車と比較し大きな費用負担が生じる燃料価格差等への新たな支援制度を創設するなど、導入事業者が安定した経営を維持できるよう必要な財政支援を求めます。

### 2 鳥獣被害を減少させるための指定管理鳥獣捕獲等事業に係る制度の充実・強化

【環境省】

本県では、ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に伴い、生態系のかく乱や農林業への被害の拡大が問題となっており、鳥獣保護管理対策等の一層の充実・強化が課題となっています。

そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、捕獲活動を支援して生息数減少及び生息域縮小を図っていますが、被害の減少に至っておらず、捕獲圧をさらに高めていく必要があります。

つきましては、本交付金事業による捕獲の一層の拡大を図るための制度の充実と十分な予算措置を講じるよう求めます。

### 3 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等の発生の抑制及び適切な回収・処理等の推進

【環境省】

プラスチックごみをはじめとする海洋ごみの問題は、国内のみならず、国際的にも対策に取り組むべき大きな課題となっています。

こうした中で本県でも、県や沿岸地域の各市町がそれぞれの役割を果たしながら、その対策に取り組んでいるところです。

つきましては、今後も海洋環境を保全し、海洋の優れた景観を維持するため、プラスチックごみ等の廃棄物が生活圏から海洋へ流出することを抑制するなどの効果的な施策の推進を求めます。また、各海岸管理者及び市町が、海岸漂着物や漂流物等の回収・処理を適切な水準で実施できるよう、令和2年度以降についても、引き続き国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確実かつ十分な予算措置を求めます。

#### 4 循環型社会形成推進交付金（浄化槽一般会計分）の予算確保

##### 【環境省】

平成 26 年 1 月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、今後 10 年程度を目標に各種汚水処理施設の整備の概成を目指すこととされていますが、当県の汚水処理人口普及率は 91.2%（平成 29 年度末）であり、いまだ整備が必要な状況にあります。また、東日本大震災の浄化槽全損率は 3.8%（環境省調べ）であり、浄化槽設置事業は、生活環境の保全とともに災害に強い汚水処理システムとして、引き続き整備が求められている大変重要な事業であることから、今後も引き続き、現状どおりの支援を講じるよう求めます。

### 重点要望項目に係る担当部署一覧

区分	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
重点	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榊原 潤	022-211-2334
			総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
	2	東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
			総務部市町村課	浅川 大典	022-211-2336
	3	復興庁の後継組織による支援の継続	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
	4	「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等	経済商工観光部産業立地推進課	山本 卓志	022-211-2733
			経済商工観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
	5	福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
			環境生活部食と暮らしの安全推進課	高橋 秀知	022-211-2643
			環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室	堀籠 洋一	022-211-2647
			経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	6	中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	7	広域防災拠点の整備	土木部都市計画課	佐々木 健志	022-211-3135
			土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175
8	海岸保全施設(防潮堤等)整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用	水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674	
		土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214	
9	被災者の心のケア対策及び見守り・生活支援のための財源の確保等	保健福祉部社会福祉課	千葉 浩勝	022-211-2519	
		保健福祉部長寿社会政策課	澁谷 秀克	022-211-2536	
		保健福祉部健康推進課	千葉 牧子	022-211-2623	
		保健福祉部精神保健推進室	高橋 みね	022-211-2518	
		保健福祉部子ども・家庭支援課	志賀 秀明	022-211-2531	
10	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642	
11	東北観光復興対策交付金の継続	経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823	
12	国際リニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409	
13	保健医療福祉分野における十分な財政措置と弾力的な運用等	保健福祉部医療政策課	日野 貴広	022-211-2618	
		保健福祉部長寿社会政策課	南 広貴	022-211-2549	
		保健福祉部障害福祉課	山田 英樹	022-211-2538	
		保健福祉部障害福祉課	後藤 尊之	022-211-2544	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
内閣府	1	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	2	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	3	海洋への汚染水の流出防止対策, 放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	4	食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化	環境生活部食と暮らしの安全推進課	高橋 秀知	022-211-2643
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
	5	県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
	6	中国, 韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産林業政策室	但木 伸行	022-211-2931
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	7	広域防災拠点の整備	土木部都市計画課	佐々木 健志	022-211-3135
			土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175
	8	被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現	震災復興・企画部震災復興推進課	大泉 智弘	022-211-2408
9	国際ニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409	
10	(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443	
11	原子力防災体制の強化	環境生活部原子力安全対策課	小川 今日子	022-211-2341	
12	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続	環境生活部 環境生活部共同参画社会推進課	八巻 のぞみ	022-211-2576	
13	災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援	保健福祉部震災援護室	阿部 義和	022-211-3433	
14	災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置	保健福祉部震災援護室	阿部 義和	022-211-3433	
15	被災地の実情に応じた金融の円滑化	経済工商観光部商工金融課	天野 伯子	022-211-2744	
16	水産加工業の復興に向けた支援	水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931	
17	震災に伴う警察官の増員	警察本部会計課	大須賀 俊之	022-221-7171	
		警察本部警務課	須藤 信豪	022-221-7171	
復興庁	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榎原 潤	022-211-2334
			総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
	2	東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
			総務部市町村課	浅川 大典	022-211-2336
	3	復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用	震災復興・企画部地域復興支援課	生田 仁信	022-211-2425
	4	復興庁の後継組織による支援の継続	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
	5	「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等	経済工商観光部産業立地推進課	山本 卓志	022-211-2733
			経済工商観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
	6	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	7	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
8	海洋への汚染水の流出防止対策, 放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340	
		農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
		水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
9	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340	
10	県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
		水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
		農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	11	中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産振興課	但木 伸行	022-211-2931
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	12	広域防災拠点の整備	土木部都市計画課	佐々木 健志	022-211-3135
			土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175
	13	海岸保全施設(防潮堤等)整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用	水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
	14	被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現	震災復興・企画部震災復興推進課	大泉 智弘	022-211-2408
	15	被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保	保健福祉部社会福祉課	千葉 浩勝	022-211-2519
			保健福祉部長寿社会政策課	澁谷 秀克	022-211-2536
			保健福祉部健康推進課	千葉 牧子	022-211-2623
	16	被災者の心のケア対策の取組の継続	保健福祉部精神保健推進室	高橋 みね	022-211-2518
			保健福祉部子ども・家庭支援課	志賀 秀明	022-211-2531
	17	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642
	18	東北観光復興対策交付金の継続	経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823
	19	国際ニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409
	20	復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709
			土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114
	21	地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大	総務部市町村課	佐々木 昭博	022-211-2339
	22	施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等	総務部市町村課	佐々木 昭博	022-211-2339
	23	固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置	総務部市町村課	菅野 英樹	022-211-2331
	24	消防力の復旧に向けた財政支援の継続	総務部消防課	川合 康晴	022-211-2373
	25	(仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
	26	被災した地域公共交通への支援の拡充	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436
	27	JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436
	28	特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援	環境生活部循環型社会推進課	瀧 栄子	022-211-2648
	29	復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続	環境生活部共同参画社会推進課	八巻 のぞみ	022-211-2576
	30	災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援	保健福祉部震災援護室	阿部 義和	022-211-3433
	31	災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置	保健福祉部震災援護室	阿部 義和	022-211-3433
	32	東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置	保健福祉部長寿社会政策課	武田 勇人	022-211-2552
	33	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続	経済商工観光部企業復興支援室	折橋 正樹	022-211-2765
			経済商工観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
	34	東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し	経済商工観光部産業立地推進課	首藤 良幸	022-211-2731
	35	二重債務問題対策に係る支援の継続	経済商工観光部商工金融課	天野 伯子	022-211-2744
	36	金融施策に係る支援の継続	経済商工観光部商工金融課	天野 伯子	022-211-2744
	37	事業復興型雇用確保事業の拡充	経済商工観光部雇用対策課	曾根 由貴	022-797-4661
38	福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信	経済商工観光部 アジアプロモーション課	長山 有紀	022-211-2824	
39	放射性物質吸収抑制対策事業の継続	農政部みやぎ米推進課	千葉 佳朗	022-211-2846	
40	復興予算の弾力的運用(農地整備等)	農政部農地復興推進室	鎌田 知幸	022-211-2703	
		農政部農村整備課	渋谷 健一	022-211-2873	
		農政部農村振興課	小林 武弘	022-211-2863	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号	
	41	生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施	水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
	42	水産加工業の復興に向けた支援	水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931	
	43	漁場生産力回復支援の継続	水産林政部水産業基盤整備課	小野寺 恵一	022-211-2944	
	44	原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914	
	45	三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
			土木部河川課	沼澤 広信	022-211-3177	
			環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463	
	46	復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
	47	被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108	
	48	復旧・復興事業における施工確保	土木部事業管理課	岩渕 繁	022-211-3186	
	49	防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	土木部道路課	永澤 浩司	022-211-3162	
	50	復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援	土木部道路課	永澤 浩司	022-211-3162	
	51	地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173	
			土木部都市計画課	吉田 光浩	022-211-3144	
	52	公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除	土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175	
	53	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214	
	54	民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応	土木部空港臨空地域課	菅野 典宏	022-211-3227	
	55	復興祈念公園の整備	土木部都市計画課	千葉 望	022-211-3138	
	56	建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続	土木部建築宅地課	小林 達央	022-211-3243	
	57	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	教育庁義務教育課	浦山 正幸	022-211-3645	
	58	仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続	教育庁義務教育課	後藤 あい	022-211-3645	
			教育庁生涯学習課	山下 正人	022-211-3690	
	59	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642	
			教育庁総務課	武田 佳奈恵	022-211-3613	
	60	公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続	教育庁生涯学習課	保科 誠	022-211-3651	
			教育庁スポーツ健康課	引地 真史	022-211-3662	
	総務省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榎原 潤	022-211-2334
				総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
		2	復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用	震災復興・企画部地域復興支援課	生田 仁信	022-211-2425
		3	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
4		海岸保全施設(防潮堤等)整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用	水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674	
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214	
5		被災者に対する授業料等の減免により増高する公立大学法人への運営費交付金に対する特別交付税措置の継続	総務部私学・公益法人課	鈴木 一樹	022-211-2295	
6		復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314	
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711	
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886	
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709	
		土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114		
7	地方公営企業施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大	総務部市町村課	佐々木 昭博	022-211-2339		
8	施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等	総務部市町村課	佐々木 昭博	022-211-2339		
9	固定資産税等の減収額に対する十分な財政措置	総務部市町村課	菅野 英樹	022-211-2331		
10	消防力の復旧に向けた財政支援の継続	総務部消防課	川合 康晴	022-211-2373		
11	災害援護資金の償還に係る事務処理等への支援と償還期限の柔軟な措置	保健福祉部震災援護室	阿部 義和	022-211-3433		

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	12	復興予算の弾力的運用(農地整備等)	農政部農地復興推進室	鎌田 知幸	022-211-2703
			農政部農村整備課	渋谷 健一	022-211-2873
			農政部農村振興課	小林 武弘	022-211-2863
	13	三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923
			土木部河川課	沼澤 広信	022-211-3177
			環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463
14	復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
15	公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除	土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175	
16	建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続	土木部建築宅地課	小林 達央	022-211-3243	
法務省	1	民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応	土木部空港臨空地域課	菅野 典宏	022-211-3227
外務省	1	中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
2	国際リニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409	
3	福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信	経済商工観光部 アジアプロモーション課	長山 有紀	022-211-2824	
財務省	1	東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等	震災復興・企画部震災復興推進課	石濱 秀平	022-211-2443
			総務部市町村課	浅川 大典	022-211-2336
	2	復興・創生期間終了後における東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置の継続と弾力的な運用	震災復興・企画部地域復興支援課	生田 仁信	022-211-2425
	3	広域防災拠点の整備	土木部都市計画課	佐々木 健志	022-211-3135
			土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175
	4	東北観光復興対策交付金の継続	経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823
	5	復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709
			土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114
	6	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続	経済商工観光部企業復興支援室	折橋 正樹	022-211-2765
			経済商工観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
7	復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
8	被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108	
9	公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続	教育庁生涯学習課	保科 誠	022-211-3651	
		教育庁スポーツ健康課	引地 真史	022-211-3662	
文部科学省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榊原 潤	022-211-2334
			総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
	2	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	3	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	4	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	5	県内観光業に対する十分かつ迅速な賠償の実施	経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823
	6	県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
			農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
	7	被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現	震災復興・企画部震災復興推進課	大泉 智弘	022-211-2408
	8	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642
9	国際リニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号	
	10	私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金かさ上げの継続	総務部私学・公益法人課	小野 大基	022-211-2261	
	11	「東北メディカル・メガバンク計画」の継続実施に向けた財政措置の継続	保健福祉部医療人材対策室	小野 裕史	022-211-2692	
	12	次世代放射光施設の整備	経済商工観光部新産業振興課	柳谷 憲治	022-211-2721	
	13	生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施	水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
	14	特用林産物の出荷制限解除への対応	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914	
	15	原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914	
	16	学校における防災教育体制の整備	教育庁教職員課	千葉 潤一	022-211-3632	
	17	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	教育庁義務教育課	浦山 正幸	022-211-3645	
	18	仮設住宅解消市町村における国庫支出金交付の継続	教育庁義務教育課	後藤 あい	022-211-3645	
			教育庁生涯学習課	山下 正人	022-211-3690	
	19	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642	
			教育庁総務課	武田 佳奈恵	022-211-3613	
	20	公立学校施設の災害復旧事業における基本単価の引上げ	教育庁施設整備課	伊藤 謙一	022-211-3352	
	21	公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続	教育庁生涯学習課	保科 誠	022-211-3651	
			教育庁スポーツ健康課	引地 真史	022-211-3662	
	厚生労働省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榎原 潤	022-211-2334
				総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
		2	食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実化	環境生活部食と暮らしの安全推進課	高橋 秀知	022-211-2643
				農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
		3	県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
水産林政部水産林業政策室				田村 光広	022-211-2496	
農政部食産業振興課				貝塚 綾子	022-211-2814	
4		被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現	震災復興・企画部震災復興推進課	大泉 智弘	022-211-2408	
5		被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保	保健福祉部社会福祉課	千葉 浩勝	022-211-2519	
			保健福祉部長寿社会政策課	澁谷 秀克	022-211-2536	
			保健福祉部健康推進課	千葉 牧子	022-211-2623	
6		被災者の心のケア対策の取組の継続	保健福祉部精神保健推進室	高橋 みね	022-211-2518	
	保健福祉部子ども・家庭支援課		志賀 秀明	022-211-2531		
7	東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置	保健福祉部長寿社会政策課	武田 勇人	022-211-2552		
8	社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続と資材価格急騰に対する財政支援	保健福祉部子育て社会推進室	山田 範行	022-211-2529		
		保健福祉部長寿社会政策課	南 広貴	022-211-2549		
		保健福祉部障害福祉課	後藤 尊之	022-211-2544		
9	被災市町村の国民健康保険制度に対する財政措置	保健福祉部国保医療課	安藤 健一	022-211-2564		
10	事業復興型雇用確保事業の拡充	経済商工観光部雇用対策課	曾根 由貴	022-797-4661		
11	特用林産物の出荷制限解除への対応	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	000-000-2914		
12	民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応	土木部空港臨空地域課	菅野 典宏	022-211-3227		
農林水産省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榎原 潤	022-211-2334	
			総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286	
	2	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340	
	3	海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340	
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
	4	県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路回復費用の賠償	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
水産林政部水産林業政策室			田村 光広	022-211-2496		
農政部食産業振興課			貝塚 綾子	022-211-2814		

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	5	中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814
			水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	6	海岸保全施設(防潮堤等)整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用	水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
	7	復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709
			土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114
	8	被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援	農政部農業振興課	横田 善尚	022-211-2835
			水産林政部水産業振興課	須藤 篤史	022-211-2935
			水産林政部林業振興課	布施 修	022-211-2912
	9	放射性物質吸収抑制対策事業の継続	農政部みやぎ米推進課	千葉 佳朗	022-211-2846
	10	東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置	農政部みやぎ米推進課	千坂 智彦	022-211-2844
	11	復興予算の弾力的運用(農地整備等)	農政部農地復興推進室	鎌田 知幸	022-211-2703
			農政部農村整備課	渋谷 健一	022-211-2873
			農政部農村振興課	小林 武弘	022-211-2863
12	生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施	水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
		農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
13	水産加工業の復興に向けた支援	水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931	
14	漁場生産力回復支援の継続	水産林政部水産業基盤整備課	小野寺 恵一	022-211-2944	
15	特用林産物の出荷制限解除への対応	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914	
16	原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914	
17	三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
		土木部河川課	沼澤 広信	022-211-3177	
		環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463	
18	復旧した海岸防災林の保育管理に関する特例措置	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
19	民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応	土木部空港臨空地域課	菅野 典宏	022-211-3227	
経済産業省	1	「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等	経済商工観光部産業立地推進課	山本 卓志	022-211-2733
			経済商工観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
	2	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	3	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	4	海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
5	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340	
6	中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	農政部食産業振興課	貝塚 綾子	022-211-2814	
		水産林政部水産業振興課	但木 伸行	022-211-2931	
		農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892	
		水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496	
7	国際ニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	8	復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709
			土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114
	9	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続	経済商工観光部企業復興支援室	折橋 正樹	022-211-2765
			経済商工観光部商工金融課	小野 直道	022-211-2746
	10	東日本大震災を起因とする特定鉱害復旧事業等基金枯渇化に伴う基金積増し	経済商工観光部産業立地推進課	首藤 良幸	022-211-2731
	11	二重債務問題対策に係る支援の継続	経済商工観光部商工金融課	天野 伯子	022-211-2744
	12	金融施策に係る支援の継続	経済商工観光部商工金融課	天野 伯子	022-211-2744
	13	福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信	経済商工観光部 アジアプロモーション課	長山 有紀	022-211-2824
	14	生産者等への十分かつ迅速な損害賠償の実施	水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
	15	水産加工業の復興に向けた支援	水産林政部水産振興課	但木 伸行	022-211-2931
	16	原木に関する補償と森林の放射性物質低減技術の早期確立	水産林政部林業振興課	鈴木 篤	022-211-2914
	国土交通省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榊原 潤
総務部人事課				永田 靖和	022-211-2286
2		自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
3		海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
4		広域防災拠点の整備	土木部都市計画課	佐々木 健志	022-211-3135
			土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175
5		海岸保全施設(防潮堤等)整備に係る十分かつ確実な予算措置及び弾力的な運用	水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
6		東北観光復興対策交付金の継続	経済商工観光部観光課	菊地 高広	022-211-2823
7		国際ニアコライダー(ILC)の実現	震災復興・企画部震災復興政策課	佐々木 道子	022-211-2409
8		復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用	総務部財政課	中村 一洋	022-211-2314
			経済商工観光部経済商工観光総務課	山田 賀子	022-211-2711
			農政部農政総務課	岩淵 純	022-211-2886
			水産林政部水産林政総務課	及川 朋幸	022-211-2709
			土木部土木総務課	三野宮 桂	022-211-3114
9		被災した地域公共交通への支援の拡充	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436
10	JR仙石線松島海岸駅の整備に係る必要な予算確保	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436	
11	福島第一原子力発電所事故の風評払拭のための海外への情報発信	経済商工観光部 アジアプロモーション課	長山 有紀	022-211-2824	
12	三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
		土木部河川課	沼澤 広信	022-211-3177	
		環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463	
13	被災地の復興をけん引する国が行う復旧・復興事業の整備促進と財源確保	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108	
14	復旧・復興事業における施工確保	土木部事業管理課	岩淵 繁	022-211-3186	
15	防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	土木部道路課	永澤 浩司	022-211-3162	
16	復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援	土木部道路課	永澤 浩司	022-211-3162	
17	地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173	
		土木部都市計画課	吉田 光浩	022-211-3144	
18	公共土木施設の災害復旧事業費に係る地方負担の免除	土木部防災砂防課	伊藤 力	022-211-3175	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	19	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
	20	民営化後の仙台空港の空港運用時間延長への柔軟な対応	土木部空港臨空地域課	菅野 典宏	022-211-3227
	21	復興記念公園の整備	土木部都市計画課	千葉 望	022-211-3138
	22	建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続	土木部建築宅地課	小林 達央	022-211-3243
環境省	1	復旧・復興に要する人的支援の継続	総務部市町村課	榊原 潤	022-211-2334
			総務部人事課	永田 靖和	022-211-2286
	2	民間事業者等の損害賠償請求に対する支援	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	3	自治体の被害対策経費に係る損害賠償	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	4	海洋への汚染水の流出防止対策, 放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等(ALPS)処理水の風評被害対策	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
			農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	5	放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	6	除去土壌等の処分	環境生活部原子力安全対策課	森 真	022-211-2340
	7	放射能に汚染された廃棄物の処理	環境生活部 放射性物質汚染廃棄物対策室	堀籠 洋一	022-211-2647
8	原子力発電所の安全確認	環境生活部原子力安全対策課	今野 達矢	022-211-2607	
9	特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援	環境生活部循環型社会推進課	瀧 栄子	022-211-2648	
10	三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設	水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923	
		土木部河川課	沼澤 広信	022-211-3177	
		環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連以外)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
内閣府	1	地方創生のための財源確保	震災復興・企画部震災復興政策課	寺嶋 智治	022-211-2419
	2	地方分権の着実な推進(道州制の推進)	震災復興・企画部震災復興政策課	玉田 祐太	022-211-2409
	3	地方消費者行政の充実強化に向けた財源確保と制度改善	環境生活部消費生活・文化課	我妻 則之	022-211-2523
	4	原子力災害医療体制の構築	保健福祉部医療政策課	後藤 秀剛	022-211-2622
	5	東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進	保健福祉部長寿社会政策課	梅澤 健志	022-211-2554
	6	子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策	保健福祉部子育て社会推進室	山田 範行	022-211-2529
			保健福祉部子ども・家庭支援課	菅原 武則	022-211-2532
			震災復興・企画部震災復興・企画総務課	渡邊 君浩	022-211-2415
			環境生活部共同参画社会推進課	野澤 広子	022-211-2567
			教育庁スポーツ健康課	千葉 貴浩	022-211-3667
	7	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
	8	「総合的なTPP等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	9	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保	企業局水道経営課	齊藤 邦代	022-211-3416
	10	警察官の増員	警察本部会計課	大須賀 俊之	022-221-7171
			警察本部警務課	須藤 信豪	022-221-7171
	11	警察力等の整備充実(車両増強)	警察本部会計課	大須賀 俊之	022-221-7171
警察本部装備施設課			遠藤 司	022-221-7171	
12	交通安全施設の整備充実に必要な予算措置	警察本部会計課	大須賀 俊之	022-221-7171	
		警察本部交通規制課	阿部 純一	022-221-7171	
		震災復興・企画部総合交通対策課	佐藤 天星	022-211-2438	
		土木部道路課	石達 直樹	022-211-3153	
総務省	1	地方財源の確保	総務部財政課	吉田 美明	022-211-2312
	2	Lアラートへのライフライン関係機関等の参加促進	総務部危機対策課	瀧美 亨	022-211-2375
	3	地方分権の着実な推進(道州制の推進)	震災復興・企画部震災復興政策課	玉田 祐太	022-211-2409
	4	新たな過疎対策法の制定	震災復興・企画部地域復興支援課	星 愛輝	022-211-2423
	5	結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額	保健福祉部医療政策課	小笠原 学	022-211-2613
	6	子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策	保健福祉部子育て社会推進室	山田 範行	022-211-2529
			保健福祉部子ども・家庭支援課	菅原 武則	022-211-2532
			震災復興・企画部震災復興・企画総務課	渡邊 君浩	022-211-2415
			環境生活部共同参画社会推進課	野澤 広子	022-211-2567
			教育庁スポーツ健康課	千葉 貴浩	022-211-3667
	7	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
	8	日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実	農政部農山漁村なりわい課	佐々木 努	022-211-2866
			農政部農山漁村なりわい課	吉田 智	022-211-2874
			農政部みやぎ米推進課	千葉 佳朗	022-211-2846
	9	主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続	農政部みやぎ米推進課	寺島 英樹	022-211-2841
	10	農業用ため池の防災・減災対策の推進	農政部農村整備課	大平 正隆	022-211-2875
	11	森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実	水産林政部林業振興課	大類 清和	022-211-2911
12	海岸保全施設(防潮堤等)の適正管理に要する財政措置の拡充	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173	
		土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214	
		水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674	
13	土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援	土木部防災砂防課	小原田 満男	022-211-3232	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連以外)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
法務省	1	地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 雅浩	022-211-2771
	2	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
外務省	1	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
財務省	1	地方財源の確保	総務部財政課	吉田 美明	022-211-2312
	2	地方分権の着実な推進(道州制の推進)	震災復興・企画部震災復興政策課	玉田 祐太	022-211-2409
	3	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
	4	地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108
	5	公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108
	6	海岸保全施設(防潮堤等)の適正管理に要する財政措置の拡充	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
			水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674
7	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保	企業局水道経営課	齊藤 邦代	022-211-3416	
8	特別支援教育の充実	教育庁特別支援教育課	平塚 武信	022-211-3714	
文部科学省	1	子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策	保健福祉部子育て社会推進室	山田 範行	022-211-2529
			保健福祉部子ども・家庭支援課	菅原 武則	022-211-2532
			震災復興・企画部震災復興・企画総務課	渡邊 君浩	022-211-2415
			環境生活部共同参画社会推進課	野澤 広子	022-211-2567
			教育庁スポーツ健康課	千葉 貴浩	022-211-3667
	2	仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策	経済商工観光部産業人材対策課	小林 由美子	022-211-2764
	3	外国人材等への日本語教育の充実に向けた支援	経済商工観光部国際企画課	佐治 章彦	022-211-2972
	4	公立義務諸学校の教職員定数の改善	教育庁義務教育課	追泉 元康	022-211-3642
	5	チーム学校を支える地域との連携を図る地域連携担当職員の配置	教育庁高校教育課	長田 晃明	022-211-3625
	6	国際バカロレア申請校への支援	教育庁高校教育課	遠藤 秀樹	022-211-3624
7	特別支援教育の充実	教育庁特別支援教育課	平塚 武信	022-211-3714	
8	学校給食施設補助交付要綱の改正(基準面積の見直し)	教育庁施設整備課	伊藤 謙一	022-211-3352	
9	学校施設環境改善交付金における各種環境改善事業等の推進	教育庁施設整備課	伊藤 謙一	022-211-3352	
10	文化財整備に対する財政支援の充実	教育庁文化財課	関口 重樹	022-211-3683	
厚生労働省	1	地域医療介護総合確保基金の財源配分及び交付スケジュールの前倒し等	保健福祉部医療政策課	日野 貴広	022-211-2618
			保健福祉部長寿社会政策課	南 広貴	022-211-2549
	2	地域生活支援事業費等補助金に係る十分な財政措置	保健福祉部障害福祉課	山田 英樹	022-211-2538
	3	社会福祉施設等施設整備費補助金に係る十分な予算措置	保健福祉部障害福祉課	後藤 尊之	022-211-2544
	4	上水道事業関連施設の更新・耐震化に関する補助制度に係る制度拡充と予算の確保	環境生活部食と暮らしの安全推進課	川本 剛	022-211-2645
			企業局水道経営課	吉田 洋	022-211-3417
	5	地域医療対策の充実	保健福祉部医療政策課	後藤 秀剛	022-211-2622
	6	医師等医療従事者確保対策の推進	保健福祉部医療人材対策室	小野 裕史	022-211-2692
			保健福祉部医療人材対策室	八巻 直恵	022-211-2615
7	東日本大震災の被災地における介護関連の人材確保等に向けた規制改革の推進	保健福祉部長寿社会政策課	梅澤 健志	022-211-2554	
8	子ども・子育て支援新制度の充実及び子どもの安全確保対策	保健福祉部子育て社会推進室	山田 範行	022-211-2529	
		保健福祉部子ども・家庭支援課	菅原 武則	022-211-2532	
		震災復興・企画部震災復興・企画総務課	渡邊 君浩	022-211-2415	
		環境生活部共同参画社会推進課	野澤 広子	022-211-2567	
		教育庁スポーツ健康課	千葉 貴浩	022-211-3667	
9	自死対策に係る財源措置の継続	保健福祉部精神保健推進室	高橋 みね	022-211-2518	

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連以外)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	10	仙台高等専門学校及び東北職業能力開発大学校等を活用した人材確保の対策	経済商工観光部産業人材対策課	小林 由美子	022-211-2764
	11	地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 雅浩	022-211-2771
農林水産省	1	地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 雅浩	022-211-2771
	2	「総合的なTPP等関連政策大綱」関連予算の確保と国際貿易交渉への適切な対応	農政部農業政策室	藤田 悦生	022-211-2892
			水産林政部水産林業政策室	田村 光広	022-211-2496
	3	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置	農政部農山漁村なりわい課	吉田 智	022-211-2874
	4	日本型直接支払における予算確保と地方財政措置の充実	農政部農山漁村なりわい課	佐々木 努	022-211-2866
			農政部農山漁村なりわい課	吉田 智	022-211-2874
			農政部みやぎ米推進課	千葉 佳朗	022-211-2846
	5	協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と県への配分	農政部農業振興課	木村 政浩	022-211-2837
	6	農業委員会活動に係る機構集積支援事業交付金の十分かつ確実な予算措置	農政部農業振興課	佐々木 均	022-211-2834
	7	農地中間管理事業に係る制度の維持及び内容の拡充と十分な予算措置	農政部農業振興課	横田 善尚	022-211-2835
	8	新規就農者支援施策に係る安定的な予算確保と確実な運用	農政部農業振興課	小高 勝範	022-211-2836
	9	主要農作物種子法廃止後の種子生産体制の維持に係る財政措置の継続	農政部みやぎ米推進課	寺島 英樹	022-211-2841
	10	強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業に係る十分な予算措置	農政部みやぎ米推進課	千坂 智彦	022-211-2844
			農政部農業振興課	横田 善尚	022-211-2835
	11	水田活用の直接支払交付金等に係る恒久的な制度の確立と安定した財源の確保	農政部みやぎ米推進課	佐藤 淳	022-211-2842
	12	特定家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置に係る資機材の広域的(東北ブロック等)備蓄保管管理体制の整備	農政部畜産課	山田 治	022-211-2854
	13	農山漁村地域整備交付金の十分な財源確保	農政部畜産課	荒木 利幸	022-211-2852
			水産林政部林業振興課	佐藤 大輔	022-211-2913
			水産林政部森林整備課	中澤 健一	022-211-2923
			水産林政部漁港復興推進室	千田 徹也	022-211-2942
	14	競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進	農政部農村整備課	渋谷 健一	022-211-2873
	15	農業用ため池の防災・減災対策の推進	農政部農村整備課	大平 正隆	022-211-2875
16	水産業競争力強化緊急事業(水産業競争力強化のための漁船導入)に係る制度の維持及び十分な予算措置	水産林政部水産業振興課	鈴木 永二	022-211-2932	
17	新規漁業就業者支援施策の十分な予算措置と漁家子弟の支援対象への追加	水産林政部水産業振興課	須藤 篤史	022-211-2935	
18	くろまぐろ漁獲管理に伴う産地魚市場・水産加工業者等に対する水揚げ減少対策支援の創設	水産林政部水産業基盤整備課	小野寺 恵一	022-211-2944	
19	林業の成長産業化に向けた県産木材利用促進と生産基盤の充実	水産林政部林業振興課	佐藤 大輔	022-211-2913	
		水産林政部森林整備課	熊田 有希	022-211-2921	
20	森林経営管理法で定める新たな経営管理の円滑な実施に向けた支援の充実	水産林政部林業振興課	大類 清和	022-211-2911	
21	松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底	水産林政部森林整備課	熊田 有希	022-211-2921	
22	海岸保全施設(防潮堤等)の適正管理に要する財政措置の拡充	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173	
		土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214	
		水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674	
経済産業省	1	水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進	環境生活部再生可能エネルギー室	沼澤 縁	022-211-2683
	2	風力等の再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備	環境生活部再生可能エネルギー室	佐藤 一樹	022-211-2654
	3	地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 雅浩	022-211-2771
	4	工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への予算の確保	企業局水道経営課	吉田 洋	022-211-3417
国土交通省	1	地域公共交通への支援の拡充	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436
	2	阿武隈急行線の設備改修及び車両更新に対する財政支援の強化	震災復興・企画部総合交通対策課	廣藤 智之	022-211-2436
	3	地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策	経済商工観光部雇用対策課	佐藤 雅浩	022-211-2771
	4	地方創生・国土強靱化に向けた通常予算の確保	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108
	5	公共土木・建築施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充	土木部土木総務課	柴田 正義	022-211-3108

要望項目に係る問合せ先  
(東日本大震災関連以外)

要望先省庁	要望番号	要 望 項 目	担 当 部 課	担当者	電話番号
	6	海岸保全施設(防潮堤等)の適正管理に要する財政措置の拡充	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173
			土木部港湾課	高橋 徹	022-211-3214
			水産林政部漁港復興推進室	佐藤 雅之	022-211-2674
	7	異常気象に対する防災対策の予算確保	土木部河川課	小野寺 正樹	022-211-3173
	8	鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進	土木部河川課	今野 甚二	022-211-3182
	9	土砂災害警戒区域等の指定促進のための財政的支援	土木部防災砂防課	小原田 満男	022-211-3232
	10	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る予算の確保	企業局水道経営課	齊藤 邦代	022-211-3416
	11	交通安全施設の整備充実に必要な予算措置	警察本部会計課	大須賀 俊之	022-221-7171
			警察本部交通規制課	阿部 純一	022-221-7171
			震災復興・企画部総合交通対策課	佐藤 天星	022-211-2438
			土木部道路課	石達 直樹	022-211-3153
環境省	1	水素社会の実現に向けたモビリティ分野における水素利用の促進	環境生活部再生可能エネルギー室	沼澤 縁	022-211-2683
	2	鳥獣被害を減少させるための指定管理鳥獣捕獲等事業に係る制度の充実・強化	環境生活部自然保護課	伊藤 智明	022-211-2673
	3	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等の発生の抑制及び適切な回収・処理等の推進	環境生活部循環型社会推進課	留目 浩一	022-211-2463
	4	循環型社会形成推進交付金(浄化槽一般会計分)の予算確保	環境生活部循環型社会推進課	瀧 栄子	022-211-2648